

R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫

石・石井 新築工事建築（着指）（担）

図 面 リ ス ト											
		通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名	
		01	A - 00	表紙・図面目録	28	S-01	構造特記仕様書	50	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書（1）（2）	
		02	共-01・02	営繕工事共通仕様書（1）（2）	29	S-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）	51	M-01	衛生器具表・樹リスト・要領図	
		03	共-03・04	営繕工事共通仕様書（3）（4）	30	S-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）	52	M-02	給排水設備 配置図	
		04	共-05・06	営繕工事共通仕様書（5）（6）	31	S-04	鉄骨工作標準図（1）	53	M-03	給排水設備 平面図	
		05	建特-01・02	建築工事特記仕様書（1）（2）	32	S-05	鉄骨工作標準図（2）	54	M-04	換気機器表、換気設備 平面図	
		06	建特-03・04	建築工事特記仕様書（3）（4）	33	S-06	柱脚工法設計・施工標準図（1）【参考図】				
		07	建特-05・06	建築工事特記仕様書（5）（6）	34	S-07	柱脚工法設計・施工標準図（2）【参考図】				
		08	建特-07・08	建築工事特記仕様書（7）（8）	35	S-08	鋼管杭工法設計施工標準仕様書 【参考図】				
		09	建特-09・10	建築工事特記仕様書（9）（10）	36	S-09	ポーリング柱状図（1）				
		10	建特-11	建築工事特記仕様書（11）	37	S-10	ポーリング柱状図（2）				
		11	A-01	付近見取図・敷地求積図	38	S-11	杭伏図				
		12	A-02	建物求積図	39	S-12	基礎伏図				
		13	A-03	配置図【現況図】	40	S-13	1階床伏図				
		14	A-04	内外部仕上表	41	S-14	屋根伏図				
		15	A-05	配置図（計画図）	42	S-15	軸組図（1）				
		16	A-06	1階平面図	43	S-16	軸組図（2）				
		17	A-07	屋根伏図	44	S-17	基礎・地中梁リスト				
		18	A-08	基礎伏図	45	S-18	鉄骨部材リスト				
		19	A-09	立面図（1）	46	S-19	鉄骨詳細図				
		20	A-10	立面図（2）	47	S-20	雑詳細図				
		21	A-11	断面図							
		22	A-12	矩計図							
		23	A-13	建具表							
		24	A-14	部分詳細図（1）	48	Z-01	仮設計画図				
		25	A-15	部分詳細図（2）	49	Z-02	概略工程表（参考）				
		26	A-16	部分詳細図（3）							
		27	A-17	配置図【建築工事完成図】							

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

【注記】本図以降の図中の工事名は「R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（着指）（担）」に読み替えるものとする。

縮尺 A2：100% A3：70.7%	徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（着指）（担）	図面番号 A - 00	株式会社 象 企 画 設 計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第91093号 林 貴	
	設計 R8.05	竣工	図面名称 表紙・図面目録	縮尺 1：－		

工事名：
R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
石・石井 新築工事建築（担）（着指）

営繕工事共通仕様書

Ⅰ．工事概要

1． 工事名称

R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築(担)(着指)

2． 工事場所

徳島県名西部石井町石井字石井1677番3

3． 建物概要

建物名称	家畜防疫資材倉庫
構造・規模	鉄骨造 地上1階
敷地面積	1632.55(m2)
延床面積	612.58(m2)
消防法施行例別表第1の区分	14項

4． 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	家畜防疫倉庫新築工事

5． 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 2 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6． その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1． 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2． 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3． 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4． 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5． 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

工事名：
R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
石・石井 新築工事建築（担）（着指）

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6． 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7． 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8． 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9． 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10． 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

㉒ 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11． 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12． 交通安全管理

- 輸送災害の防止

工事名：R 8 宮繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- ・さし柙整備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし柙整備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理する。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (あり ・ なし)

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1.及び関係法令により行うこと。
・事前調査は、次の者が行うこと。
- (1) 建築物、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）
 - (2) 工作物：下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・ 送電設備（ケーブルを含む。）	・ 工作物石綿事前調査者
・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） ・ これと同等の能力を有する者（※）
・ 上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）		

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - ・その場合の分析方法は、JIS A 1481-11によること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに建設リサイクル法通知済証を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、建設リサイクル法通知済証掲示後の全写真写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行なう者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.26建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージョン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の材質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果が再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するものに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

工事名：R 8 宮繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。
さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するも

- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合にはあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合には木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」）を含む。が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、これらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標章等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であるものを施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品 （注） ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- ⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じた時、現場の納付又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合の場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員が常駐できないで、疑問など、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づく、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあつては、設計図書に従つて忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等(あらゆる試験できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械

工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレーンクレーン	・ 油圧ユニット（次に示す基礎工食用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リパッサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

- ② 低騒音・低振動型建設機械
 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変遷が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
・ ブルドーザー ・ バックホウ（※） ・ ドラグライン、クラムシェル ・ トラクターショベル ・ パイプロハンマー（※） ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポンプ（車） ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発電発電機	・ クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・ 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 （※）印の機械は低振動基準有

- ③ 特定自主検査
 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行
 ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等
 ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
 ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ
 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千円未満の工事
 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千円以上3千円未満の工事
 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事
 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認
 設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査
 ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千円未満	—	1回
3千円以上5千円未満	—	2回
5千円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事という。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等
 ① 電子納品： 対象
 ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

- ③ 提出書類
 ・ 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 ・ 工事写真（電子データ2部）
 ・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 ・ 保全に関する資料
 ・ その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の黒板板情報電子化
 受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険
 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付除外工事
 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査
 ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除
 ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- 28 事故報告書
 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

- 29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
 ① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- ② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格
塗料	DP
防水材	変成シリコン系シーリング、ホリウレン系シーリング
断熱材	ビーズ法発泡ポリスチレンフォーム
硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP、VP

- ③ 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 (1)調達検討資材の代替資材を調達した場合
 (2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 (3)調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- ④ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
 石・石井
 新築工事建築（担）（着指）

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
 1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。ただし、施設管理者と協議の上、了解が得られた場合はこの限りでない。

- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 当該敷地には埋蔵文化財がある為、杭地業、掘削工事、基礎工事等の工事日時を事前に監督員に報告し、立会が必要か確認を行う。
- ⑤ 掘削工事後、埋蔵文化財の試掘を受注者にて行うため協力すること。
- ⑥ その他埋蔵文化財関連で試掘等が必要となった場合は協力すること。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）

備品等名称：
 保管場所：
 注意事項：

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は1週間とする。切り回し時期については、仮囲い設置後頃とする。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に110日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）
- ② 警備員は、延110人（昼110人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「3章 土工事」に記載している。なお、場外抛出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

6. 他工事との取合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表（参考）」による。

7. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ② 採取器具は受注者にて用意すること。
- ③ 測定箇所

測定対象室	測定箇所数
家畜防疫資材倉庫	4

- ④ 測定は、次のいずれかにより行う。
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第 1347号）第56-3(3)「口 測定の方法」において定められた方法
 - パッシブ型採取機器を用いる方法パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
 - 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。
 - 5時間閉鎖
 - 1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
 - 測定
 - イ. 2)の状態のままで測定する。
 - ロ. 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
 - ハ. 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。- 分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
- 測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。

⑤ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。
- 工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
 石・石井
 新築工事建築（担）（着指）
8. 技能士の適用
- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。

③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。
- 印・・・適用作業
- | 工事種目 | 技能検定職種 | 技能検定作業 |
|--------|------------|---|
| 仮設 | とび | ○ とび作業 |
| 鉄筋 | 鉄筋施工 | ○ 鉄筋組立て作業 |
| コンクリート | コンクリート圧送施工 | ○ コンクリート圧送工事作業 |
| 型枠 | 型枠施工 | ○ 型枠工事作業 |
| 鉄骨 | 鉄工 | ○ 構造物鉄工作業 |
| 防水 | 防水施工 | ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
・ シーリング防水工事作業 |
| タイル | タイル張り | ・ タイル張り作業 |
| 屋根及びとい | 建築板金 | ○ 内外装板金作業 |
| 金属 | 建築板金 | ○ 内外装板金作業 |
| 左官 | 左官 | ○ 左官作業 |
| 建具 | 建具製作 | ・ 鋼製建具
○ 軽量シャッター |
| | ガラス施工 | ・ ガラス工事作業 |
| 塗装 | 塗装 | ・ 建築塗装作業 |
| 内装 | 内装仕上げ施工 | ・ 鋼製下地工事作業
・ ボード仕上げ工事作業 |
| 配管 | 配管 | ・ 建築配管作業 |
- 2章 仮設工事
1. 敷地の状況確認
- 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。
2. ベンチマーク
- 設計GLの設定は、BM（+240）を±0とし、NGLはBM±（-370～+250）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2)（一社）仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）
 - ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： 8m以下、鉛直方向： 9m以下）
 - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場（図示の通り）
 - ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）

⑥ 仮囲い（図示の通り）

⑦ ゲート（有・無 図示の通り）

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ その他
4. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は（設ける（面積○ m2程度）・設けない）

② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 3) 請負加入電話の子機
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) ファクシミリ他
 - 6) インターネット回線（光回線、Wi-Fi等）
- 設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 實 番号 86203号
- 建特-01 建築工事特記仕様書(1)
- 設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 實 番号 86203号
- 建特-02 建築工事特記仕様書(2)

工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

5. 工事用用水、電力等

①

既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ）

電力料金（ 有償 ・ 無償 ）

②

既存水利用（ 出来る ・ 出来ない ）

用水料金（ 有償 ・ 無償 ）

ただし、施設管理者と協議すること。
6. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

①

同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）

設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

②

借地借家料

円

3章 土工事

1. 根切り

①

周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

②

敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

③

根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。

なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
2. 排水

工事

に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土

①

使用土は（ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。

②

建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。

ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。

1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
 2) 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合

③

余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。

④

六価クロム溶出試験を（ 行う ・ 行わない ）。

・ 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。
 ・ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）について「六価クロム溶出試験実施要領（案）」（H13.5.11建設第166号一部変更）により実施する。

・ 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
4. 地均し

①

建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。

②

地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。
5. 建設発生汚泥の処理

①

現場内再生利用とする。

②

発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容等を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。

③

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。
6. 山留め

①

山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。

また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。

②

法面施工の場合（ 素堀り ・ 多段式 ）

③

山留めの存置 存置範囲は図示による。

④

鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。

工事名：
 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫
 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

4章 地業工事

1. 一般事項

①

試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。

②

排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。
2. 鋼杭地業

○

先端羽根付回転貫入鋼管杭（ETP工法）

①

支持層は駆動用の電動機の電流値により確認する。

②

杭先端は支持層に（ 1DW（翼径分） ）m以上根入れする。なお、岩盤等で困難な場合は、監督員と協議する。

③

杭長は支持層確認後決定する。

④

寸法、継手、性能等 ※杭伏図参照

	材料	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計 支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭 中杭 下杭							
			(杭伏図参照)					
本杭	上杭 中杭 下杭							

⑤

回転貫入工法

⑥

先端部の形状は（ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉塞形 ）とし、補強は標準仕様書による。

⑦

支持層の位置及び土質は図示とする。

⑧

杭の継手の工法は（ アーク溶接 ・ 機械式継手 ）とする。

⑨

鋼管ぐいの現場継手の形状は、JIS A 5525による。
3. 支持力及び支持地盤の確認

①

支持層の確認は、掘削した土砂を確認し、監督員の承認を受けること。

②

杭底杭は、（財）日本建築センターの評価工法とする。工法名（ 先端羽根付回転貫入鋼管杭（ETP工法） ）

工 法	設計支持力	支持力の算定方法または確認方法
ETP工法	1150KN/本、770KN/本	ETP工法支持力算定式

③

受注者は、杭の施工に当たり、杭先端が設計図書に示された支持層に達したことを掘削（回転）抵抗値、掘削土の状況などにより、杭全数について1本1本適切に確認しなければならない。

また、確認のための 資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員へ提出しなければならない。

④

杭の施工に当たり、支持層への到達、現場接合及び先端処理については、全本数について監督員等の立会を受けなければならない。また、円滑に立会が行えるよう、杭のスケジュール管理表（任意様式）を作成し、事前に監督員へ提出して確認を受けなければならない。

なお、立会で確認した資料等については、工事現場において読み取り可能な状態で写真撮影し、立会写真とともに監督員へ提出しなければならない。
4. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

①

材料は、市場品とする。

②

砂利及び砂地業

・砂利は、（ 切込砂利 ・ 切込碎石 ・ 再生クラッシュラン ）とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利			
切込碎石	基礎下、スラブ下、土間下	60・100	C-40程度
再生クラッシュラン			

 ・ 締固めは、ランマー3回突き、振動コンバクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
 ・ 厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。

③

締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

④

捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、 厚さは 50 mmとする。

⑤

床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱材のある場合ののみ込みは400mm以上とする。

⑥

防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

土間下断熱材：押出法ポリスチレンフォーム 断熱材3種bA t=25 敷込

工事名：
R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

5章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号

規格名称

種類の記号

径(mm)

JIS G 3112

鉄筋コンクリート用棒鋼

—

建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋

—

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

鉄筋の継手は(

重ね継手

 ・

ガス圧接継手

 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手をを用いない。

鉄筋の継手の位置は図示による。

結束線の端部は内側に折り曲げる。

柱、梁の主筋は、(

ガス圧接継手

 ・ 機械式継手)とする。

耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。

先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

スラブのスパーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスパーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。

各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。

5. 帯筋

形の種別は構造図による。

6. 梁貫通孔補強

補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。

梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

7. ガス圧接

圧接技能資格者は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。

検査は、外観検査及び(引張試験 ・

超音波探傷試験

)による。

切取り部分の継手は次のとおりとする。

柱、梁の主筋(D19以上)

圧接

上記以外

(圧接 ・

重ね継手

)

8. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項

コンクリートの類別

I 類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）

II 類（I 類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート）

設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	(軽量)種類	気乾単位容積 重量 (t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	30	Fc+(S)	15	有	—	2.3	基礎・基礎梁・スラブ
普通コンクリート	21	Fc+(S)	18	有	—	2.3	腰壁
普通コンクリート	18	18	15	無	—	2.3	捨てコンクリート

構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
2. コンクリートの仕上がり

コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・

B

 ・ C)種とする。

コンクリートの仕上りの平たんさの種別は標仕 表6.2.5による。

工事名：
R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

3. コンクリートの材料及び調合

セメントの種類は、(

普通ポルトランドセメント

 ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

高炉セメントB種適用箇所()

フライアッシュセメントB種適用箇所()

骨材は、標仕6.3.1(2)による。

細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。

細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

試練りは(行う ・

行わない

)。

所要空気量は4.5%±1.5%とする。

混和材料を使用する場合の種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。
4. 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

打継ぎの位置

梁及びスラブ(

スパンの中央又は端から1/4付近

 ・ 図示による)

柱及び壁(スラブ、梁又は基礎の上端 ・ 図示による)

コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による

ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法(

図示による

 ・)
5. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。
6. 型枠

型枠は、(県産木製型枠 ・

合板

 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	—	なし			
標仕6.8.2 (2)(ア)	A種	あり			
標仕6.8.2 (2)(イ)	B種	なし	合板	12	コンクリート打放し部分、地中梁(見掛け)、室内巾木
標仕6.8.2 (2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2 (2)(イ)	普通型枠	なし		12	GL下基礎

スリーブの材質、規格等()

外部に面するコンクリートの打ち増し厚さは(20)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。

打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

7章 鉄骨工事

1. 一般事項

製作工場は、国土交通大臣の認定による(R)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。

鉄骨製作工場には施工管理技術者を(

置く

 ・ 置かなくともよい)

工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。
2. 材料

鋼材の種類は次により、形状及び寸法は図示による。

種類の記号	規格名称等	規格番号	適用箇所
SS400	一般構造用厚延鋼材	JIS G 3101	大梁、小梁、鋼板
SN490B	建築構造用圧延鋼材	JIS G 3136	内ダイヤ
SN490C	建築構造用圧延鋼材	JIS G 3136	通しダイヤ
BCR295	建築構造用冷間ロール成形角形鋼管	日本鉄鋼連盟 製品規定 MDCR0002	柱
STK400	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	庇吊材
STKR400	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	笠木受、開口補強材等
SSC400	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	小梁、胴縁
SNR400	建築構造用圧延棒鋼	JIS G 3138	ブレース

高力ボルトは、(

JIS形高力ボルト

 ・

トルシア形高力ボルト2種

 ・

溶融亜鉛めっき高力ボルト

)とする。

径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種(F8T)

普通ボルト及びナットの材料等は(

JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181)

 ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。

径は、()とし、使用箇所は図示による。

構造用アンカーボルトの材質は(

ABR400

 ・ ABR490)とする。

建方用アンカーボルトの材質は(SS400 ・ SS490)とする。

溶接材料は、標仕7.2.5による。

ターンバックル

胴の種類(

割枠式

 ・ パイプ式)

ボルトの種類(

羽子板ボルト

 ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)

ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M16・M20)×()mmとする。

柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。

セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。

混和材は、セメント系膨張材(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。

砂、配合比等は、製造所の仕様による。

無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。

工事名： R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

3. 材料試験
- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- ③ 板厚方向の引張試験を（ 行う ・ 行わない ）。
4. 工作一般
- ① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- ② 床書き現寸図は作成（ する ・ しない ）。
- ③ 鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
- H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 仮組を（ 実施する ・ 実施しない ）。

5. 高力ボルト接合
- ① すべり係数試験は（ 行う ・ 行わない ）。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
- 1) 表面粗度測定機による測定
- 2) プラスト機器の性能表による確認
- 3) スプライズプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
- 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.5〔締付け施工法の確認〕に準じる。
- ⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合
- ① 普通ボルトの戻止めは（ 二重ナット ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。
- ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は（ JIS B 1256 ・ ）による。

7. 溶接接合
- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。
- ⑤ スクラップの形状は、図示による。
- ⑥ 鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ 行わない ）。行う場合は図示による。
- ⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。

- ⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- ⑨ 溶接部の外観試験は、「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1464号)第二号に関する試験 及び JASS 6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕の付表3「溶接」に関する試験を行うものとし、試験方法等は、JASS 6 10.4 e.「溶接部の外観検査」に準じて行う。
- ⑩ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を行う場合の平均出検品質限界(AOQL)は（ 2.5%以下 ・ 4%以下 ）とし、検査水準は（ 第6水準 ）とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	ガス圧接部	30箇所	

8. 錆止め塗装
- ① 素地ごしらえは、標仕 表18.2.2（ A ・ B ・ C ）種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。
- ② 塗料種別
- ・鉄面 標準仕様書 表18.3.1の（ As ・ Bs ）種
- ・亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の（ Az ・ Bz ・ Cz ）種
- ③ 塗料塗り種別
- ・鉄面 標準仕様書 表18.3.3の（ A ・ B ）種（工場1回＋工場又は現場1回）
- 耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標準仕様書 表18.3.4による。
- ・亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.5の（ A ・ B ・ C ）種（製造所1回＋現場1回）
- 耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標準仕様書 表18.3.6による。

9. 工事現場施工
- ① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
- ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 構造用アンカーボルトを（ 使用する ・ 使用しない ）。
- ・構造用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- ・構造用アンカーボルトの保持及び埋込みは、（ 図示による ）。
- ③ 建方用アンカーボルトを（ 使用する ・ 使用しない ）。
- ・建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- ・建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（ A ・ B ）種とする。
- ④ 柱底均しモルタル工法は（ A ・ B ）種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

工事名： R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

10. 溶融亜鉛めっき工法
- ① 摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ リン酸塩処理 ）とする。
- ② プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。
- ③ リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。
- ④ すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

8章 防水工事

1. 一般事項
- 防水下地の乾燥については、高周波水分計による下地水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。

2. シーリング
- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- | シーリング材の種類 | | 施工箇所 | 目地寸法 | | 接着性試験
(引張、簡易) | 備考 |
|-----------|----------------|-------------|------|----|------------------|----|
| 記号 | 主成分及び硬化機構による区分 | | 幅 | 高さ | | |
| MS-2 | 変性シリコン系 | 外壁、笠木間目地 | 15 | 10 | 簡易 | |
| MS-2 | 変性シリコン系 | 鋼製建具 | 25 | 10 | 簡易 | |
| MS-2 | 変性シリコン系 | 吊底ハカマプレート廻り | 25 | 10 | 簡易 | |
| PU-2 | ポリウレタン系 | RC誘発目地 | 20 | 10 | 簡易 | |
| | | | | | | |

ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験省略することができる。

- ② シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。

9章 タイル工事

1. セメントモルタルによるタイル張り
- | 施工箇所 | 形状/寸法
(mm) | 吸水率による区分
(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類) | うわぐすり
(施ゆう・無ゆう) | 役物
(有・無) | 色
(標準・特注) | 再生材の
適用 | 耐凍害性
(有・無) | 耐滑り性
(有・無) | 下地処理 | 備考 |
|------|---------------|----------------------|--------------------|-------------|--------------|------------|---------------|---------------|------|----|
| 段鼻 | 150x60 | Ⅰ | 無ゆう | 無 | 標準 | | 有 | 有 | | |
| | | | | | | | | | | |

- ① 壁タイル張り工法（ ）
- ② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- ③ タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- ④ 見本焼きを（ 行う ・ 行わない ）。
- ⑤ 試験張りを（ 行う ・ 行わない ）。
- ⑥ 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- ⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

10章 屋根及びとい工事

1. 一般事項
- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
- ② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分等
- 基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分（ Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ ）
- 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ 35 ）

2. 折板葺
- ① 折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。
- | 施工箇所 | 材料 | 銅板の厚さ
(mm) | 塗装面 | 形式 | 山高(mm) | 山ピッチ
(mm) | 耐力 | 軒先面戸
板の適用 | 裏打ち材
の有無 |
|------|--|---------------|-----|----|--------|--------------|---------------|--------------|-------------|
| 屋根 | ハゼ締め併用嵌合式折版
塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板 | 0.8 | 片面 | 図示 | 160 | 500 | 4.173
kN/㎡ | 有 | 無 |
| 庇 | 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板 | 0.8 | 両面 | 図示 | 106 | 455 | 7.439
kN/㎡ | 有 | 無 |
- ② タイトフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。
- ③ 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。
- ④ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。
- ⑤ 耐雪性能に対応した工法の適用（ 有り ・ 無し ）。

3. とい
- ① 材料
- | 材種 | 規格 | 径 | 備考 |
|-------|------------|------|----|
| カラーVP | 硬質ポリ塩化ビニル管 | 100φ | |
- ② とい受金物 材種（ 溶融亜鉛メッキ ）形状（ ）取付間隔（ 2.0m ）。
- ③ 硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。
- ④ ルーフドレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。
- ⑤ さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(ア)(d)又は13.5.3(2)(イ)による。

工事名： R 8 宮繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

11章 金属工事

- 一般事項
- ① 製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。
- ② あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う ・ 行わない)。確認強度は、()kNとする。
2. 溶接、ろう付け等
- ① 溶接及びろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。ただし、垂鉛めつき面については、標仕14.2.2による。
- ② 鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。

3. 金属成形板張り

種 別	モルディング(既製品)	スパンドレル
材 質	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板鋼板t=0.5	
製 法	タテ貼、六角ドリルビス止め(メッキ品)	
板 幅	働き幅228mm	
寸 法	パネル長さ 3,230mm	
厚 さ	製品厚t=22(ビーズ発砲ポリスチレンフォーム裏打)	
形 状	図示による。	図示による。
表面処理	リブ無し	
伸縮継手		
取付下地	鋼製胴縁+ケイ酸カルシウム板t=12+透湿防水シート	
製 造 所		

4. アルミニウム製笠木

- ① 押出材材： 規格 JIS H 4100によるA6063Sとする。
部材の種類(・ 300形 ・ 350形)とする。
本体の表面処理(BB-2種)
付属部品の表面処理は、笠木本体製造所の仕様による。
- ② 曲げ材： 規格 JIS H 4000によるA1100Pとする。
厚さ()mm、形状 図示
- ③ 地域指定(・ 多雪)
- ④ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。
- ⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=()m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ ・ IV)

12章 左官工事

1. 一般事項
- ① 下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。
- ② コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

2. モルタル塗り

- ① モルタルは(現場調査材料)・既調査材料)。現場調査材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調査材料の場合はJIS A 6916による。

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
プラットホーム	金こて		無し	プラットホーム段差処理

- ③ 防水剤の製造所：評価名簿による。
- ④ 目地の位置及び寸法は、図示による。
- ⑤ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
- ⑥ 総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。

3. 床コンクリート直均し仕上げ

施工箇所(家畜防疫資材倉庫・プラットフォーム)

○ 床コンクリート刷毛引き仕上

施工箇所(プラットホームスロープ)

工事名：R 8 宮繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）

13章 建具工事

1. 一般事項
- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 防火戸の指定は建具表による。
- ③ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。
- ④ 防犯建物部品の適用は、建具表による。

2. 鋼製建具

種別	使用箇所	耐風圧性	気密性	水密性	面内変形追随性	遮音性	断熱性	塗装	備考
	建具表の通り	S-4	A-2	W-3				DP	

- ② 鋼板は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量は(F12)以上とする。
なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。
- ③ 製造所：評価名簿による。
- ④ 標準型鋼製建具は、標仕16.4.6により寸法及び金物を標準化したものとし、形式及び寸法は建具表による。

3. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、標丈 表16.8.1による。
- ② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。
- ③ 金属製建具に使用する丁番は標丈表 16.8.2による。
- ④ 握り玉及びレバーハンドル、押板鉸、クレセント等の取付け位置は図示による。
- ⑤ マスターキーは、製作する(1 組)。その他の鍵の製作本数は(組)

4. 軽量シャッター

①	設置場所	家畜防疫資材倉庫		
	耐風圧強度	風速36m/S以上	耐風圧強度	800Pa以上
	開閉方式	・ 電動式(手動併用)		
	安全装置	急降下停止装置及び障害物検知装置		
	スラットの種類	カラー鋼板(標準色)t=0.8		
	シャッターケース仕様	カラー鋼板 t=0.8		
	ガイドレールの仕様	ステンレスSUS304 HL仕上		
	中柱の補強	—		
床板	アルミ形材／座板下カバー:ステンレス			

- ② 製造所：三和シャッター工業 ブロード 又は同等品

5. ガラス

① 板ガラス

種類	品種	厚さ	備考
複層合わせガラス		F4+A6+合わせガラス	合わせガラス:FL3+PVB0.75+FL3

② ガラス留め材の種類

建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ
鋼製	SR-1	建具製作所の仕様による。

14章 塗装工事

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ コリア樹脂等(コリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 錆止め塗装

錆止め塗装のままとする場合の錆止め塗装塗りの種別は、()とする。

3. 耐候性塗料(DP)

区分	種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考
亜鉛めっき鋼面	ー	B種	A種	3級	鋼製建具
コンクリート面	C種			3級	外壁

木部			
----	--	--	--

15章 内装工事

1. 合成樹脂塗床

材質	施工箇所	仕上げの種類	備考
薄膜型エポキシ樹脂系	防疫倉庫床	平滑	

2. コンクリート表面強化材

材質	施工箇所	仕上げの種類	備考
ケイ酸塩系コンクリート表面強化材	外部ブラットフォーム床		

3. せっこうボードその他ボード及び合板張り

①

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の種類	下地の種類	備考
硬質木片セメント板 JIS A 5404の規格品	バラベツ壁下地		18	－	－	鋼製胴縁下地	立上り内壁下地
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁		12	－	－	鋼製胴縁下地	外壁下地
	天井						
普通合板 農林省告示第233号							
その他							

② 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

4. 断熱・防露

①

施工箇所	種類	厚さ	工法	補修材	種類
発泡プラスチック系	ビーズ発泡ポリスチレンフォーム	20			外壁裏貼
押出法ポリスチレンフォーム	3種bA	25			土間下敷込

② ロックウール、グラスウール、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

③

断熱材現場発泡工法

種類	吹付け厚さ	施工箇所	備考
硬質ウレタンフォーム A種1H	25	図示による	

④ 製造所：評価名簿による。

16章 ユニット及びその他工事

1. 手すり及びタラップ

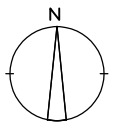
①

取付箇所	材種	形状、寸法	表面の処理	備考
ブラットホーム	ステンレス SUS304	FB-16X35	HL	

② 手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。

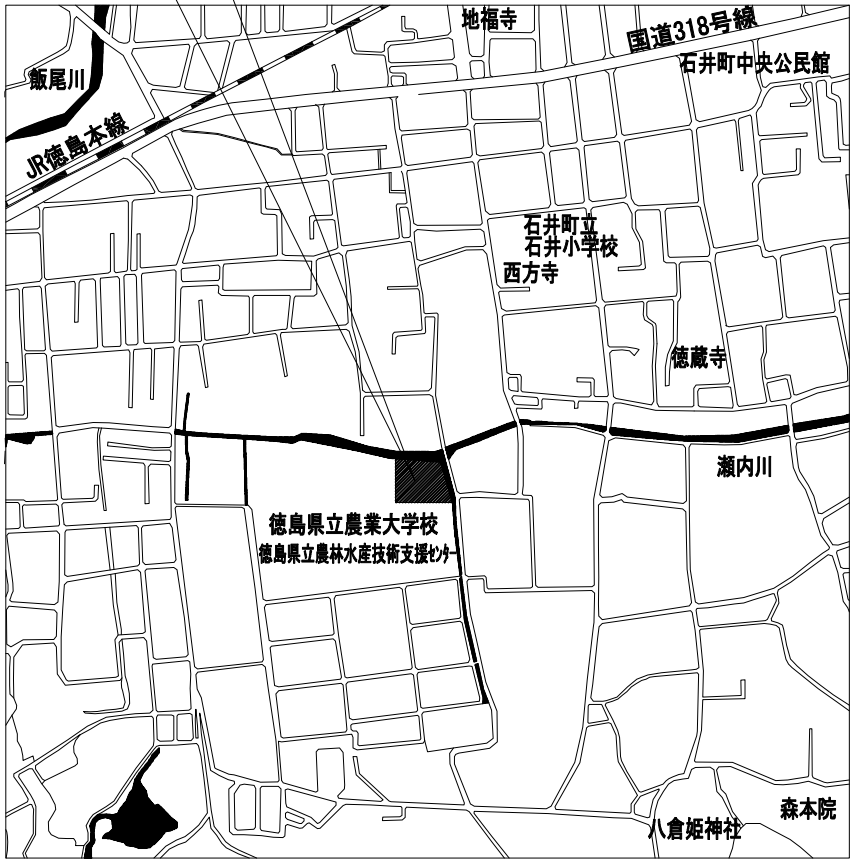
2. その他

- ①
- グレーチング排水溝（ブラットホーム）： スチール製溶融亜鉛めっき処理 細目 ノンスリップ T-20 グレーチングW=200 図示
- ②
- ガードパイプ（ブラットホーム）： φ114.3 H=850 焼付塗装 図示
- ③
- カーستッパー（ブラットホーム）： 既製硬質ゴム 中空タイプ 図示
- ④
- 避難口誘導標識:壁面用 高輝度蓄光式タイプ 日本消防設備安全センター認定品 H130xW381xt2.8 参考品番:ルミノーパー FRG-AP01程度

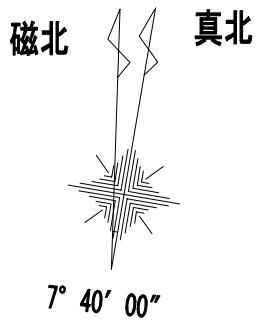


工事場所：名西郡石井町石井字石井1677番3

S=1 : 5000



付近見取図



名西郡石井町石井字石井1677-3

座標求積表

地番	1677-3			
測点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1) Y _n	距離
58-5263	118239.413	86929.430	3336264.593970	8.61
58-5266	118238.713	86938.020	-143447.733000	9.04
58-5267	118237.763	86947.019	-139115.230400	7.67
58-5268	118237.113	86954.669	-85215.575620	3.22
P58-502	118236.783	86957.879	-209568.488390	21.09
58-5505	118234.703	86978.868	-1320339.216240	13.58
58-5506	118221.603	86982.468	-1696158.126000	6.54
58-5507	118215.203	86983.828	-1039456.744600	5.60
58-5508	118209.653	86984.628	-569749.313400	1.00
58-5503	118208.653	86984.728	-479198.866552	27.22
P58-501	118204.144	86957.879	-571226.307151	12.48
58-5265	118202.084	86945.569	-331262.617890	10.39
58-5264	118200.334	86935.319	3245208.522951	39.52
	倍面積		-3265.102322	
	面積		1632.5511610	
	地積		1632.55	m ²

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

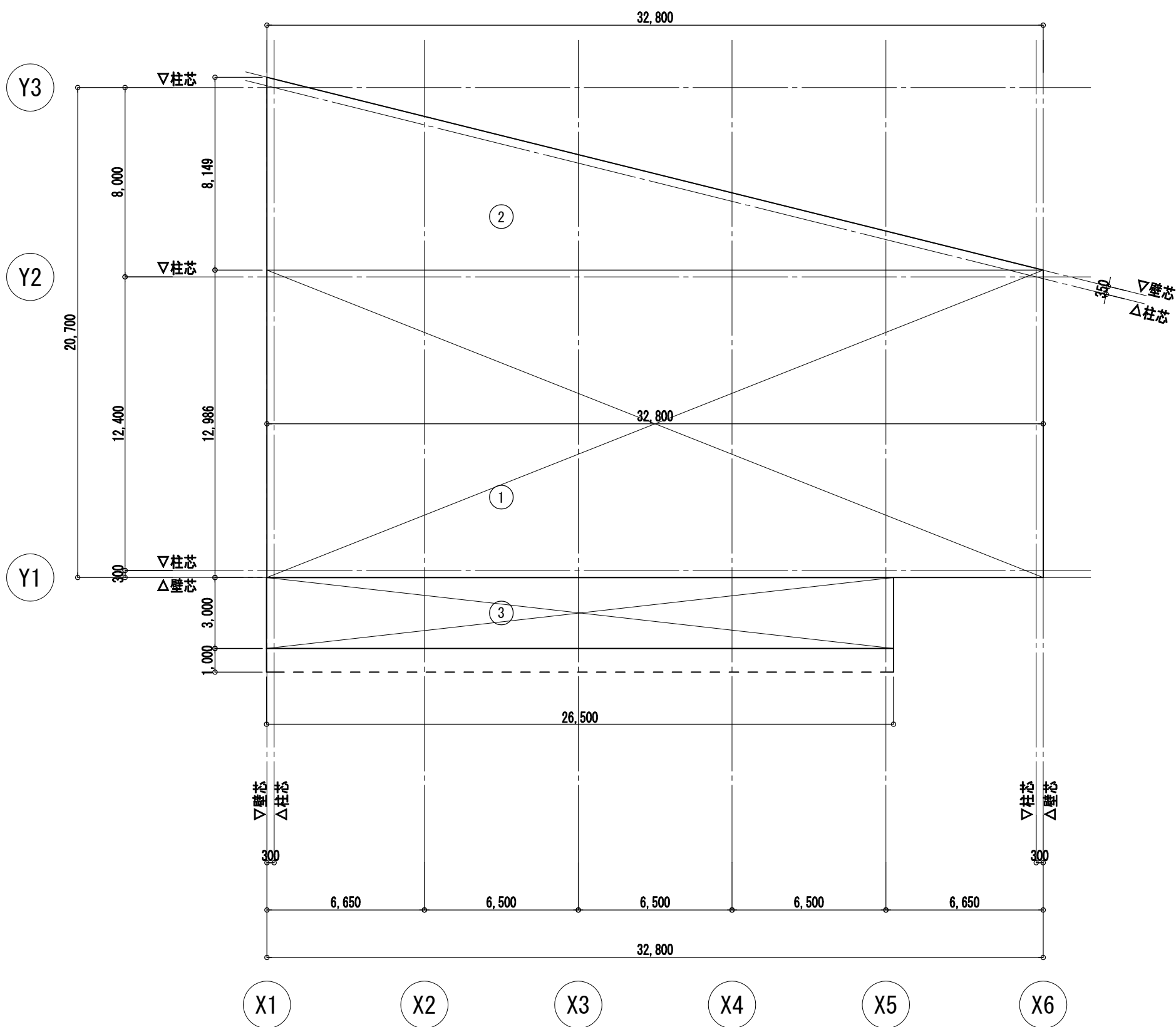
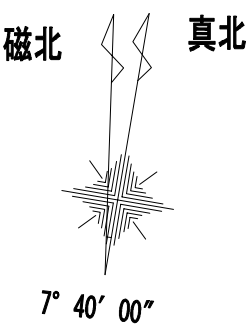
工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)

図面名称 付近見取図・敷地求積図

図面番号 A — 01

縮尺 1 : 200

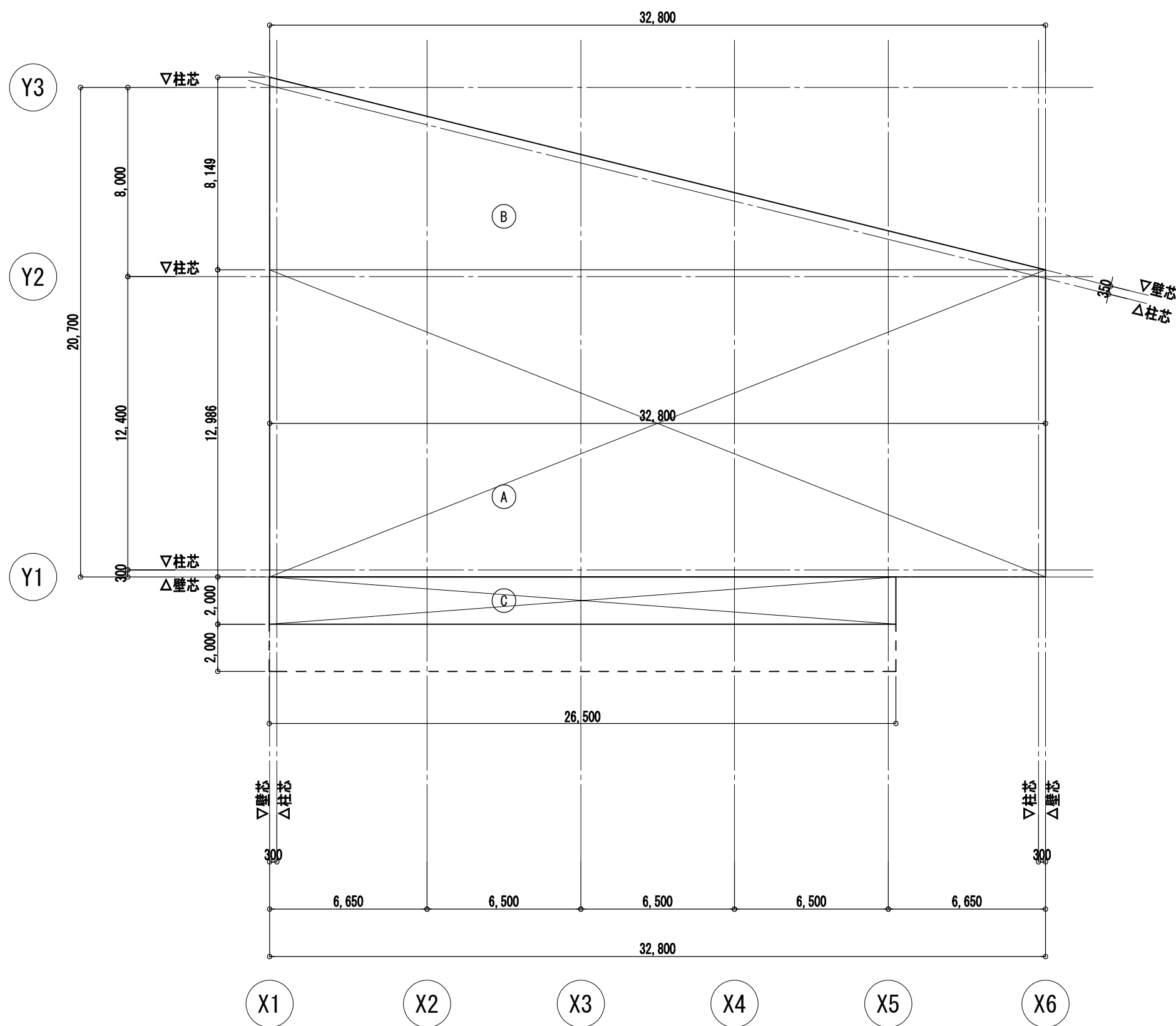
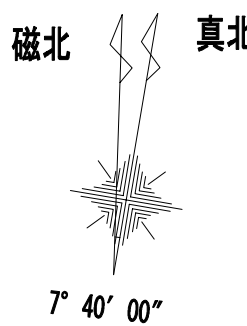
株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 實



建築面積求積図

建築面積求積表

計算式					
1	32.800	x	12.986	x	= 425.9408
2	8.149	x	32.80	x	0.50 = 133.6436
3	26.500	x	3.00	x	= 79.500
計	639.0844				
建築面積	639.08				



延べ面積求積図

延べ面積求積表

計算式					
1	32.800	x	12.986	x	= 425.9408
2	8.149	x	32.800	x	0.50 = 133.6436
3	26.500	x	2.000	x	= 53.000
計	612.5844				
延床面積	612.58				

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)

図面名称

建物求積図

図面番号

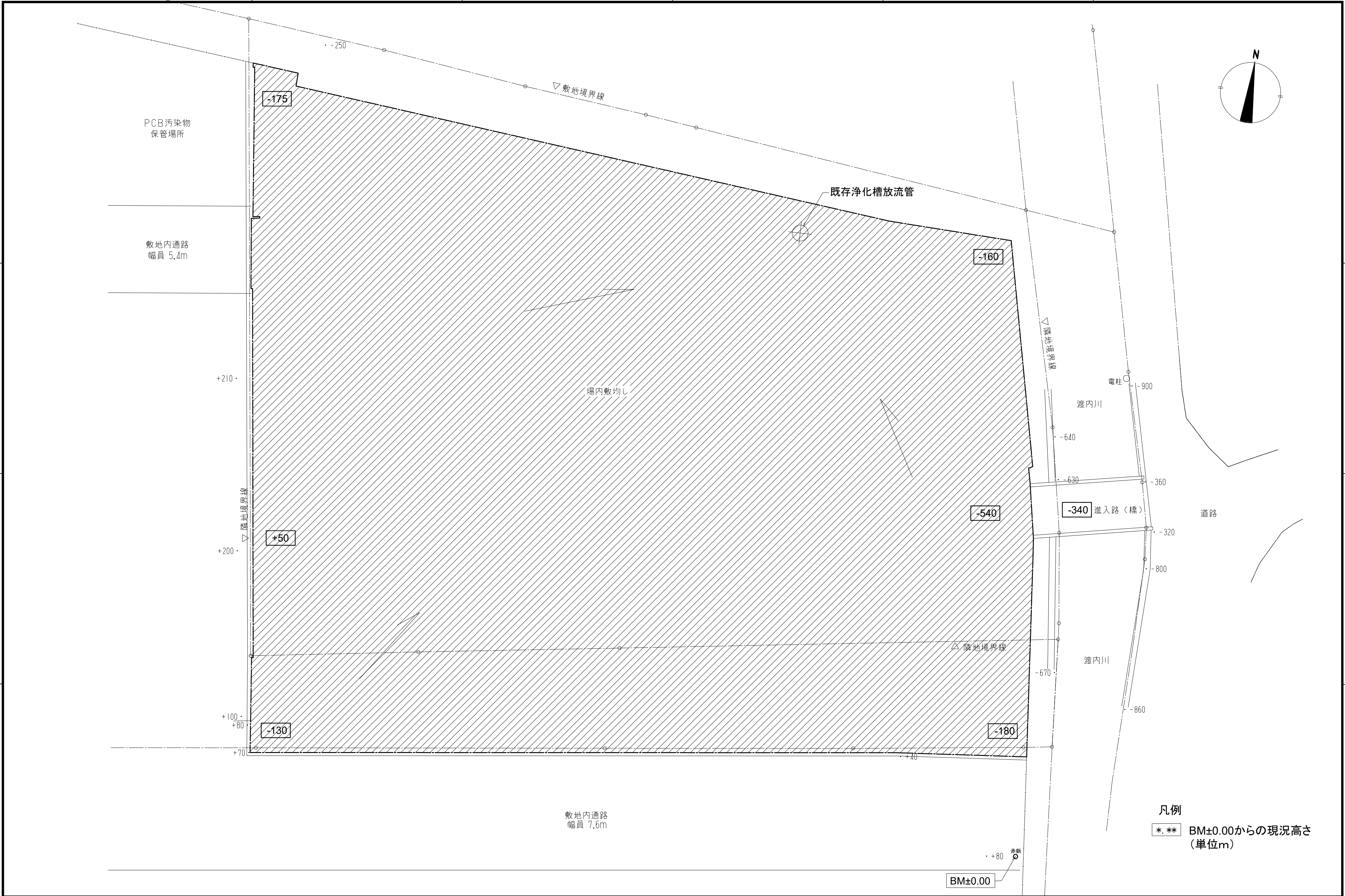
A — 02

縮尺

1 : 200

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雅賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 賢



縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築（担）（着指）

図面名称 配置図【現況図】

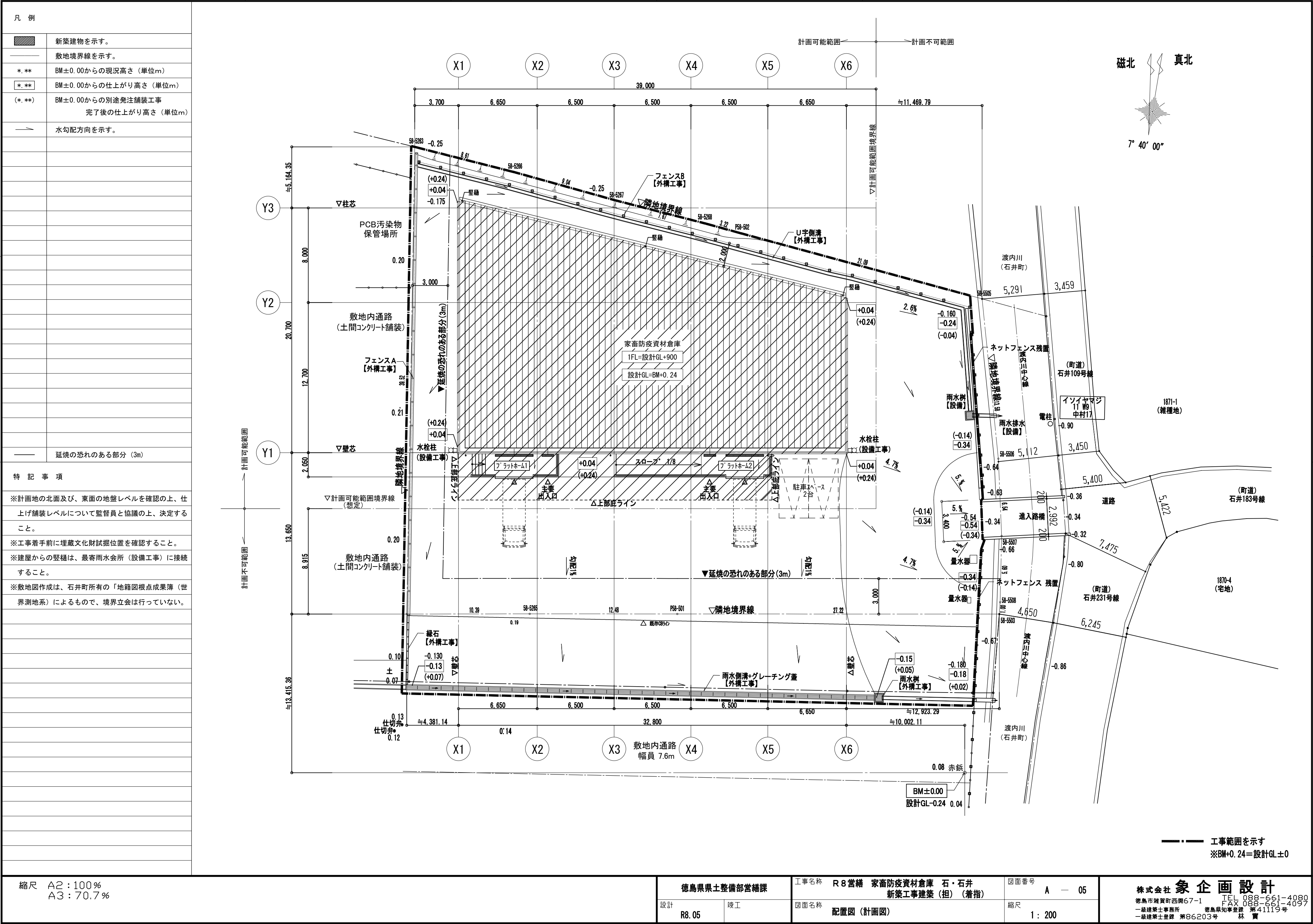
図面番号 A - 03

縮尺 1: 150

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西南67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 實

外部仕上表																							
屋根	嵌合式パレ 締め併用折版H=160 塗装溶融55%7μミニウムー亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8 (裏面:硬質ウレタンフォーム吹付 t=25 A 種1H(難燃))					ブラットホーム1 ブラットホーム2		床:コンクリート金コテ押えの上、表面硬化材 手摺:ステンレス製手摺 HL、グレチンガ 排水溝			不 燃 番 号	GB-R t=12.5		NM-8619 (不燃) 程度									
外壁	断熱材付き金属サテイング (塗装溶融55%7μミニウムー亜鉛合金めっき鋼板) t=0.5 @228 (断熱材裏貼:ヒース 発砲ポリスチレンフォーム)					ブラットホーム階段		床:コンクリート金コテ押えの上、表面硬化材 段鼻:ノスリッパ タイル 手摺:ステンレス製手摺 HL															
笠木	7μ製笠木 W200 (既製品)					外部スロープ		床:コンクリート刷毛引き仕上の上、表面硬化材 手摺:ステンレス製手摺 HL															
軒樋	屋根:カー塩ビ 製 (既製品) W150 (折版用) 庇 :耐酸被膜鋼板 t=0.5 曲げ加工																						
縦樋	カーVP縦樋φ100 排水管カバー																						
中間水切 土台水切	塗装溶融55%7μミニウムー亜鉛合金めっき鋼板 t=0.5 曲げ加工																						
腰壁	コンクリート打放し補修の上、DP塗装 誘発目地																						
吊庇	吊折版:塗装溶融55%7μミニウムー亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8 (両面塗装) 鉄骨:溶融亜鉛メッキ仕上																						
内部仕上表																							
階数	室 名	SL	FL	CH	内装制限	床:下地・仕上 (材種 工法 寸法 形状)・仕上代		幅木	壁:下地・仕上 (材種 工法 寸法 形状)・仕上代		廻り縁	天井:下地・仕上 (材種 工法 寸法 形状)・仕上代		備考 (造作 作り付け家具 取付け物 設備関連建築工事別途工事)		凡 例							
1	防疫倉庫	±0	±0	直天		RC	金コテ押えの上、防塵塗装仕上	床同材 t=200	S けいカル板	錆止め塗装 t=12 素地	—	折版	硬質ウレタンフォーム A種1H(難燃) 表し	軽量シャッター、鋼製建具、ガードパイプ、誘導標識	下地								
											S	錆止め塗装 (外周部:硬質ウレタンフォーム A種1H表し)	スチーラック・消火器 (別途工事)	RC :鉄筋コンクリート S :鉄骨 LGS :軽量鋼製下地 W :木 LC :軽量コンクリート ALC :軽量気泡コンクリート CB :コンクリートブロック GRC :ガラス繊維 補強コンクリート SFRC :スチールファイバー 補強コンクリート CFRC :炭素繊維 補強コンクリート PB :石膏ボード FB :フレキシブルボード CHP L :チェッカープレート SGP :スチールガスバイブ PB.GL :石膏ボードG.L工法 SUS :ステンレススチール けいカル板:けい酸カルシウム板 化粧けいカル板 :化粧 けい酸カルシウム板									
																				防水			
																				AS防水 :アスファルト防水 S防水 :シート防水 L防水 :塗膜防水 SS防水 :ステンレスシート防水			
																				塗料			
																				SDP :合成樹脂調合 ペイント FE :フタル酸樹脂エナメル UC :塩気硬化型ウレタン 2-UE :2液形ポリウレタン 樹脂エナメル OS :オイルステン CL :クリアフッカー LE :フッカーエナメル AP :アクリル樹脂塗料 EP :合成樹脂エマルジョン ペイント EP-G :つや有合成樹脂 エマルジョンペイント EP-T :合成樹脂エマルジョン 顔料塗料 EP-M :多彩線線塗料 2-ASE :2液形アクリルシリコン 樹脂エナメル 2-FUE :常温乾燥形フッ素樹脂 エナメル VE :塩化ビニル樹脂 エナメル DSCL :オイルステン+ クリアフッカー OF :植物油系保護塗料 NAD :アクリル樹脂形 非水分散形塗料塗			
						縮尺 A2:100% A3:70.7%																	
						徳島県土木整備部営繕課								工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築 (担) (着指)				図面番号 A — 04		株式会社 象企画設計 徳島市雄賀町西岡67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 賢			
						設計 R8.05				竣工				図面名称 内外部仕上表				縮尺 1: non					



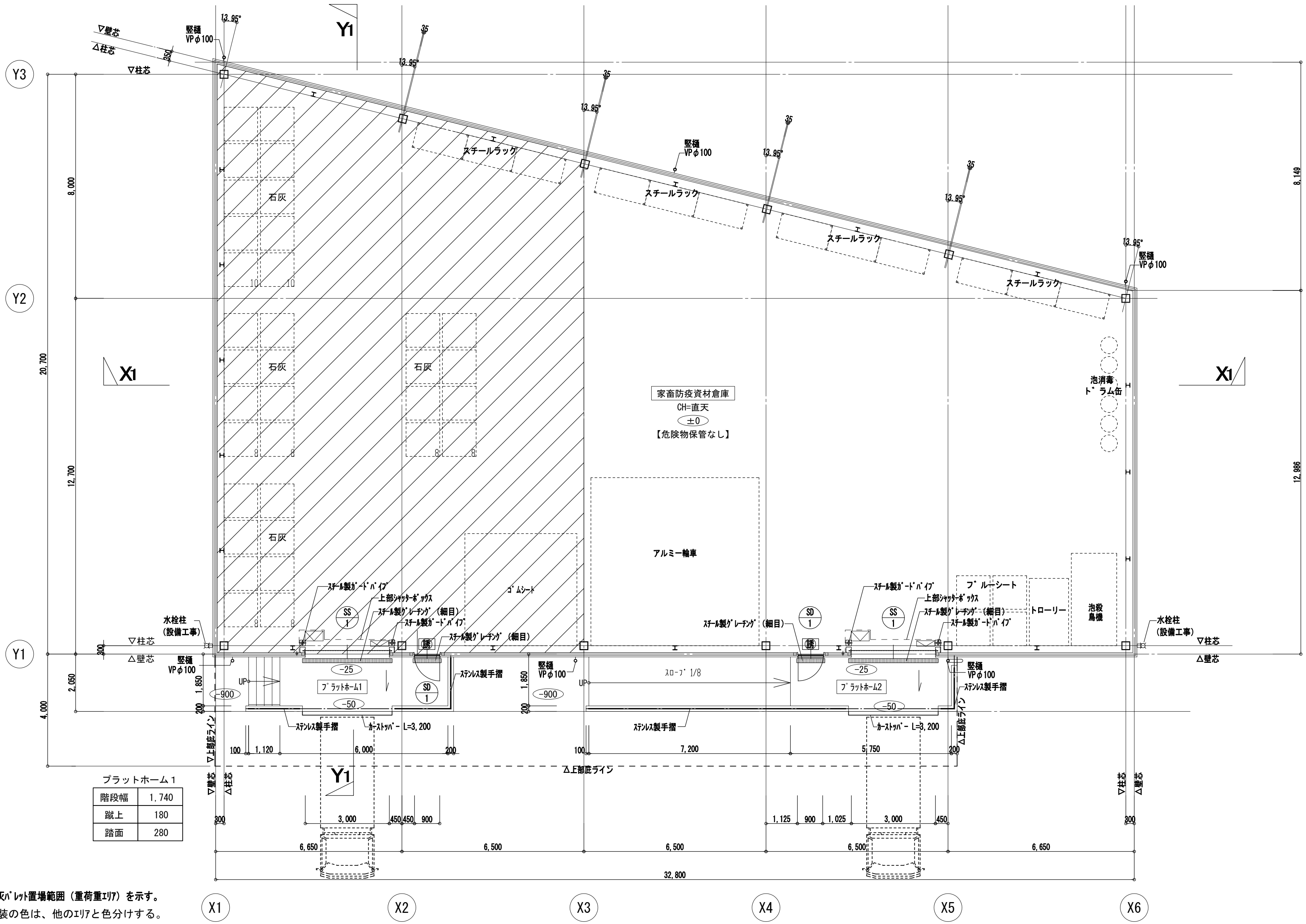
縮尺 A2：100％
A3：70.7％

徳島県県土整備部営繕課
設計 R8.05 竣工

工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築（担）（着指）
図面名称 配置図（計画図）

図面番号 A — 05
縮尺 1：200

株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢



- 凡例
- 一石灰パレット置場範囲(重荷重17)を示す。
 - 床 防塵塗装の色は、他のエリアと色分けする。
 - 基礎巾木共
 - 一避難口誘導標識(壁)の位置を示す。

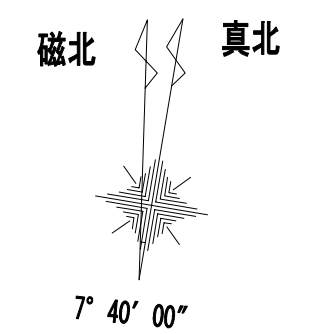
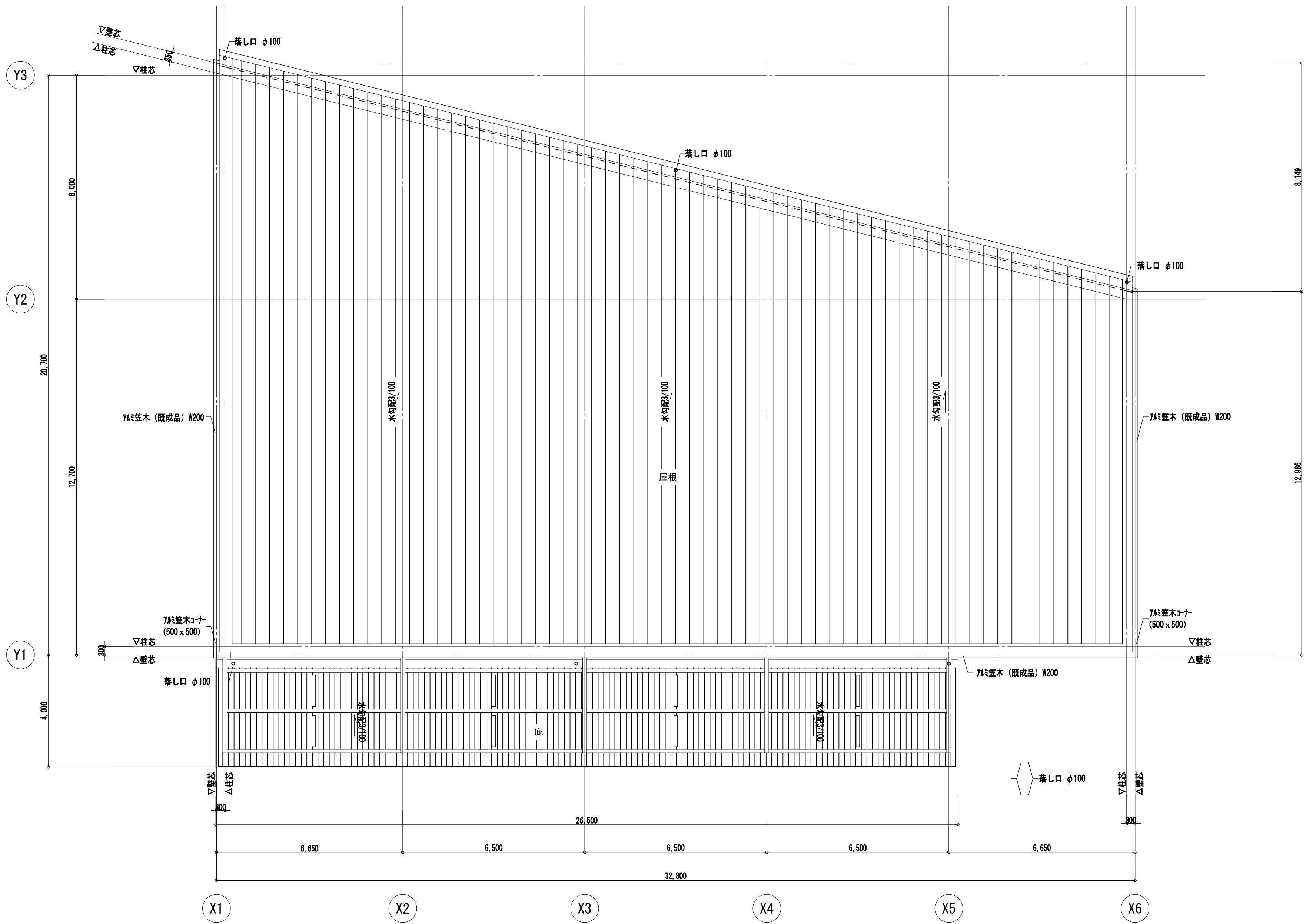
縮尺 A2:100%
A3:70.7%

徳島県県土整備部宮崎課
設計 R8.05
竣工

工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築(担)(着指)
図面名称 1階平面図

図面番号 A-06
縮尺 1:100

株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 第41119号
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢



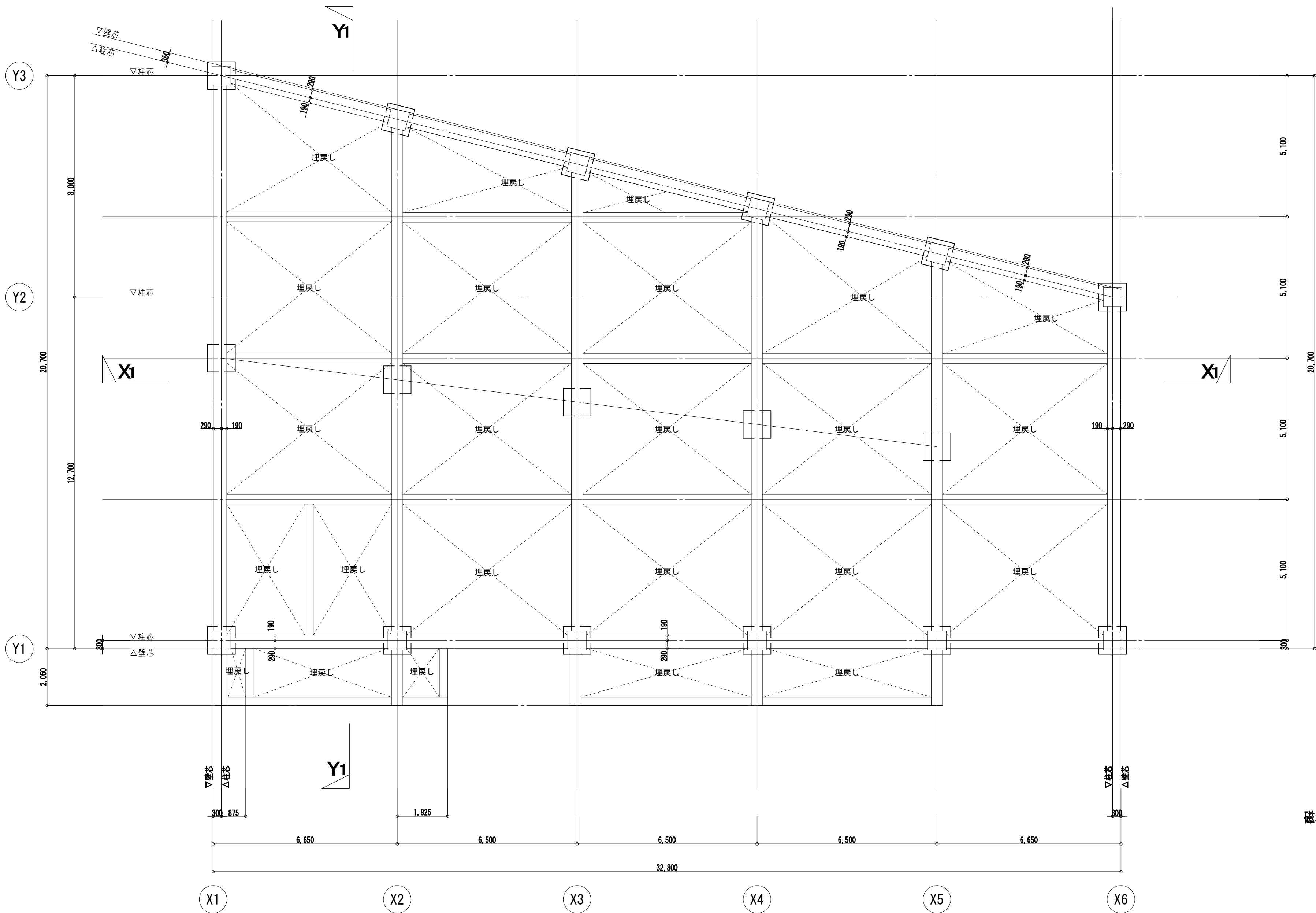
縮尺 A2 : 100 %
A3 : 70.7 %

徳島県県土整備部宮緒課
設計 R8.05
竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)
図面名称 屋根伏図

図面番号 A - 07
縮尺 1 : 100

株式会社 象企画設計
徳島市雅賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 實



縮尺 A2 : 100 %
A3 : 70.7 %

徳島県県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)

図面名称

基礎伏図

図面番号

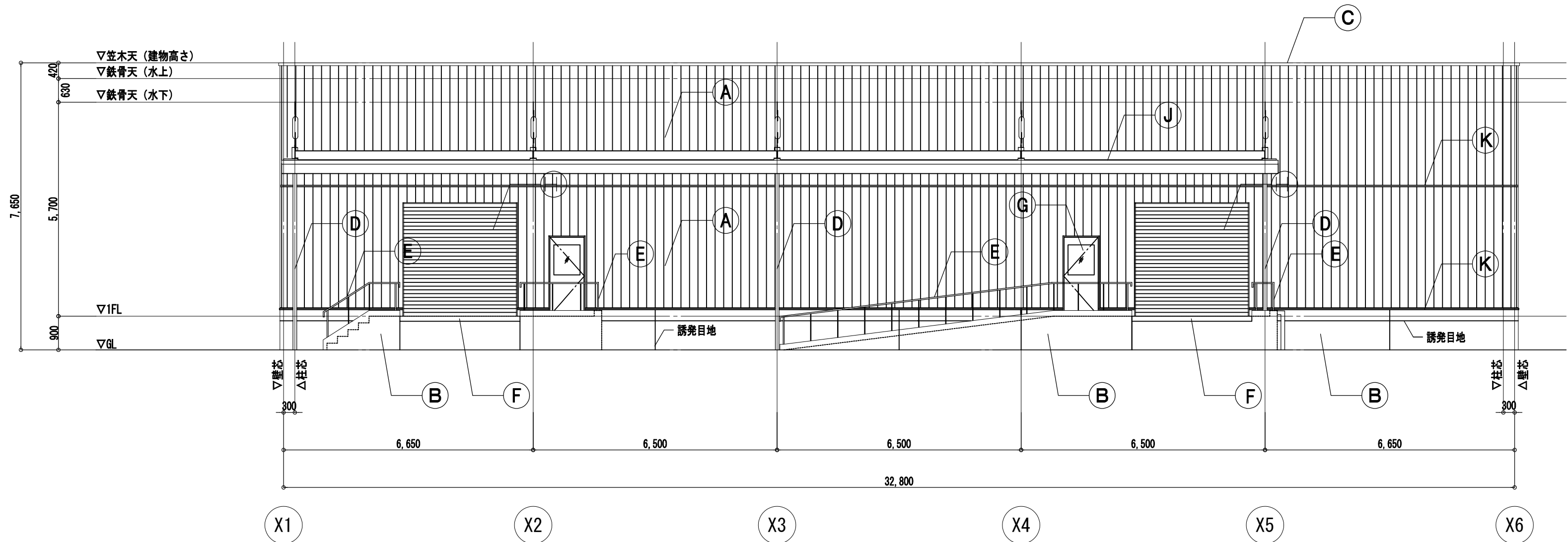
A — 08

縮尺

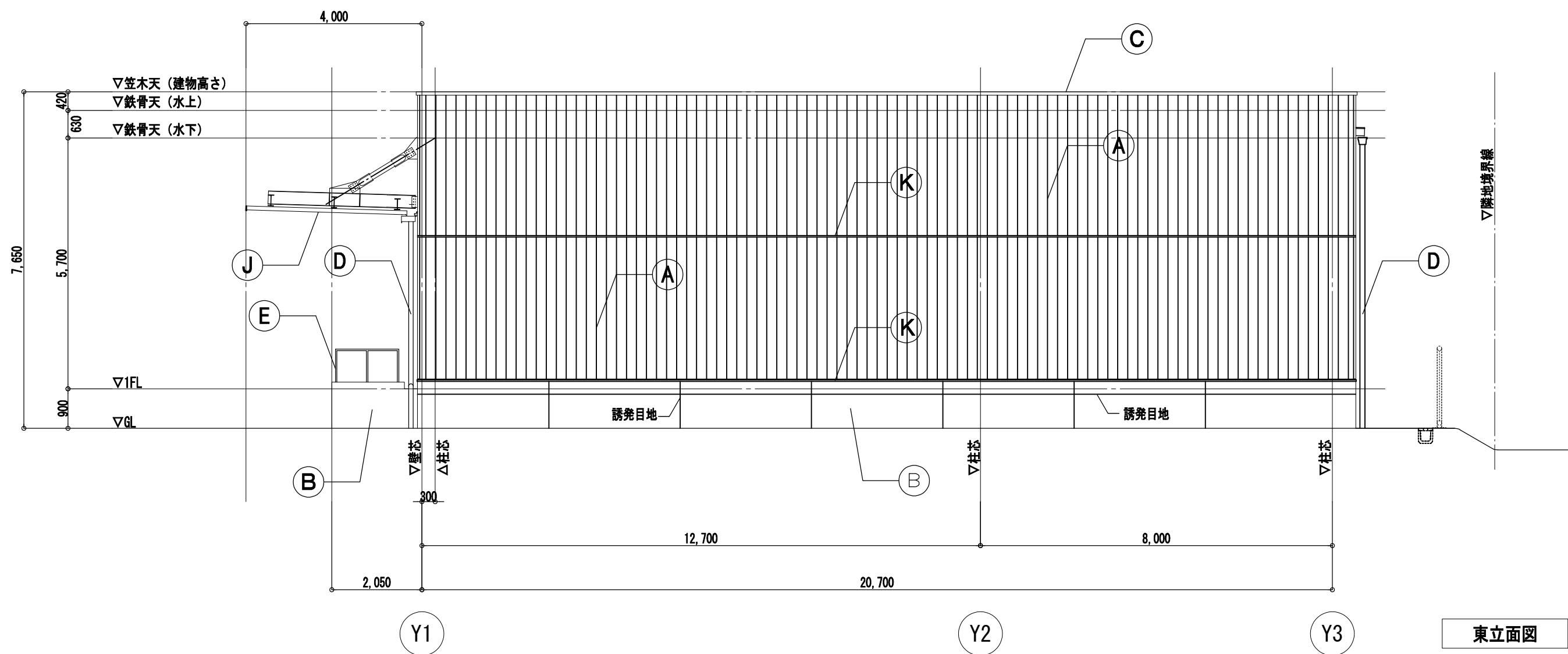
1 : 100

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 賢

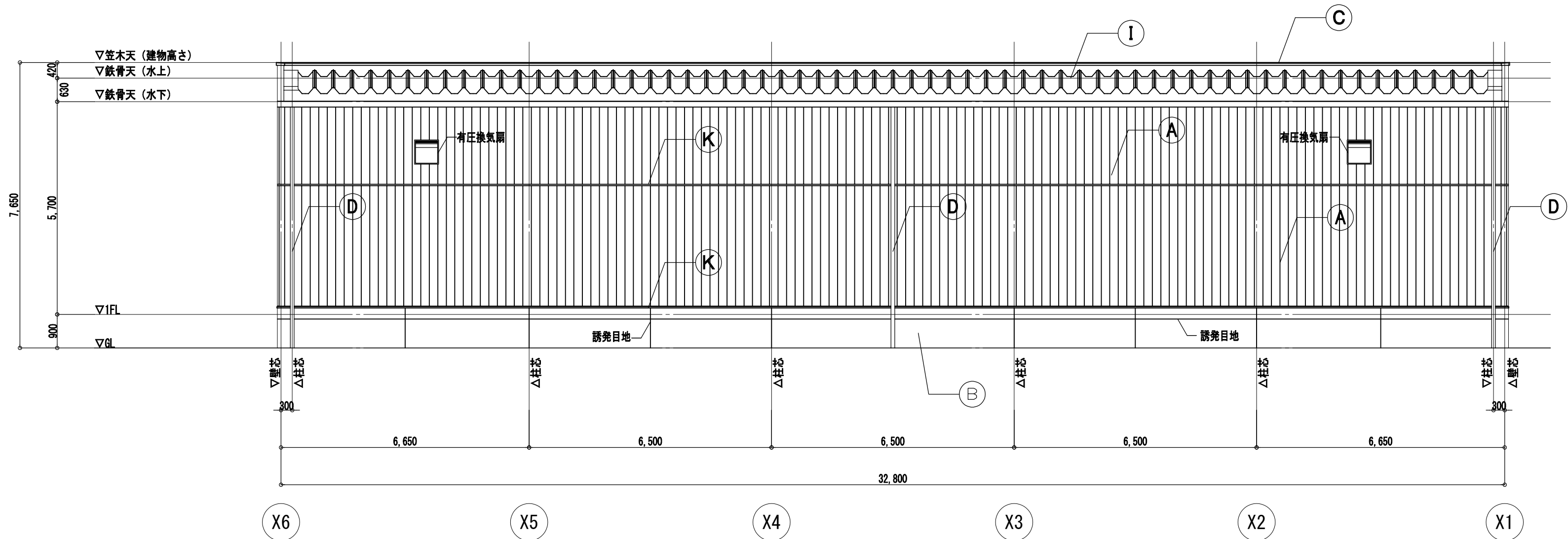


南立面図

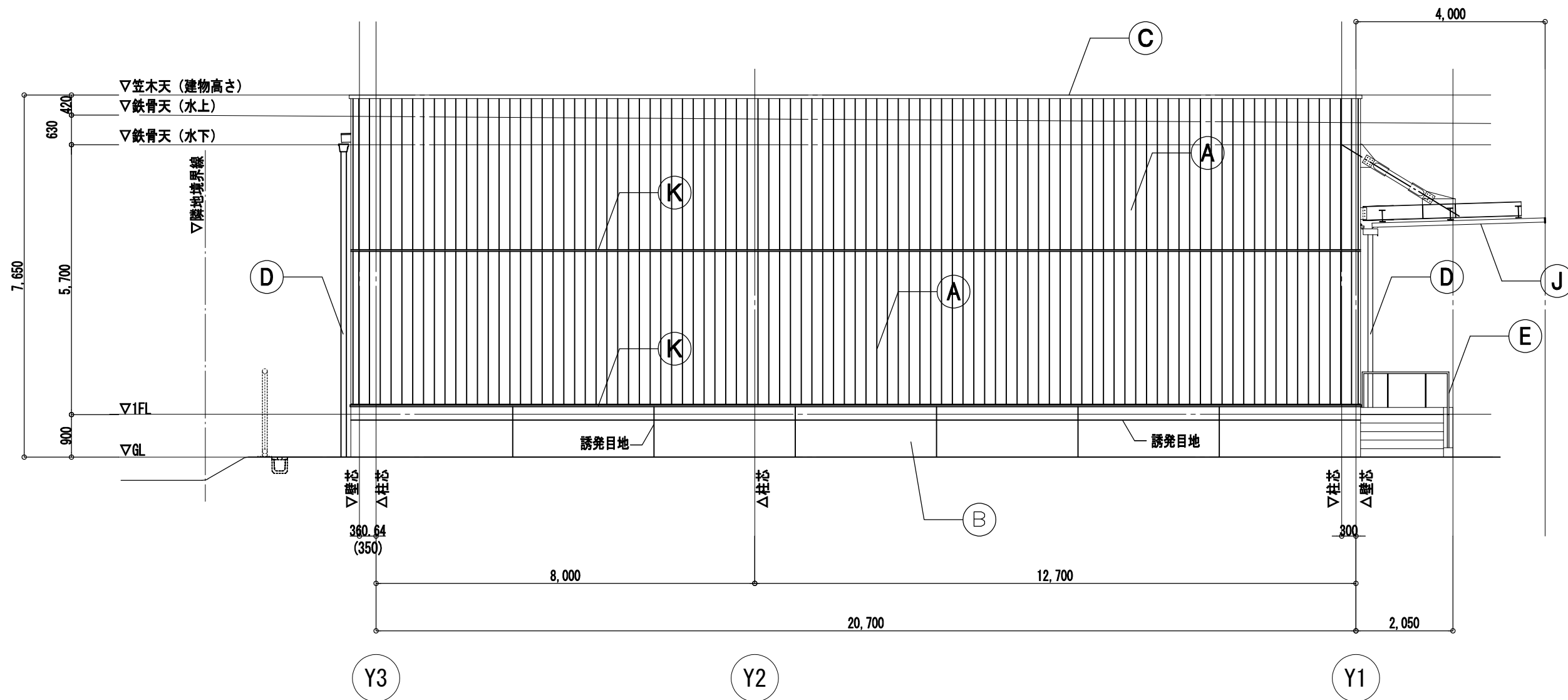


東立面図

■凡例					■備考	
Ⓐ	外壁：断熱材付 塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.5 (断熱材裏貼：ビーズ発砲ポリスチレンフォーム)	Ⓔ	手摺：ステンレス製手摺	Ⓘ	屋根：嵌合式t=7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8	鉄部は特記なき限り、溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。 各面に取り付くベンドキャップ（指定色焼付塗装）のサイズは統一すること。
Ⓑ	腰壁：コンクリート打放し補修の上、DP塗装 誘発目地 (20×20)	Ⓕ	カーستッパ	Ⓝ	底（板折吊工法）：塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8(両面塗装)	
Ⓒ	笠木：アルミ製笠木（既製品）	Ⓖ	鋼製建具	Ⓚ	水切：塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t0.5 曲げ加工	
Ⓓ	樋：加工VP樋 排水管加工	Ⓗ	軽量シャッター	Ⓛ		
縮尺 A2：100% A3：70.7%					工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指） 図面番号 A 09 図面名称 立面図（1） 縮尺 1：100	株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 林 賢

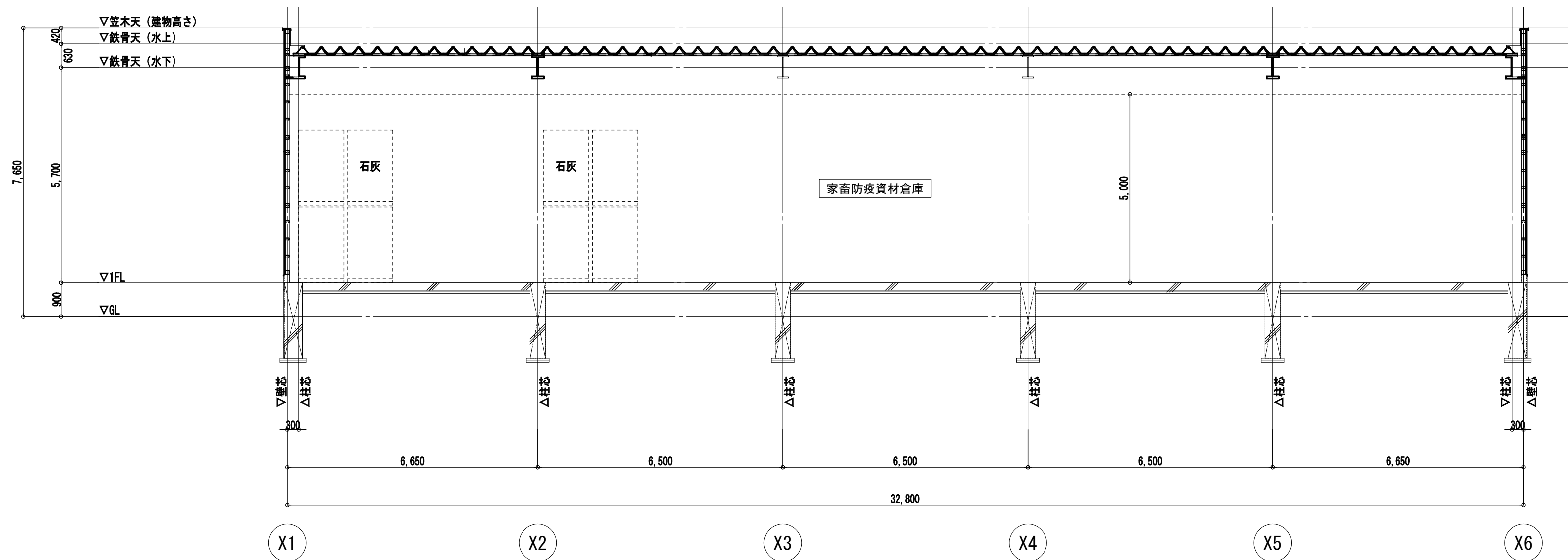


北立面図

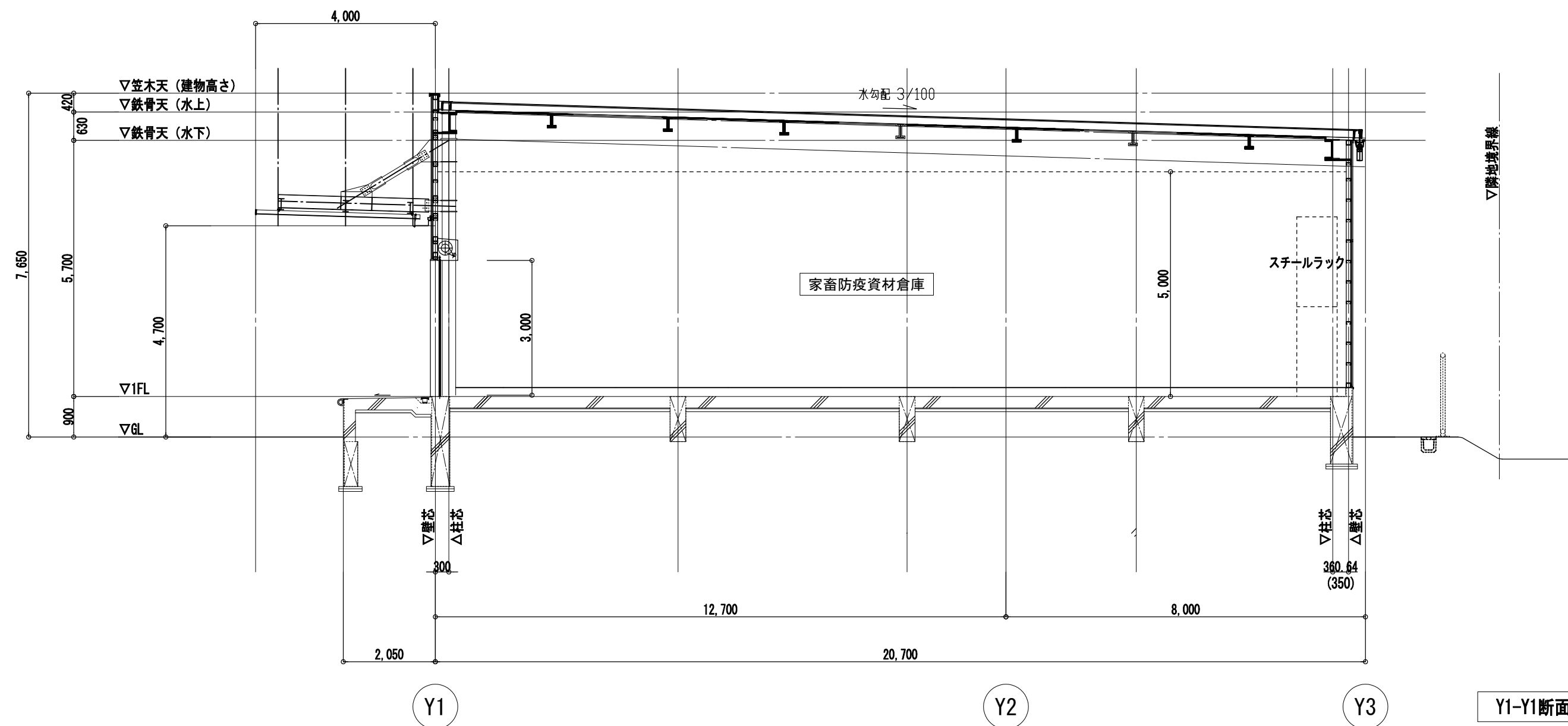


西立面図

■凡例					■備考	
Ⓐ	外壁：断熱材付 塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.5 (断熱材裏貼：ビーズ発砲ポリスチレンフォーム)	Ⓔ	手摺：ステンレス製手摺	Ⓘ	屋根：嵌合式レール締め併用折板 H=160 塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8	鉄部は特記なき限り、溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
Ⓑ	腰壁：コンクリート打放し補修の上、DP塗装 誘発目地 (20×20)	Ⓕ	カーستッパ	⓵	底 (板折吊工法)：塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8 (両面塗装)	各面に取り付くベンドキャップ (指定色焼付塗装) のサイズは統一すること。
Ⓒ	笠木：アルミ製笠木 (既製品)	Ⓖ	鋼製建具	⓷	水切：塗装溶融55%7Mニウム亜鉛合金めっき鋼板 t0.5 曲げ加工	
Ⓓ	樋：加工VP樋 排水管加工	Ⓗ	軽量シャッター	⓸		
縮尺 A2：100% A3：70.7%					工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築 (担) (着指)	図面番号 A - 10
設計 R8.05 竣工					図面名称 立面図 (2)	縮尺 1：100
					株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 林 實	



X1-X1断面図



Y1-Y1断面図

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部宮崎課

設計 R8.05

竣工

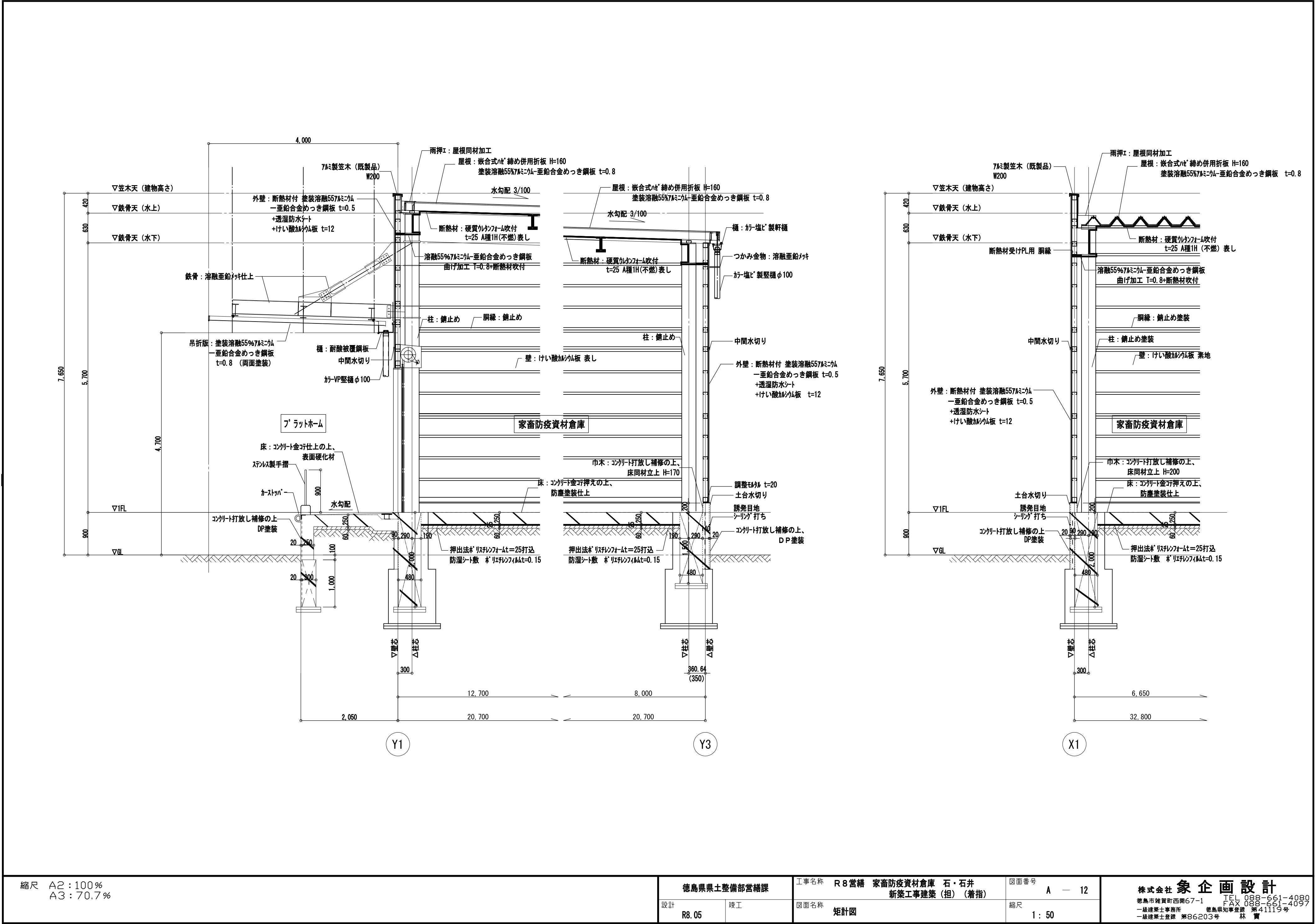
工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)

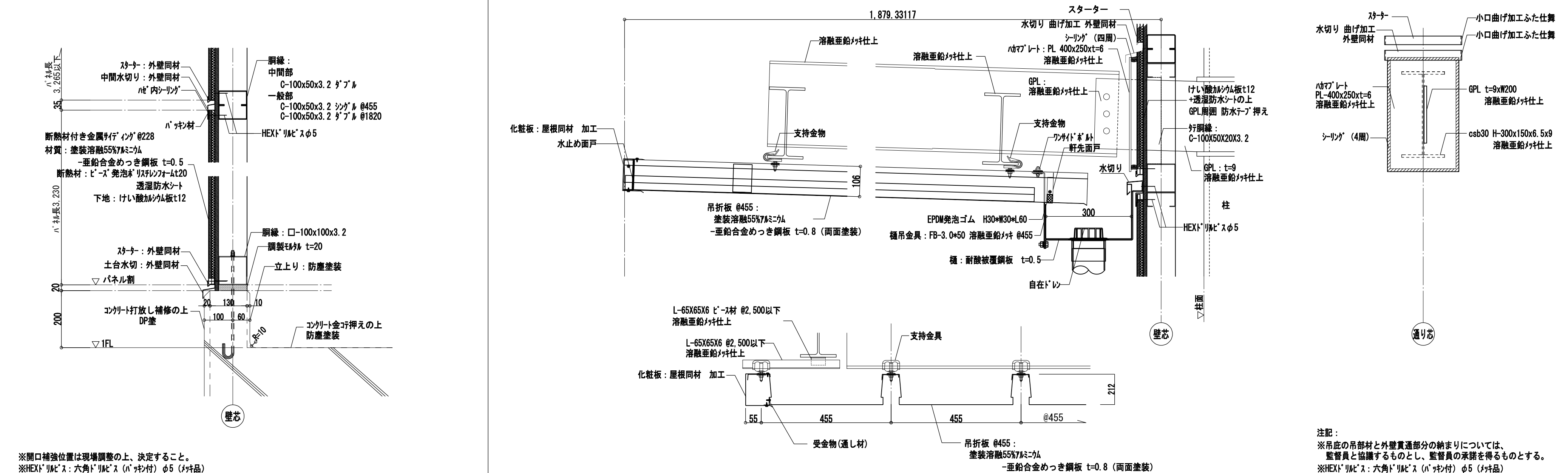
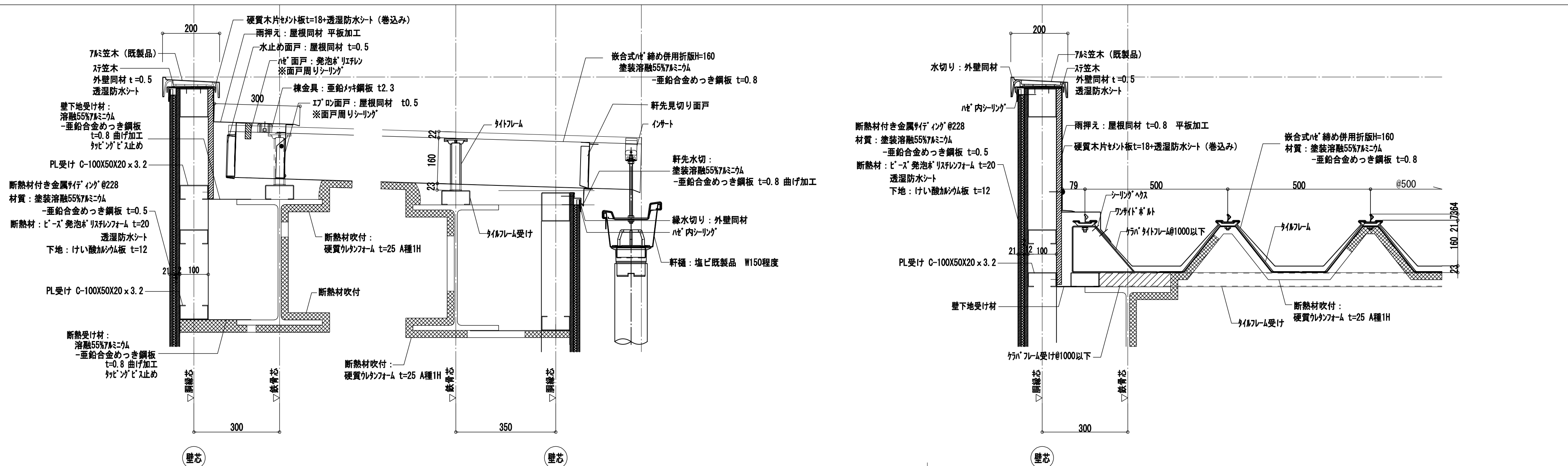
図面名称 断面図

図面番号 A - 11

縮尺 1 : 100

株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 實





縮尺 A2 : 100 %
A3 : 70.7 %

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担) (着指)

図面番号 A — 14

設計 20 01

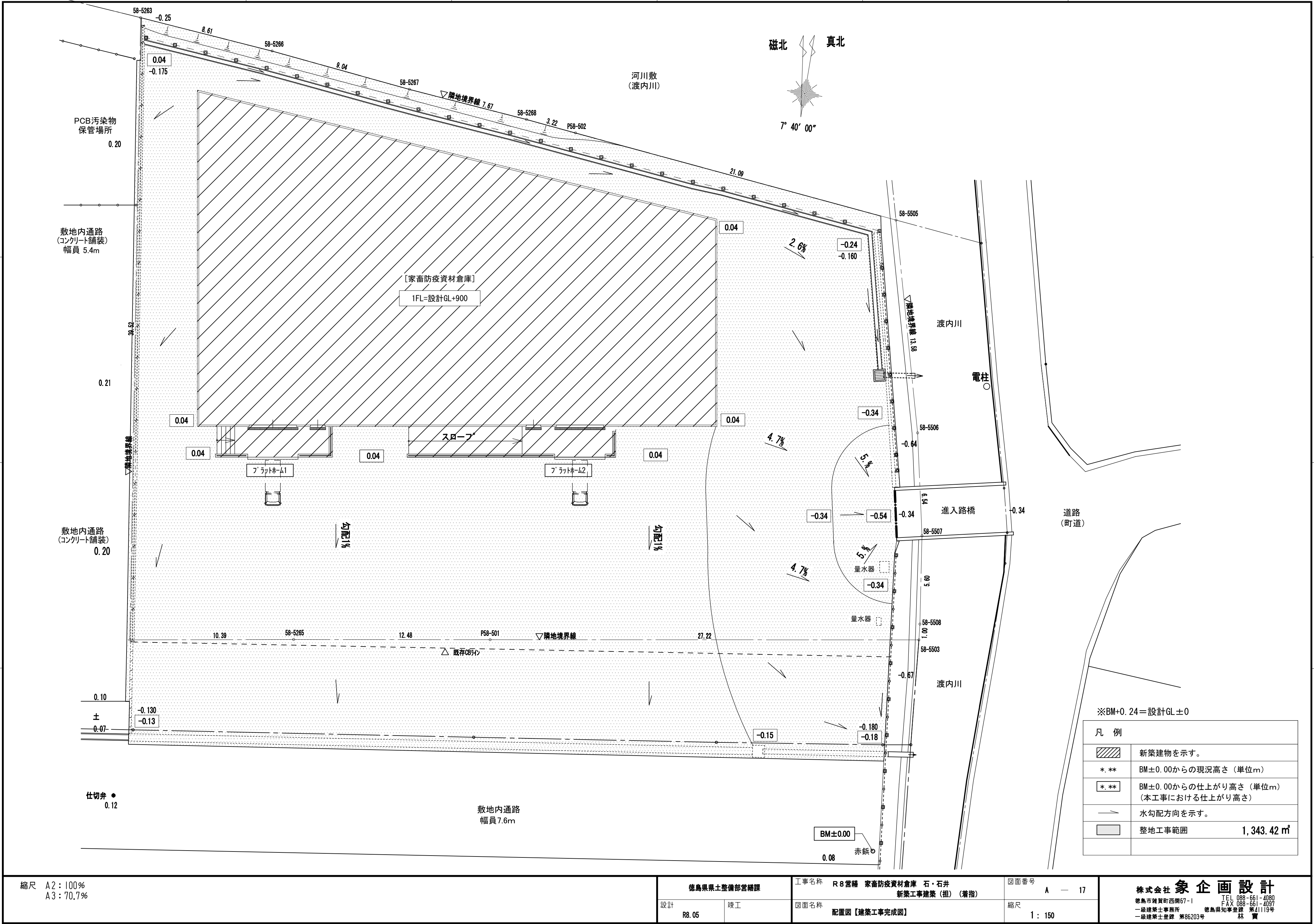
竣工

図面名称 部分詳細図 (1)

縮尺 1 : 図示

株式会社 象企画設計
 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
 FAX 088-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
 一級建築士登録 第86203号 林 寛

TD009	プラットフォーム手摺詳細図（参考図） 1/50	
TD010	スチール製グレーチング（参考図） 1/20	
	TD011 有圧換気扇取付（参考図） 1/20	
縮尺 A2: 100% A3: 70.7%	徳島県土整備部営繕課 設計 R8.05 竣工 工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指） 図面番号 A 16 図面名称 部分詳細図（3） 縮尺 1: 図示	株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号 林 賢 一級建築士登録 第86203号



縮尺 A2:100%
A3:70.7%

徳島県土整備部営繕課
設計 R8.05
竣工

工事名称 R8営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築(担) (着指)
図面名称 配置図【建築工事完成図】

図面番号 A 17
縮尺 1:150

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 實

構 造 特 記 仕 様 書

2 0 2 5 年 度 版

§ 1 一般事項

選択項目は ◎ 印を適用し、○ 印が無い場合は ※ 印を適用する。
○ 印が複数有る場合は、共に適用する。

1-1 使用材料は原則としてJIS規格適合品、JAS規格品、又は大臣認定品とする。
1-2 設計図書 の優先順位は下記による。
1)本特記仕様書
2)設計図
3)標準図
4)仕様書
5)日本建築学会標準仕様書、JASS5 2018年、JASS6 2018年
各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承諾を得る。
1-3 構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。
1-4 第三者機関による検査・試験費用は工事費に（ ◎ 含む ・ 含まない ）
設計図書に示されていない材料、工法等を採用する場合は文書にて工事監理者の承諾を得る。
1-5 梁貫通位置、径、及び箇所数は（ ・ 意匠図 ・ 構造図 ※ 設備図 ）による。
1-6 その他
§ 2 構造計算ルート

2-1
2-2 鉄筋の継手（定着については設計図もしくは標準図による。）
構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ
◎ 建築基準法施行令第73条第2項による仕様規定
・ 日本建築学会 JASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
・ 日本建築学会 RC規準2024
XY両方向ルート3及び限界耐力計算の場合は、令第73条第2項の仕様規定によらずJASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC規準2024とすることができる。
§ 3 仮設工事、土工事
3-1 山留め、根切り
3-2 埋戻し土、盛土、残土処分
埋戻し土 ◎ 根切り土の中の良土 ・ 搬入良土
盛土 ◎ 根切り土の中の良土 ・ 搬入良土（埋戻し土は30cm毎に転圧締固めを行うこと）
残土処分 ・ 場内地均し ◎ 場外搬出処分（ ◎ 自由 ・ 指定場所 ）
§ 4 地業工事
4-1 基礎及びスラブ下地業(単位mm)
場 所 捨てコンクリート厚さ 注 1)
A：砕石 B：割栗石 厚 さ
基 礎 独立・布 ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ◎ 60 ・ 100 ・ 150 ・
ベ タ ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ◎ 60 ・ 100 ・ 150 ・
基礎梁 ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ◎ 60 ・ 100 ・ 150 ・
構造スラブ ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ◎ 60 ・ 100 ・ 150 ・
土間コンクリート 屋内 ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ◎ 60 ・ 100 ・ 150 ・
屋外 ◎ 50 ・ 60 ・ 100 ◎ A ・ B ・ 60 ◎ 100 ・ 150 ・
注 (1)アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は100以上とする。
(2)端部aは100以上とする。
4-2 設計地耐力 長期 kN/m² 短期 kN/m² 終局 kN/m²
地耐力載荷試験 ・ 行う（ 箇所、長期設計耐力の3倍を確認する） ※ 行わない
4-3 地盤改良
・ 無筋コンクリート地業 ・ 締固め工法 ・ 柱状改良
・ セメント系固化材搅拌 ・ 圧密排水工法
【 ・ 載荷試験 ・ 一軸圧縮試験 ・ 行う（ 箇所） ※ 行わない
・ 六価クロム溶出試験 】 ・ 行う ※ 行わない
4-4 既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特許杭
1)杭種 ・ PHC杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
・ ST杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
・ SC杭 tmm ・ ・ ・
・ PRC杭 ・ I 種 ・ II 種 ・ III種 ・ IV種
・ 節杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
◎ 鋼管杭（先端羽根付回転貫入鋼管杭）
2)工法 ・ 打撃工法 ・ 油圧ハンマー ・ ディーゼルハンマー
・ 埋込み工法 ・ プレボーリングセメントミルク注入工法
・ プレボーリング拡大根固め工法（認定工法）
杭周固定液 ※ あり ・ なし
・ 中掘拡大根固め工法（認定工法）
・ 回転埋設根固め工法（認定工法）
・ 回転杭工法 先行掘削 ※ あり ・ なし
◎ ETP工法（認定工法）
3)杭径、設計耐力、本数表
杭径(括底部)mm 長期kN 短期kN 終局kN 本数 備 考
() 杭伏図参照
()
()
()
4)杭の構成は設計図による。
5)杭頭補強 ・ かご筋 ・ スタッド溶接 ・ 杭外周溶接 ◎ 不要

4-5 場所打鉄筋コンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭
1)工法 ・ アースドリル工法 ・ 拡底アースドリル工法
・ リバース工法 ・ オールケーシング工法（ ・ ペノト工法 ・
・ BH工法 ・
2)杭径、設計耐力、本数表(括底部は施工径を示す)
杭径(括底部)mm 管厚 mm 長期kN 短期kN 終局kN 本数 備 考
()
()
()
3)杭先端深さ ・ GL- m ・ 杭リストによる ・ 杭伏図による
4)孔壁測定（2方向）
※ 行う（ ・ 全数 ・ % ） ・ 行わない
5)使用材料 コンクリートの仕様は設計図による。特記のない場合JASS5水中コンクリートによる。
コンクリート Fc（ ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種）
鉄筋 ・ D16 以下 SD295 ・ D19 以上 SD345
・ D29 以上 SD390
鋼管(リブ付) ・ SKK400 ・ SKK490
4-6 杭打地業共通事項
1)【 ・ 試験杭 ・ 試験掘 】 ・ 行う（ 1 本） ・ 行わない
2)載荷試験 ・ 行う（ 箇所、長期設計耐力の3倍を確認する） ※ 行わない
3)SL散布 ・ 行う ※ 行わない

§ 5 鉄筋工事
5-1 材種
種 類 径 継 手
◎ SD295 D 16 以下 ※重ね継手 ・ スパイラル ・ 工場溶接
◎ SD345 D 19 以上 ・ 重ね継手 ※ ガス圧接 ・ 溶接継手
・ SD390 D 29 以上 ※ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械継手（ 級）
・ SD490 D 以上 ・ ガス圧接 ※ 溶接継手 ・ 機械継手（ 級）
・ 溶接金網 ・ 重ね継手
・ 高強度せん断 ・ 1275級 P ・ フック加工 ・ スパイラル ・ 工場溶接
・ 補強筋 ・ 785級 K
・ 685級
◎ 溶接継手を使用する際は、監理者と協議すること。
5-2 ガス圧接部の検査(第三者機関による)外観検査全数
◎ 抜き検査
◎ 引張り試験(JISZ3120)（施工者自主検査でもよい）
1検査ロットにつき ※ 3本 ・ 原則 柱・梁の径毎に3本
◎ 超音波探傷試験(JISZ3062) ・ 熱間押抜き試験
1検査ロットにつき ◎ 30 箇所 ・
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残し全数に対して超音波探傷試験を行う。
1検査ロットは1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量で200箇所以内
5-3 溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他日本継手協会仕様書(2017年)及び下記を参照する。
JIS Z 3063(鉄筋コンクリート用異形棒溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)
JIS Z 3064(鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準)
5-4 梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品(評定品)を使用する。
5-5 その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として
・ ①一般 ・ ②地反力を受ける
・ ③上載荷重が大きいか場合とする。
梁の余長 ℓ₁ の採用 大梁・小梁 ※D'（梁有効成） 端部上下筋15d 中央上下筋20d
基礎梁 ※min(D'、L2) ・ 端部上下筋15d 中央上下筋20d
鉄筋の組立は適切な位置にスペーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを2回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

§ 6 コンクリート工事
6-1 レディーミクストコンクリート（JIS A5308-2024）
1)セメント ※ 普通ポルトランドセメントJISR5210 ・ 高炉セメントB種
・ 低熱ポルトランドセメントJISR5210
2)粗骨材 ・ 砂利 ※ 砕石 ・ 高炉スラグ骨材 ・ 人工軽量骨材 ・ 再生骨材
最大径(mm) ※ 20 ・ 25 ・ 40
3)設計基準強度 (N/mm²)
◎ 普通コンクリート（1階柱柱脚より下部）
・ Fc18 ◎ Fc30 ・ Fc24 ・ Fc27 ・ Fc30 ・ Fc33 ・ Fc36
・ 軽量コンクリート（ ※ 1種 ・ 2種 気乾単位容積質量 ※ 18.5 ・ ）
・ LFc18 ・ LFc21 ・ LFc24 ・ LFc27 ・ LFc30 中央 LFc
4)懸壁コンクリート ◎ Fc 21（ただし柱、壁等と同時に打込む場合は躯体の強度とする）
5)捨てコンクリート ◎ Fc 18
6)防水押さえコンクリート ◎ Fc 18 ・ LFc（気乾単位容積質量 ※ 18.5 ・ ）
7)かさ上げコンクリート Fc ・ LFc（気乾単位容積質量 ※ 18.5 ・ ）
混和材 ※ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ 躯体防水材 ・ 膨張材
注1. 混和剤は所定の品質を確保するためにプラントの特性に応じたものを使用する。
6-3
箇 所 基礎、基礎梁 一 般 備 考
スランブ cm 15 18
水セメント比 % 60以下 60以下 60以下
単位水量 kg/m³ 185以下 185以下 185以下
単位セメント量 kg/m³ 270以上 270以上 270以上
※注 2）スランブは特記なき限り施工者が決め監理者に報告する。

6-4 試験（躯体コンクリートの28日圧縮試験は公的機関において行う）
1)骨材 【 ◎ 塩分含有量 ◎ アルカリシリカ反応性 】 ※ 行う ・ 行わない
2)フレッシュコンクリート 【 ◎ スランブ ◎ 空気量 】 ※ 行う ・ 行わない
3)躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験 ※ 行う ・ 行わない
4)コンクリートコア抜き取り圧縮試験 ・ 行う ※ 行わない
5)マスコンクリートのひび割れ照査(温度応力解析) ・ 行う ※ 行わない
6)単位水量測定 ・ 行う ※ 行わない
6-5 調査（補正值は工事費に含む）
計画供用期間の級()は耐久設計基準強度Fd
・ 短期(18) ・ 標準(24) ・ 長期(30) ・ 超長期(36)
調査管理強度 Fm=Max (Fc, Fd)+S S=0～6
材料28日の調査強度Fは下記の両式を満足するものとする。
F≧Fm+1.73σ F≧0.85Fm+3σ
6-6 せき板及び支柱の在置期間(普通ポルトランドセメントの場合)
コンクリートの材齢による場合
圧縮試験による場合
基礎、梁側、柱、壁 スラブ下 梁 下
15℃以上 3 日 17 日
5℃以上 5 日 25 日
0℃以上 8 日 28 日
28 日
注) 0.85Fcまたは12N/mm² 注)設計強度
注) かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全が確認されるまで。
住宅性能表示
劣化等級 ・ 等級2 ・ 等級3
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)2-7かぶり厚さが変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する。
Fc36を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書（JASS5等）による。
6-8 施工計画
6-9 1)密実に充填するための打ち込み及び締固めの方法
： JIS A 8610 コンクリート振型振動機を使用し、密実に充填する。
2)打ち継ぎ部の処理
： 打ち継ぎ面を鉄筋と垂直にする。
構造部材の耐力低下が少なく、かつ打ち継ぎ部の処理が円滑に行える形状とする。
打ち継ぎ面の鉄筋を連続させる（ Exp. Jを除く ）。
3)打ち込み後の養生方法： JASS5 8節による。

§ 7 鉄骨工事
7-1 材種及び使用箇所
規 格 名 称 鋼 材 名 柱 通し 内 大梁 プレス 小梁他
ダイア ダイア
一般構造用圧延鋼材 ◎ SS400 ・ ○
溶接構造用圧延鋼材 ・ SM400A ・ SM490A ○
・ SM400A
建築構造用圧延鋼材 ・ SN400B ・ SN490B ○
・ SN400C ◎ SN490C ○
一般構造用角形鋼管 ・ STKR400 ・ STKR490
冷間成形角形鋼管 ◎ BCR295 ・ ○
・ BCP235 ・ BCP325
熱間成形角形鋼管 ・ SHC400B ・ SHC400C
・ SHC490B ・ SHC490C
一般構造用炭素鋼管 ・ STK400 ・ STK490
・ STKM400 ・ STKM490
一般構造用軽量形鋼 ◎ SSC400 ・
建築構造用圧延棒鋼 ◎ SNR400
7-2 高力ボルト
高 力 ボ ル ト の 種 類 使 用 箇 所
トルシア形高力ボルト ※ S10T 全般
JIS形高力ボルト ◎ F10T トルシア形が使用できない部分
溶融亜鉛メッキ高力ボルト ◎ F8T 母材が亜鉛メッキされている部分
超高力ボルト ・ S14T 屋内環境
7-3 普通ボルト、アンカーボルト
1) 材質 ・ SS400 ・ SS490（ M 以上）
◎ ABR400 ・ ABR490 ・ ABM400 ・ ABM490 (ABMはM24以上)
2) 大臣認定柱脚(メーカー仕様による) ◎ 使用する ・ 使用しない
7-4 頭付きスタッド
径 長 さ(mm) 使 用 箇 所
16 φ ◎ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・
19 φ ・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・
22 φ ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・
7-5 溶接材料
1)アーク溶接に使用する溶接棒、ワイヤ及びフラックスは母材の種類、寸法、及び溶接条件に相応したものを選定する。
2)ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。
7-6 スクラップ形状 ※ ノンスクラップ工法 ・ スクラップ工法
7-7 継手
柱 梁
フランジ ・ 高力ボルト ◎ 現場溶接 ※ 高力ボルト ・ 現場溶接
ウェブ ・ 高力ボルト ◎ 現場溶接 ※ 高力ボルト ・ 現場溶接
7-8 溶接手法及び管理
1) 使用する溶接ワイヤー、入熱量及びバス間温度等の仕様については鉄建協又は全構協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。
2) 完全溶け込み溶接はAW検定の有資格者が行うとする指定を ◎ 行う ・ 行わない
3) 本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技術者技量検定付加試験を ◎ 行う ・ 行わない
但し、代替タブのAW検定有資格者は技量検定付加試験を免除する。

7-9 デッキプレート(単位 mm)
1) 床用 高さ ◎ 75 板厚 ◎ 1.0
2) 合成スラブ用 高さ ◎ 50 板厚 ◎ 1.2
3) 型枠用 高さ ・ 板厚 ・ 形板 タイプ
4) 防錆処理 ・ プライマー ◎ 亜鉛メッキ ◎ Z12 ・ Z27
7-10 塗装(工場塗 ※ 2回 ・ 1回、現場タッチアップ程度とする)
1) 素地調整 ※ ケレン ・ プラスト
2) 下塗り用塗料
適用 塗 料 種 別 標準膜厚
屋外 室内
・ ※ 鉛、クロムフリー錆び止め JISK5674 ※ 1種 ※ 2種 30 μm
・ 水系さび止めペイント JASS18 M-111 30 μm
・ 変性エポキシ樹脂プライマー JASS18 M-109 ・ 1種 ・ 2種 40 μm
・ 有機ジungkリッチプライマー JISK5552 ・ 2種 15 μm
・ 構造物用さび止めペイント JISK5551 A種 30 μm
3) 溶融亜鉛メッキ ◎ 行う(吊座部) ・ 行わない
4) 常温亜鉛メッキ ・ 行う ◎ 行わない
5) 高耐食メッキ鋼板 (t.3mm以下) ・ 用いる ◎ 用いない
7-11 溶接部の検査(受入検査) ※ 行う ・ 行わない
1)受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者(元請)との直接契約による。
2)第三者検査機関は(一社)日本溶接協会によるCIW検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする。
3)受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4)外観検査の合格判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2018 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許差による。
5)超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」2018により、合格判定は7.2.1疲労を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6)溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2018」表10.1溶接箇所数の数え方による。
7)受入検査の抜き取り方法及び抜き取り率は以下による。
a)工場溶接の場合
i. 検査ロットは各節、各工区毎に溶接箇所300箇所以内で構成する。
ii. 抜き取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
iii. 大きさ30個のサンプル中の不適合個数が1個以下のときはロットを合格とし、4個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が1個を超え4個未満のときは、同じロットからさらに30個のサンプルを抜取検査する。総計60個のサンプルについての不適合個数の合計が4個以下のときはロットを合格とし、5個以上のときはロットを不合格とする。
b)現場溶接の場合 i. 全数検査とする。
8)検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならねばならない。
9)ずれ・食違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」等を参考ににする。
7-12 鉄骨製作工場 下記 ◎ 印のグレード認定工場の内、納期・製作能力・鉄骨数量を勘案して工場選択のこと
国土交通省大臣認定(グレード)
S H (M) (R) J
§ 8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板・PCa板工事
8-1 コンクリートブロック
1)種類 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種
2)厚さ mm 100 120 150 190
8-2 ALC パネル
1)使用箇所 ・ 床 ・ 屋根 ・ 外壁 ・ 内壁
2)厚さ mm ・ 75 (80) ・ 100 ・ 120 (125) ・ 150 ・ 175
3)外壁取り付け構法
方 向 構 法 使 用 箇 所 備 考
縦 ・ ロッキング構法
横 ・ アンカー構法
8-3 押出成形セメント板
外壁取付構法及び厚さ mm ・
方 向 構 法 使 用 箇 所 備 考
縦 ・ ロッキング構法
横 ・ スライド構法
8-4 PCa板
1)床及び屋根 ・ 床 ・ 屋根
・ PCa板単独 厚さ mm ・
・ 合成板
PCa板厚さ mm 現場厚さ mm 合計厚さ mm 備 考
2)外壁 厚さ mm ・
§ 9 令第129条の2の3の事項 ※設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。
9-1 建築物に設ける建築設備については、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
☑ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。こと。
☑ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
☐ 煙突の屋上突起物の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm 以下とすること。
☐ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm 以上とし鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm 以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
☑ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
建 築 設 備 は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること
☑ 建築物の部分を貫通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
☑ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
☑ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
☑ 法第20 条第一号から三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389 号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造上安全なものとする。こと。
☑ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
☑ 満水時の質量が15kg を超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12 年建設省告示第1388 号第5 に規定する構造方法によること。

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05 竣工

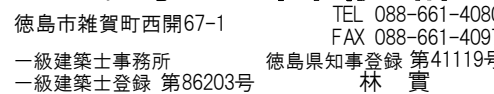
工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築 (担)

図面番号 S - 01

図面名称 構造特記仕様書

縮尺 (A2) 1： -

株式会社 象 企画 設計
徳島市雑賀町西開67-1
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



	S1 一般事項
1-1 基本事項	1) 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。 2) 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。また本標準図に明記なき場合は、構造特記仕様書1-2-4、5に指定した共通仕様書及び標準仕様書による。 3) 製作精度等に関しては、JASS6の付則6「鉄骨精度検査基準」による。 4) 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

[illegible]

3-1
高力ボルト

ボルトの長さ

ねじの呼び	締付け長さに加える長さ	
	F8T, F10T	S10T
M16	30	25
M20	35	30
M22	40	35
M24	45	40

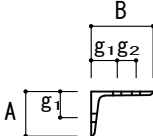
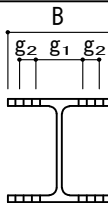
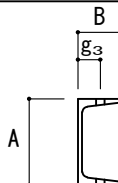
1. 特記以外はすべてS10T（トルシア形高力ボルト、上図）又はF10Tとする。

2. 本締めに使用するボルトと、仮締めボルトの兼用はしてはならない。

3. ボルトの接合面の処理は、締付け摩擦面を平グライнда掛け等を行い、黒皮を除去して一様に赤さびを自然発生させる。ただし、ショットブラスト等を行った場合はこの限りでない。締付けは1次締め付け後、マーキングを入れてから本締めをする。

4. 亜鉛メッキボルトの場合は、すべてF8Tとする。

	呼び径		M 16	M 20	M 22	M 24
	孔 径		18	22	24	26
	ピッチ	標 準	60	60	60	70
		最 小	40	50	55	60
	は し あ き		e	40 (50)	40 (55)	45 (60)
	最小端距離	せん断線、手動ガス切断線	28	34	38	44
		圧延線、自動ガス切断線等	22	26	28	32

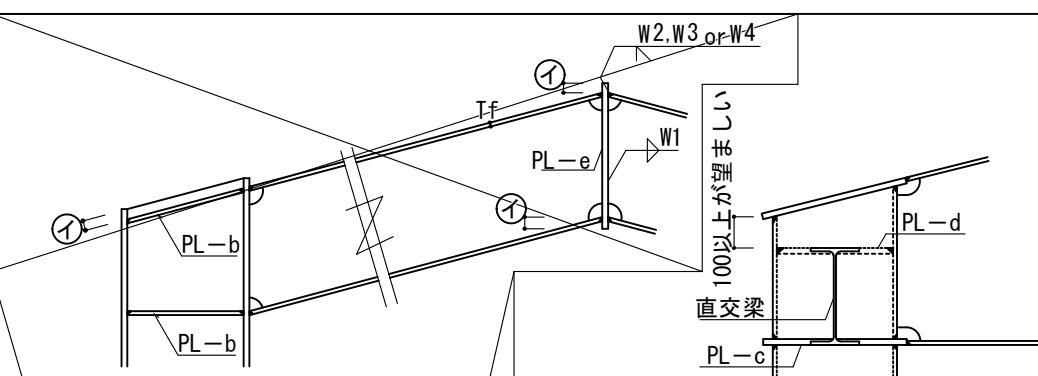
										
A or B	g ₁	g ₂	最大軸径	B	g ₁	g ₂	最大軸径	B	g ₃	最大軸径
**50	30		16	**100	60		16	**50	30	16
60	35		16	125	75		16	65	35	20
65	35		20	150	90		22	70	40	20
70	40		20	175	105		22	75	40	22
75	40		22	200	120		24	80	45	22
80	45		22	250	150		24	90	50	24
90	50		24	*300	150	40	24	100	55	24
100	55		24	350	140	70	24			
125	50	35	24	400	140	90	24			
130	50	40	24							
150	55	55	24							
175	60	70	24							
200	60	90	24							

* B=300は千鳥打ちとする。

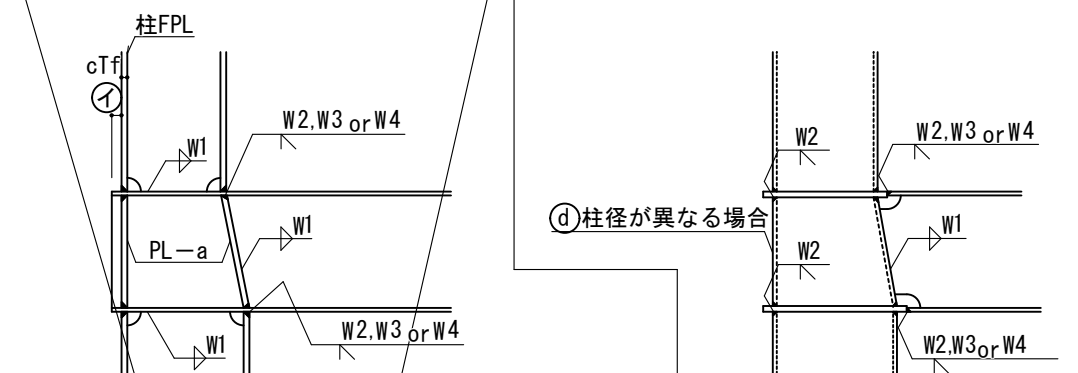
** 印の欄のg及び最大軸径の値は強度上支障がないと認められる場合、最小縁端距離の規定にかかわらず用いることができる。

林 實

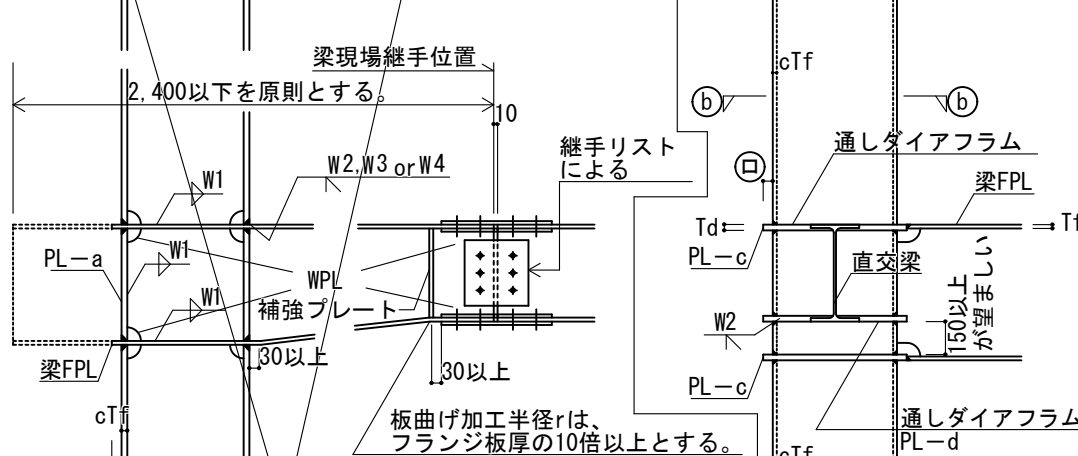
6-1
勾配屋根



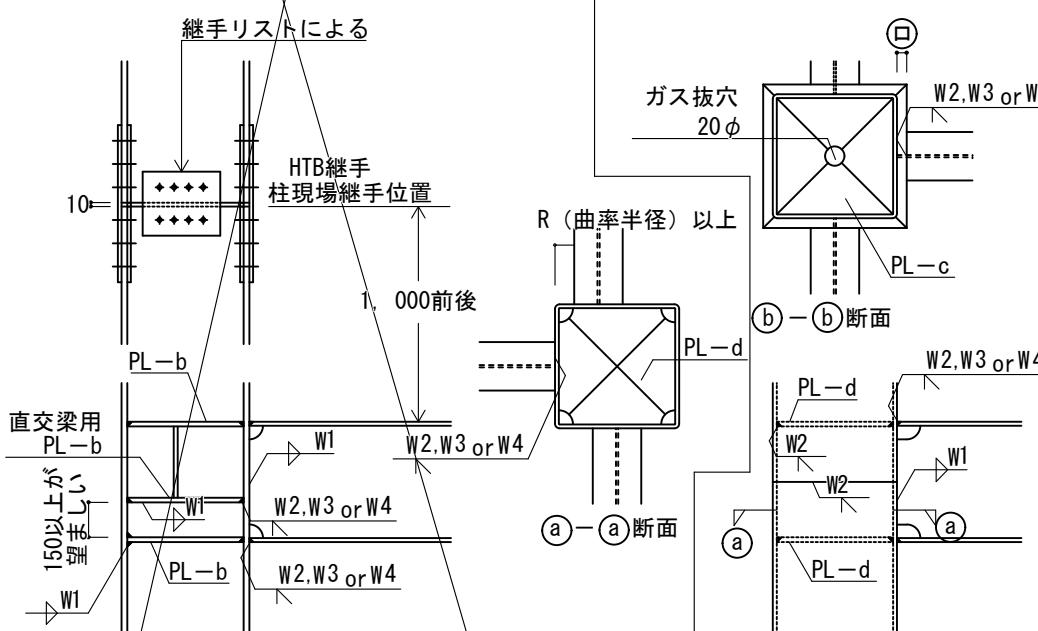
6-2
梁 通 し



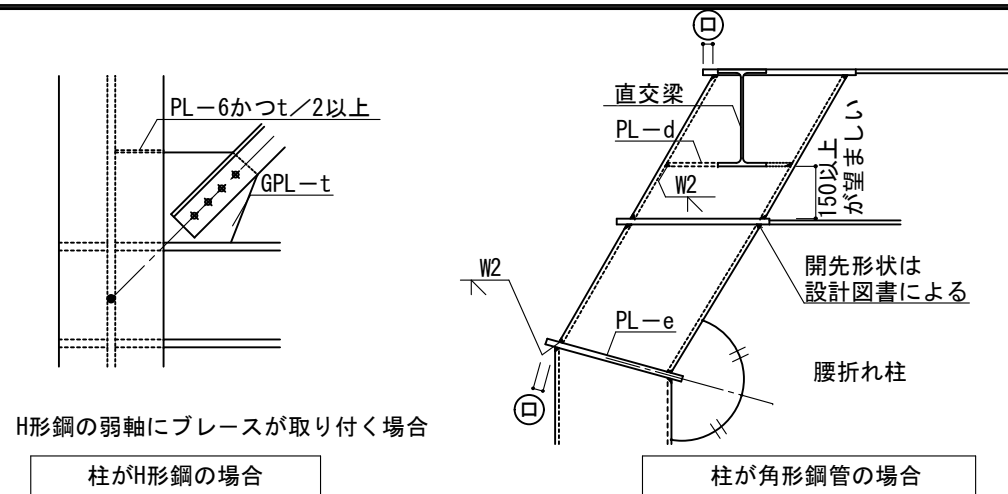
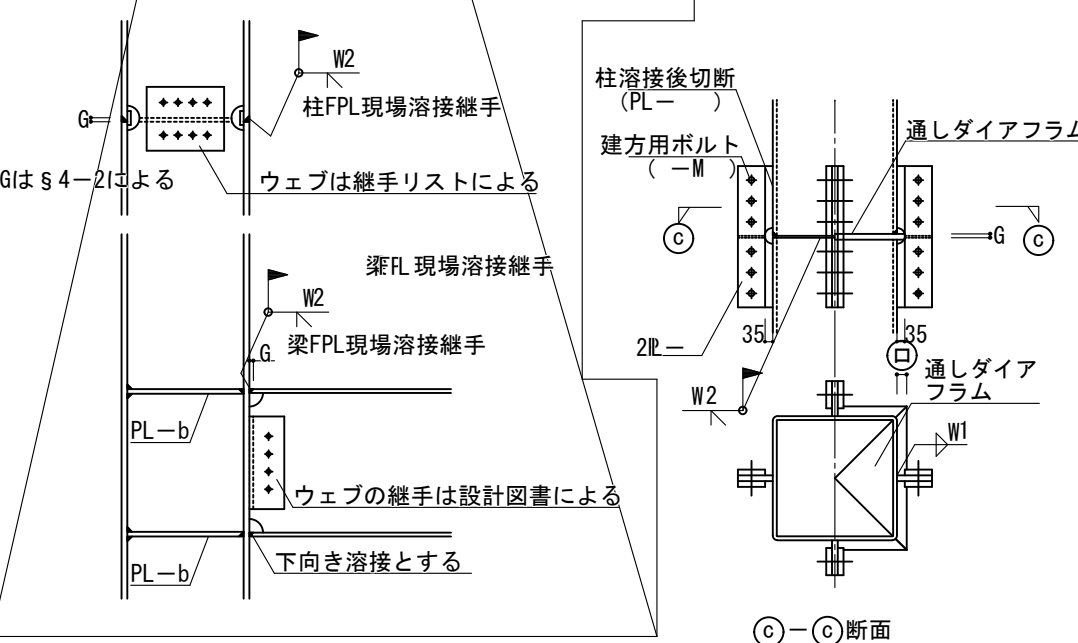
6-3 仕口と継手



6-4
柱 通 し



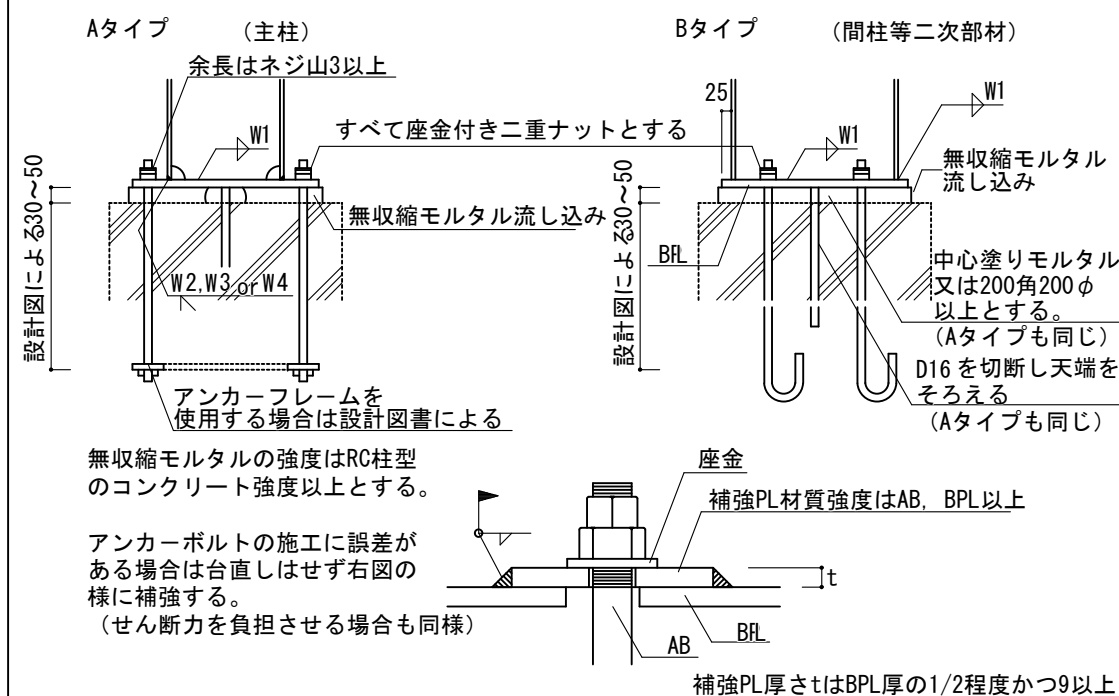
6-5
現場溶接継手



- 1) パネルゾーンのPLの厚さ
- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. PL-a (鉛直スチフナ) | 上下柱のFPLの厚い方より1サイズ 1サイズUP以上 |
| 2. PL-b (水平スチフナ) | 仕口部に集結する梁の最大FPLより 1サイズUP以上 |
| 3. PL-c (通しダイアフラム) | 仕口部に集結する梁の最大FPLより2サイズUP以上かつ柱のFPL以上 |
| 4. PL-d (内ダイアフラム) | 仕口部に集結する梁の最大FPLより1～2サイズUP以上 |
| 5. PL-e (折れ曲がり部) | 梁(柱)のFPLより 1サイズUP以上 |
- 2) 出寸法
- | | |
|---|----------------------|
| ㊦ | 25mm かつ cTf 以上 |
| ㊧ | $cTf \leq 25$ の場合 25 |
| | $cTf \geq 28$ の場合 30 |
- 3) 注記
- ダイアフラムの材質は特記仕様書による。特記なき場合は、通しダイアフラムはSN490Cとし、内ダイアフラムはSN490Bとする。板厚が40mmを超える場合はTMCP鋼とする。
但し、架構にF値325を超える鋼材を使用する場合は設計図による。
 - ㊦ (6-2 項) 上下階で柱径が異なる場合の板厚は上下階柱の厚い方、材質は上下階柱と同材質以上とし、折り曲げ加工、又は溶接加工とする。
 - ハンチ部でFPLを折曲げる場合は $R \geq 10Tf$ とし補強プレートを入れる。ただし、勾配のゆるい場合 (1/6 程度) は不要。
 - ダイアフラムと梁フランジの溶接部は、梁フランジはダイアフラムの厚みの内部で溶接すること。(告示 1464)
 - 現場溶接を行なう場合は工事監理者の承諾を得、養生に十分配慮して行うこと。

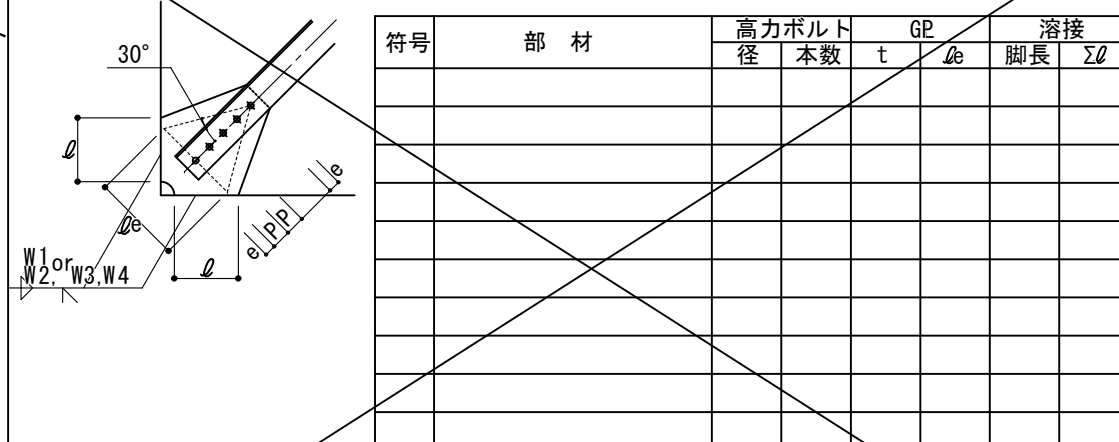
§ 7 柱 脚

7-1
一般柱脚



§8 壁面ブレース

8-1
ブレースリスト



1. GPLの最小幅 ℓ_e が確保できない場合は、設計者の指示により板厚を変更する。
2. 丸鋼を使用する場合は、丸鋼、ターンパクル共JIS規格適合品を使用する。
3. 床面ブレースは設計図書に明記なき場合は壁面に準ずる。

(丸鋼)

- ・鋼材材質はSNR400Bとする。
- ・ボルトは H.T.B F10T(S10T) とする。
- ・短期許容耐力は、主材の耐力にて決定する。

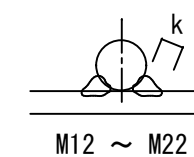
・すみ肉溶接サイズ (S)

GP厚	6	9
S	6	7

- ・フレア溶接（丸鋼ブレース）ビード幅（K）

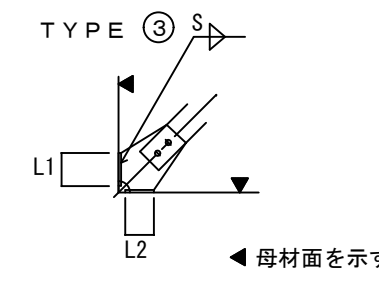
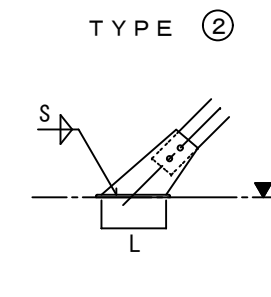
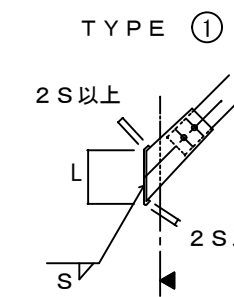
- ・ G. PL必要幅 B

丸鋼	M16	M20
K	7	8



- ・必要溶接長（ L =溶接長， L_e =有効溶接長）

溶接長さは、必要溶接長さ(最小値)以上を確保すること。



$$L \geq L_e$$

$$L \geq \frac{L}{2} e + 2 S$$

$$L1, L2 \geq \frac{L_e}{4} + 2S$$

※TYPE①は、母材（柱梁）への偏心曲げを考慮して採用すること。

部 材		M16			M20		
形 状							
縮 尺 : 1/10							
羽子板		FB-6x50			FB-9x65		
G. PL		6			9		
H. T. B		1-M16			1-M20		
B		55			65		
必要溶接長さ (最小値)							
Le	Le/2+2S	82	53	33	111	70	42
短期許容耐力		38. 6kN			60. 6kN		

※ メーカー品丸鋼ブレースを用いる場合、羽子板形状はメーカー寸法による。

ISベース柱脚工法設計・施工標準図 (SH:角型鋼管用 非保有耐力接合タイプ) 2/3												一般財団法人 日本建築センター 鋼構造評定委員会評定 BCU評定－ST0282-02 (2022年12月16日)												適用柱材 (F値=235N/mm ² , 275N/mm ² , 295N/mm ² , 325N/mm ²)				2023年11月作成			
国土交通大臣認定番号 (アンカー用ボルトセット) ※ () はミルメーカーと加工工場を示す。																															
MBLT-0116 M24～M48 (朝日工業・アイエスケー中島工場)												MBLT-0180 M24～M48 (朝日工業・アイエスケー前橋工場)																			
MBLT-0144 M30～M48 (JFE条鋼・アイエスケー中島工場)												MBLT-0181 M30～M48 (JFEスチール・アイエスケー前橋工場)																			
MBLT-0164 M52～M76 (JFE条鋼・アイエスケー前橋工場)																															
採用	柱脚記号	鋼管サイズ (mm)	適用柱サイズ (mm) ※柱材は、指定JIS規格品または大臣認定品とする。				ベースプレート					アンカーボルト			コンクリート柱形 (標準)								最低H寸法 (mm)								
			柱材の基準強度 (N/mm ²)				D (mm)	C1 (mm)	C2 (mm)	dh (mm)	t (mm)	本数-呼び径 (品番)	Lu (mm)	La (mm)	bc (最小～最大) (mm)	主筋 (径-本数を選択する)			帯筋	Lx (mm)	コンクリート強度 (N/mm ²)	※杭基礎の場合は (最低H寸法+杭出寸法)									
			235	275	295	325																									
	SH151	□150	t = 12	－	8 ≦t ≦ 12	9 ≦t ≦ 12	290	210	－	φ36	25	4-M24 (A1)	125	410	500～530	12-D16	8-D19	8-D22	D13@150	10d以上	21以上	550以上									
	SH171	□175	9 ≦t ≦ 12	－	6 ≦t ≦ 12	6 ≦t ≦ 12	310	230	－	φ36	25	4-M24 (A1)	125	410	520～530	12-D16	8-D19	8-D22	D13@150	10d以上	21以上	550以上									
	SH172		t = 12	－	t = 12	9 ≦t ≦ 12	320	230	－	φ42	32	4-M30 (A22)	135	480	540～620	12-D19	8-D22	8-D25	D13@150	10d以上	21以上	650以上									
	SH201	□200	8 ≦t ≦ 16	6 ≦t ≦ 16	6 ≦t ≦ 16	6 ≦t ≦ 16	340	260	－	φ36	25	4-M24 (A1)	125	410	550～650	12-D19	12-D22	8-D25	D13@150	10d以上	21以上	550以上									
	SH202		12 ≦t ≦ 16	9 ≦t ≦ 16	8 ≦t ≦ 16	8 ≦t ≦ 16	350	260	－	φ42	32	4-M30 (A22)	135	480	570～650	12-D19	12-D22	12-D25	D13@150	10d以上	21以上	650以上									
	SH203		t = 16	12 ≦t ≦ 16	12 ≦t ≦ 16	12 ≦t ≦ 16	360	260	－	φ50	36	4-M36 (A32)	155	490	580～750	16-D19	16-D22	12-D25	D13@150	10d以上	21以上	650以上									
	SH204		－	t = 16	t = 16	t = 16	390	300	170	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	600～750	16-D19	12-D22	12-D25	D13@150	10d以上	21以上	750以上									
	SH251	□250	6 ≦t ≦ 19	6 ≦t ≦ 16	6 ≦t ≦ 19	6 ≦t ≦ 12	390	310	－	φ36	25	4-M24 (A1)	125	410	600～750	16-D19	16-D22	12-D25	D13@150	10d以上	21以上	550以上									
	SH252		8 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 16	6 ≦t ≦ 19	6 ≦t ≦ 19	400	310	－	φ42	28	4-M30 (A22)	135	480	620～750	16-D19	16-D22	12-D25	D13@150	10d以上	21以上	650以上									
	SH253		12 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 16	9 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 19	420	310	－	φ50	32	4-M36 (A33)	155	540	630～840	20-D19	16-D22	16-D25	D13@150	10d以上	21以上	700以上									
	SH254		16 ≦t ≦ 19	12 ≦t ≦ 16	12 ≦t ≦ 19	12 ≦t ≦ 19	450	350	220	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	650～840	20-D19	16-D22	16-D25	D13@150	10d以上	21以上	750以上									
	SH255		－	－	16 ≦t ≦ 19	16 ≦t ≦ 19	460	350	200	φ50	40	8-M36 (A34)	155	590	660～840	24-D19	20-D22	16-D25	D13@150	10d以上	21以上	750以上									
	SH301	□300	6 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 19	6 ≦t ≦ 22	6 ≦t ≦ 16	450	360	－	φ42	28	4-M30 (A23)	135	580	670～750	16-D19	12-D22	12-D25	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
●	SH302		9 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 19	8 ≦t ≦ 22	8 ≦t ≦ 19	460	360	－	φ50	32	4-M36 (A33)	155	540	680～840	20-D19	16-D22	16-D25	D13@100	10d以上	21以上	700以上									
	SH303		12 ≦t ≦ 19	12 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 19	490	400	270	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	700～840	20-D19	20-D22	16-D25	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
	SH304		t = 19	16 ≦t ≦ 19	14 ≦t ≦ 22	16 ≦t ≦ 19	500	400	250	φ50	40	8-M36 (A35)	155	690	710～980	－	20-D22	16-D25	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH305		－	t = 19	19 ≦t ≦ 22	－	550	420	250	φ58	50	8-M42 (A43)	175	680	760～1070	－	24-D22	20-D25	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH351	□350	9 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 19	9 ≦t ≦ 16	500	410	－	φ42	28	4-M30 (A23)	135	580	720～840	20-D19	16-D22	12-D25	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
	SH352		12 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 25	9 ≦t ≦ 22	550	460	330	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	760～1000	28-D19	24-D22	20-D25	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
	SH353		16 ≦t ≦ 22	12 ≦t ≦ 22	12 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 22	570	470	320	φ50	40	8-M36 (A35)	155	690	780～1070	－	24-D22	20-D25	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH354		t = 22	16 ≦t ≦ 22	16 ≦t ≦ 25	16 ≦t ≦ 22	590	480	310	φ58	45	8-M42 (A43)	175	680	810～1160	28-D22	24-D25	20-D29	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH355		－	t = 22	22 ≦t ≦ 25	t = 22	630	500	310	φ66	55	8-M48 (A52)	195	720	910～1240	32-D22	28-D25	24-D29	D13@100	10d以上	21以上	900以上									
	SH356		－	t = 22	22 ≦t ≦ 25	t = 22	630	500	310	φ66	70	8-M48 (A52)	195	720	910～1240	32-D22	28-D25	24-D29	D13@100	10d以上	21以上	900以上									
	SH401	□400	9 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 19	570	470	－	φ50	32	4-M36 (A35)	155	690	800～920	24-D19	20-D22	16-D25	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH402		9 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 25	9 ≦t ≦ 25	9 ≦t ≦ 22	600	510	380	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	810～1000	28-D19	24-D22	24-D25	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
	SH403		16 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 25	620	520	370	φ50	40	8-M36 (A35)	155	690	840～1120	28-D22	20-D25	20-D29	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH404		19 ≦t ≦ 25	16 ≦t ≦ 25	14 ≦t ≦ 25	16 ≦t ≦ 25	640	530	360	φ58	45	8-M42 (A44)	175	780	860～1230	32-D22	24-D25	20-D29	D13@100	10d以上	21以上	950以上									
	SH405		t = 25	19 ≦t ≦ 25	19 ≦t ≦ 25	19 ≦t ≦ 25	680	550	360	φ66	55	8-M48 (A53)	195	820	940～1260	36-D22	28-D25	24-D29	D13@100	10d以上	21以上	1000以上									
	SH406		－	t = 25	t = 25	t = 25	810	620	430	φ66	70	8-M48 (A53)	195	820	1060～1260	－	36-D25	32-D29	D13@100	10d以上	21以上	1000以上									
	SH451	□450	9 ≦t ≦ 25	12 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 22	9 ≦t ≦ 16	620	520	－	φ50	32	4-M36 (A35)	155	690	850～980	28-D19	20-D22	16-D25	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH452		9 ≦t ≦ 32	12 ≦t ≦ 28	9 ≦t ≦ 25	9 ≦t ≦ 22	650	560	430	φ42	36	8-M30 (A23)	135	580	870～1110	28-D22	24-D25	24-D29	D13@100	10d以上	21以上	750以上									
	SH453		12 ≦t ≦ 32	12 ≦t ≦ 32	9 ≦t ≦ 28	9 ≦t ≦ 28	670	570	420	φ50	40	8-M36 (A35)	155	690	890～1160	28-D22	24-D25	20-D29	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH454		16 ≦t ≦ 32	12 ≦t ≦ 32	12 ≦t ≦ 28	12 ≦t ≦ 32	690	580	410	φ58	45	8-M42 (A44)	175	780	910～1240	32-D22	28-D25	20-D29	D13@100	10d以上	21以上	950以上									
	SH455		22 ≦t ≦ 32	16 ≦t ≦ 32	16 ≦t ≦ 28	16 ≦t ≦ 32	730	600	410	φ66	55	8-M48 (A53)	195	820	960～1260	32-D25	28-D29	24-D32	D13@100	10d以上	21以上	1000以上									
	SH456		28 ≦t ≦ 32	22 ≦t ≦ 32	19 ≦t ≦ 28	19 ≦t ≦ 32	730	600	410	φ66	80	12-M48 (A52)	205	720	1020～1260	36-D25	32-D29	28-D32	D13@100	10d以上	21以上	900以上									
	SH501	□500	12 ≦t ≦ 38	12 ≦t ≦ 32	9 ≦t ≦ 28	9 ≦t ≦ 25	720	620	470	φ50	40	8-M36 (A35)	155	690	940～1240	32-D22	28-D25	24-D29	D13@100	10d以上	21以上	850以上									
	SH502		16 ≦t ≦ 38	12 ≦t ≦ 36	12 ≦t ≦ 28	12 ≦t ≦ 32	740	630	460	φ58	45	8-M42 (A44)	175	780	970～1260	28-D25	24-D29	20-D32	D13@100	10d以上	21以上	950以上									
	SH503		22 ≦t ≦ 38	19 ≦t ≦ 36	16 ≦t ≦ 28	19 ≦t ≦ 38	800	660	430	φ70	55	8-M52 (A62)	235	850	1050～1260	40-D25	32-D29	28-D32	D13@100	10d以上	21以上	1050以上									
	SH504		32 ≦t ≦ 38	25 ≦t ≦ 36	25 ≦t ≦ 28	25 ≦t ≦ 38	870	680	420	φ80	65	8-M60 (A82)	255	950	1140～1260	44-D25	36-D29	28-D32	D13@100	10d以上	21以上	1150以上									
	SH505		－	32 ≦t ≦ 36	t = 28	28 ≦t ≦ 38	960	760	500	φ80	80	8-M60 (A82)	255	950	1280～1790	52-D25	40-D29	36-D32	D16@100	10d以上	21以上	1150以上									
	SH506		－	t = 36	－	36 ≦t																									

E T P 工法設計施工標準仕様書

許容支持力および適用範囲

- 1 工 法 名
E T P 工法
(先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む）、粘土質地盤）

2 地盤の許容支持力

【押込み方向支持力】

- 1) 本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

- 1) 長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力 (kN)

$$Ra = \frac{1}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N} s_L + \gamma \bar{q} L_c) \psi \}$$

- 2) 短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力 (kN)

$$Ra = \frac{2}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N} s_L + \gamma \bar{q} L_c) \psi \}$$

ここで、

α : くい先端支持力係数 ($\alpha=140$)

β : 砂質地盤におけるくいの周面摩擦力係数 ($\beta=2.0$)

γ : 粘土質地盤におけるくいの周面摩擦力係数 ($\gamma=0.3$)

$\bar{N}$: 基礎ぐいの先端付近 (基礎ぐいの先端より下方に1Dw (Dw : 翼径)、

上方に1Dwの間)の地盤の標準貫入試験による打撃回数 の平均値 (回)

先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む） $10 \leq \bar{N} \leq 60^{\circ}$

先端地盤：粘土質地盤 $5 \leq \bar{N} \leq 60^{\circ}$ ※Dw/D=3.5以上：最大 $\bar{N}=20$

A_p : 先端翼の有効断面積 (㎡) $A_p = \pi \times D_w^2 / 4$

$\bar{N}_s$: 基礎ぐい周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数 の平均値 (回)
ただし、 $2 \leq \bar{N}_s \leq 30$ の範囲とする。なお、 $\bar{N}_s > 30$ の場合は $\bar{N}_s = 30$ とし、 $\bar{N}_s < 2$ の場合は $\bar{N}_s = 0$ とする。

$\bar{q}_u$: 基礎ぐい周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値 (kN/㎡)
ただし、 $30 \leq \bar{q}_u \leq 200$ の範囲とする。なお、 $q_u > 200$ の場合は $q_u = 200$ とし、 $q_u < 30$ の場合は $q_u = 0$ とする。

L_s : 基礎ぐい周囲の地盤のうち砂質地盤に接する有効長さの合計 (m)

ただし、くい施工地盤面から下方に1mまでの区間および基礎ぐいの先端より上方に1Dwの区間は除く。

L_c : 基礎ぐい周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する有効長さの合計 (m)

ただし、くい施工地盤面から下方に1mまでの区間および基礎ぐいの先端より上方に1Dwの区間は除く。

ψ : 基礎ぐい周囲の長さ (m) $\psi = \pi D$ (D : 鋼管外径 (m))

【引抜き方向支持力】

- 1) 地盤から定まる引抜き方向の許容支持力 ※適用鋼管径139.8～609.6mm

$$tRa = \frac{1}{F_s} \kappa \cdot \bar{N} t \cdot tAp$$

F_s : 安全率 (長期3、短期1.5)

κ : 支持力係数 ($\kappa=65$)

$\bar{N} t$: くい先端のN値の平均値で、 $\bar{N} t$ の算定範囲は、くい先端から上方向に3Dwとする。

先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む） $10 \leq \bar{N} t \leq 50^{\circ}$

先端地盤：粘土質地盤 $5 \leq \bar{N} t \leq 50^{\circ}$ ※Dw/D=3.5以上：最大 $\bar{N} t=20$

tAp : 有効断面積 $tAp = \frac{\pi}{4} (D_w^2 - D^2)$

3 適用範囲

1) 適用する地盤の種類

基礎ぐいの先端付近の地盤の種類:砂質地盤（礫質地盤を含む）、粘土質地盤

基礎ぐいの周囲の地盤の種類：砂質地盤、粘土質地盤

2) 最大施工深さ

最大施工深さは施工地盤面を基準としたくい先端の深度とする。

引抜き方向支持力を適用する場合の地盤に接する最小杭長は、5.0mまたは4.5Dwのうちいずれか大きい値とする。

表1.各先端地盤の最大施工深さ(89.1～267.4mm)

鋼管外径 (mm)	89.1	101.6	114.3	139.8	165.2	190.7	216.3	267.4
先端:砂質(礫質) (m)	11.58	13.20	14.85	18.17	21.47	24.79	28.11	34.76
先端:粘土質 (m)	11.58	13.20	14.85	18.17	21.47	24.79	28.11	34.76

表2.各先端地盤の最大施工深さ(318.5～609.6mm)

鋼管外径 (mm)	318.5	355.6	400.0	406.4	457.2	508.0	558.8	609.6
先端:砂質(礫質) (m)	41.40	46.22	52.00	52.83	59.43	63.60	63.60	63.60
先端:粘土質 (m)	41.40	46.22	52.00	52.83	59.43	57.00	57.00	57.00

3) 適用する建築物の規模

各階の床面積の合計が500,000㎡以下の建築物

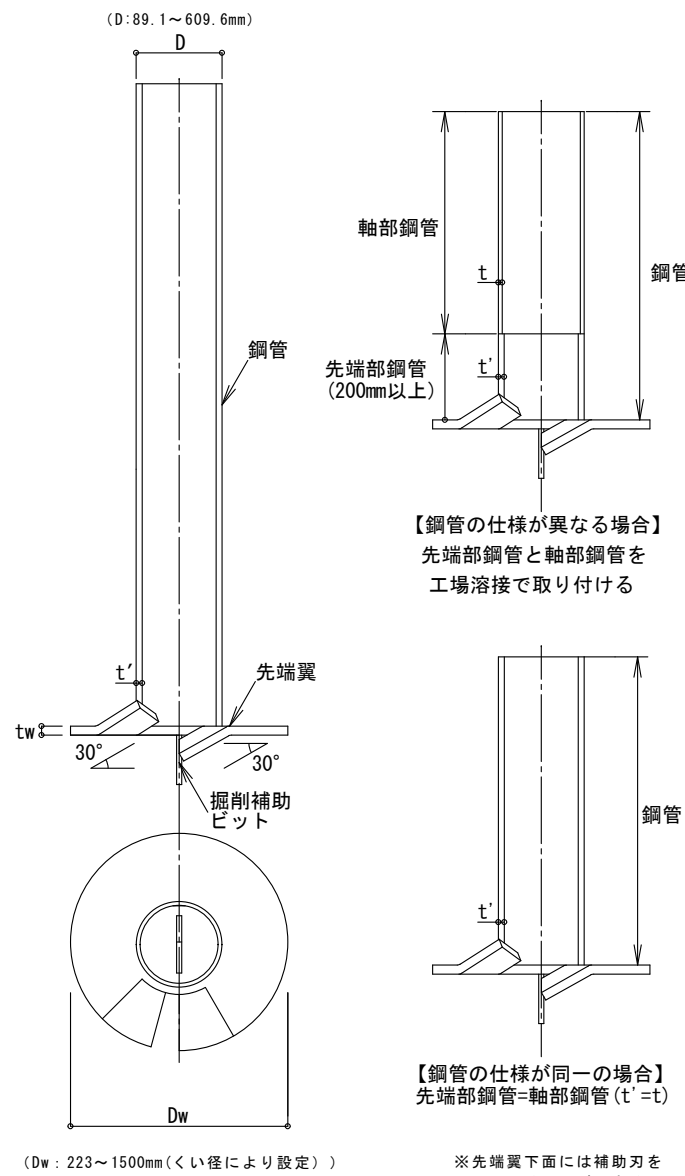
引抜き支持力適用する場合は、建築物・鉄塔は短期のみとする。

4) 基礎ぐいの構造方法

円形の鋼板に切り込みを入れ、折り曲げ加工した先端翼に

掘削補助ビットを取付け、これを鋼管下端に取付けた鋼管ぐいである。

なお、鋼管には溶接又は機械式による継手を設けることができるものとする。



(Dw : 223～1500mm (くい径により設定))

※先端翼下面には補助刃を取付けることができる

i) 基礎ぐいの使用材料

先端部鋼管	JIS G 3444	STK400、STK490
	JIS A 5525	SKK400、SKK490
	JIS G 3475	STKN400W、STKN400B、STKN490B
軸部鋼管	JIS G 3444	STK400、STK490
	JIS A 5525	SKK400、SKK490
	JIS G 3475	STKN400W、STKN400B、STKN490B
	SEAH590	MSTL-0419
	HU590	MSTL-0542
	HU590	MSTL-0543
先端翼	JIS G 3106	SM490A
掘削補助ビット	JIS G 3101	SS400
	JIS G 3106	SM490A
補助刃	JIS G 3101	SS400
	JIS G 3106	SM490A
	JIS G 4051	S45C、S50C

施工方法

1. 基礎ぐいの建て込み

- (1) 基礎ぐいは、くい打ち機またはクレーン等により建て込み、施工機械に備えた治具に連結する。その際は基礎ぐいに損傷を与えないように十分に気を付ける。

- (2) くい芯合わせは、あらかじめ、くい芯から一定距離に設置しておいた2箇所の鉄筋棒の位置から鋼管外面までの距離を定尺棒で測定して行う。

- (3) 基礎ぐいの建て込み精度は、トランシット、水準器等により直角2方向から確認する。建て込み精度は1/100以内で管理する。

2. 基礎ぐいの回転貫入

回転貫入開始前に、くい打ち機のくい回転駆動装置に管理最大トルク値 (くい体の許容トルク以内) を設定する。回転貫入開始直後はくい芯のずれに注意しながら、1回転当たりの規定貫入量以内で貫入させる。また基礎ぐいの鉛直精度を随時チェックし、鉛直性に十分注意する。規定貫入量は先端翼それぞれの刃口外縁高さの2倍以下とする。なお、くい回転駆動装置に設定した許容トルクは、回転貫入開始から打ち止め完了まで、上回ることがないように施工管理を行う。また、施工時に滑りが生じる場合は、押込み力を付加しながら施工する。

(1) くい芯

回転貫入開始時はくい芯がずれ易いので注意をする。くい先端部が地表面から1m程度で貫入を止め、ずれがないかを確認する。また貫入速度が大きいとずれ易いので、回転速度を調整して貫入させる。

(2) 鉛直精度の確保

鉛直性が安定するまで鉛直精度を確認することとし、原則1m、2mのそれぞれの深度で貫入を止めてトランシット、水準器等を用いて基礎ぐいの鉛直性を確認する。特に浅い位置にある転石に当たった場合などは鉛直性が狂い易いので特に注意する。

(3) 貫入状況のチェック (支持層到達前)

1回転当たり貫入量を計測器、または基礎ぐいにチョーク等を当てて確認し、異常な貫入がないかチェックする。また、モーターの運転音の異常や負荷油圧なども随時チェックする。

(4) トルクの制御

くい体の短期許容トルクを機械運転者に伝達し、くい回転駆動装置のトルクが短期許容トルクを超えないように施工する。トルクが短期許容トルクに近づいてきたら、くい体の貫入を抑制する。1本のくいで揺頭鋼管や認定材料等、異なる仕様の鋼管を継いで施工する場合、継ぐいの仕様に準じて、短期許容トルクの小さい方を上限とする。

(5) 押込み力付加、逆回転

くい体への押込み力付加は、滑り (トルクが許容トルクの1/3以下、かつ貫入量が規定貫入量の1/3以下) が生じた場合に行う。その押込み力は、翼の変形を防止するため長期先端支持力以下とする。また、支持層内で滑りが生じた場合、滑りの生じた状態で打ち止めず、押込み力を付加して食い込ませてから打ち止めを行う。なお、施工の安全性・基礎ぐいの鉛直性の確保のため、施工機械が浮き上がるような押込み力のかけ方をしない。逆回転は、設計支持層に到達する前にトルクが機械能力または基礎ぐいの許容トルクを超過する恐れがある場合等に行う。

3. 基礎ぐいの継手

ETP工法における基礎ぐいの継手は溶接継手、又は、機械式継手とする。溶接継手は、JIS A 7202 (遠心カコンクリートくい施工標準) 又は、日本溶接協会規格WES7601「基礎杭打設時における溶接作業標準」等を基準とし、機械式継手は、当該機械式継手の施工指針の内容を基準とする。

4. 試験ぐいの施工

原則として、すべての試験ぐいについて、土質柱状図と設計図書に基づいて設定した長さの基礎ぐいを設計深度まで施工する。打ち始めから打ち止めまでのトルクを連続的に計測する。トルクが直接出力されない場合は電流値や油圧値を測定してトルクに換算する。
計測されたトルクと地盤柱状図 (N値分布図) を対比し、トルクとN値の相関性を調べる。
その結果により、以下のように打ち止め管理方法を定める。

①方法A (トルク管理)

条 件 : N値とトルクの相関性が高く、支持層深度を判断しやすいこと
管理方法 : 本設ぐいの打ち止め管理をトルク管理で行うものとし、試験ぐいの支持層上端のトルクの80%を管理トルク値 (「Aトルク」と呼ぶ) として設定する。

②方法B (深度管理)

条 件 : 設計深度のN値がその上層と比べて変化が小さく、トルクでも設計支持層深度が判断しにくいこと
管理方法 : 本設ぐいの打ち止め管理を深度管理で行うものとし、試験ぐい打ち止め時のトルクの80%を管理トルク (「Bトルク」と呼ぶ) として設定する。

方法Aの条件にも方法Bの条件にも合わない場合、試験ぐい打設位置が地盤柱状図と合っていないと判断し、1本目の試験ぐいの次に近い本設ぐいを試験ぐいとして再施工する。

なお、試験ぐい施工の結果、設計支持層が予定深度よりも深い場合は、所定の設計支持層と判断される深度まで打設してトルクを計測する。また、設計支持層付近で、下記の①、②のいずれかの現象が現われ、1Dw以上の根入れが困難な場合は、くい先端1Dw以深のN値が設計N以上で、必要な支持層層厚が確保されていることをくい先端より下方に5Dwの範囲の地盤情報により確認できれば、打ち止めができるものとする。

- ①トルクが短期許容トルクの80%を超える。ただし、1本のくいで異なる材質や鋼管厚さを継いで使用した場合は、短期許容トルクが小さい値を採用することとする。
②1回転当たりの貫入量が3mm以下となる。

補助刃を現場で取り付ける場合や補助刃の取付状況を変更する場合は、試験ぐい近傍 (地盤調査地点近傍) にて当該補助刃仕様での試験ぐいを実施して補助刃仕様での管理値を求め、施工を行うこととする。施工状況等により、補助刃材・取付個数、取付位置を変更する場合は、仕様毎に先述の試験ぐいを行って管理値を求め、当該管理値に基づいて施工を行う。ただし、いずれの場合においても同一の管理値を用いて安全側となる打ち止め管理が可能である場合は、この限りではない。

5. 本設ぐいの施工

本設ぐいの打ち止め管理は、試験ぐいで設定した打ち止め管理方法によって行う。

・方法A (トルク管理) による打ち止め

設計支持層近辺でトルクがAトルクに達した深度を設計支持層上端と判定し、これより1Dw (翼径分) 以上根入れして打ち止めすることを原則とする。
ただし、設計支持層付近で、下記の①、②のいずれかの現象が現われ、1Dw以上の根入れが困難な場合は、くい先端1Dw以深のN値が設計N以上で、必要な支持層層厚が確保されていることをくい先端より下方に5Dwの範囲の地盤情報により確認できれば、打ち止めができることとする。

- ①トルクが短期許容トルクの80%を超える。ただし、1本のくいで異なる材質や鋼管厚さを継いで使用した場合は、短期許容トルクが小さい値を採用することとする。
②1回転当たりの貫入量が3mm以下となる。

設計N以上と支持層層厚が確認できない場合は、再施工や再調査等を検討する。

・方法B (深度管理) による打ち止め

設計深度まで貫入させて打ち止める。ただし、打ち止め深度にてトルクがBトルクにBトルクに達しない場合、Bトルクに達する深度まで貫入させる。

なお、設計支持層内で長時間回転し続けるとかえって支持層を乱す恐れがあるため長時間の回転は避ける。また、設計支持層内で滑りが生じる場合は押し込み力を付加して、設計支持層に食い込ませて打ち止める。

【押込み方向支持力】

国土交通省大臣認定

件 名 : ETP工法

認定年月日 : 令和5年3月28日

(先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む）)

認定番号 : TACP-0665

認定書 : 国住参建4330号

性能評価書 : GBRC建評-22-231A-017 ((一財) 日本建築総合試験所)

(先端地盤：粘土質地盤)

認定番号 : TACP-0666

認定書 : 国住参建4331号

性能評価書 : GBRC建評-22-231A-018 ((一財) 日本建築総合試験所)

【引抜き方向支持力】

建築技術性能証明

技術名称 : ETP工法 -先端翼付き回転貫入鋼管杭工法-(改定4)

性能証明の発効日 : 2023年4月7日

性能証明番号 : GBRC性能証明 第12-20号 改4

((一財) 日本建築総合試験所)

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担)

図面名称

鋼管杭工法設計施工標準仕様書【参考図】

図面番号

S - 08

縮尺

(A2) 1 : -

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097

徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

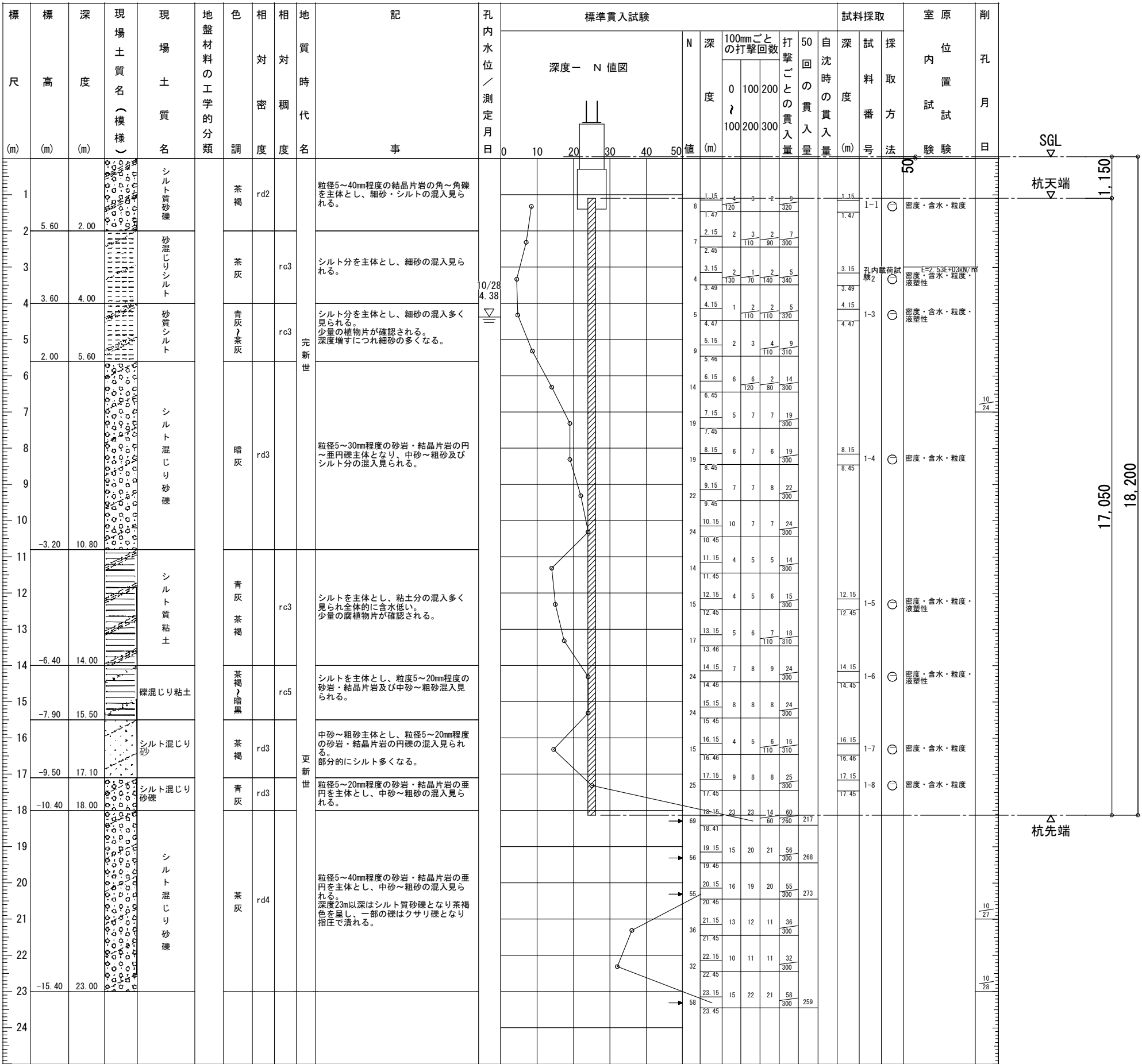
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 R 7 営繕家畜防疫資材倉庫石・石井地質解析調査業務

事業名 または 工事名

調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	No. 1	調査位置	徳島県名西郡石井町石井	北緯	34° 03′ 44.39″
発注機関	徳島県県土整備部	調査期間	2025年 10月 24日 ～ 2025年 10月 28日	東経	134° 26′ 31.70″
調査業者名	株式会社エス・ピー・シー 電話 0883-52-1621	主任技師	植杉 御代 地質調査士 第21256号	現場代理人	竹田一貴 地質調査士 第23199号
孔口標高	T. P. 7.60 m (BM+0.19m)	角	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	約 10°
総削孔長	23.00m	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	使用機種	エンジン クボタER-80
		ポンプ	東邦地下工機BG-3型		



ボーリング位置図

・SGL=BM+0.24mとする。

BM±0.00

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築（担）

図面番号 S - 09

設計 R8.05

竣工

図面名称 ボーリング柱状図（1）

縮尺 (A2) 1： -

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

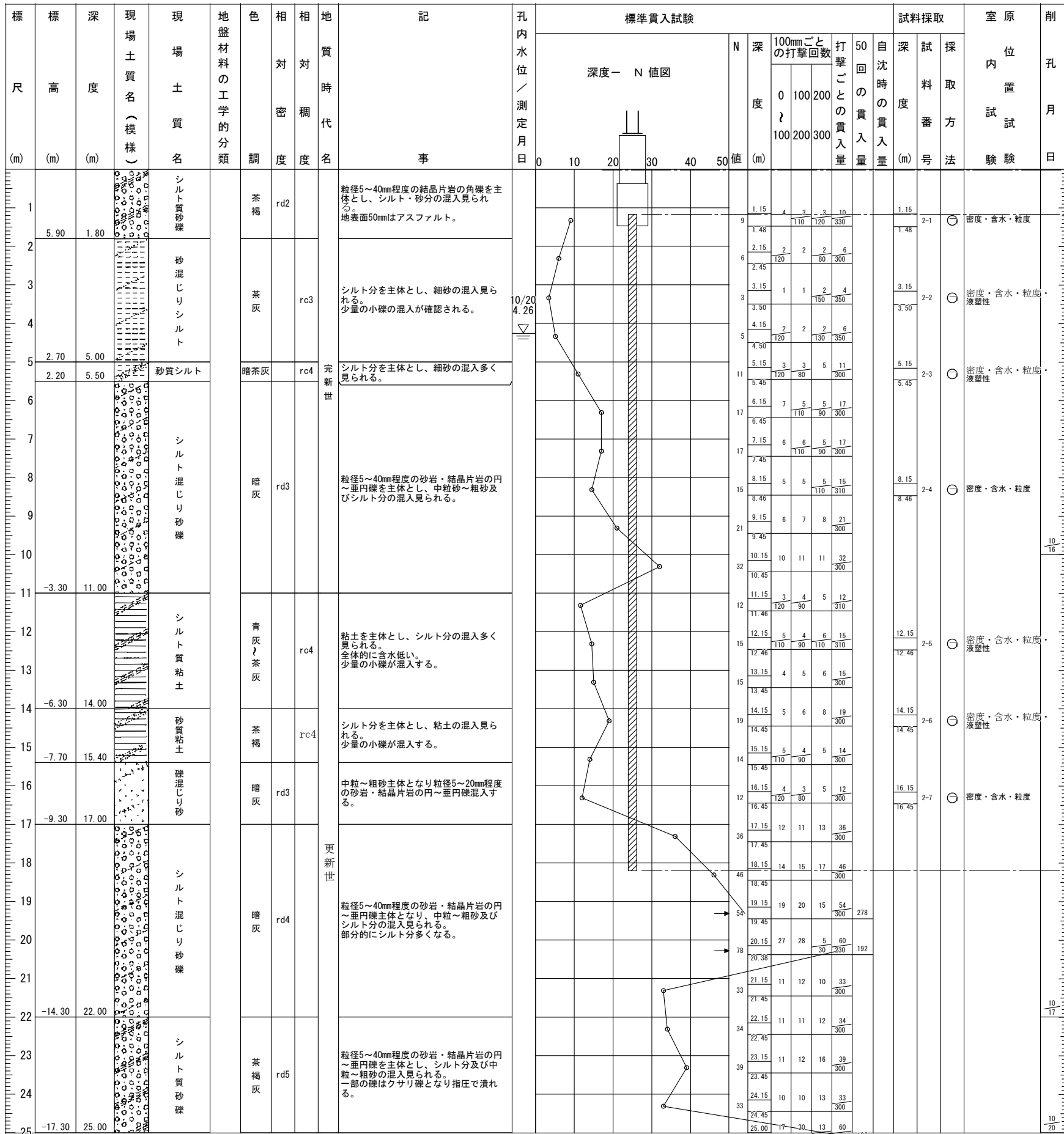
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

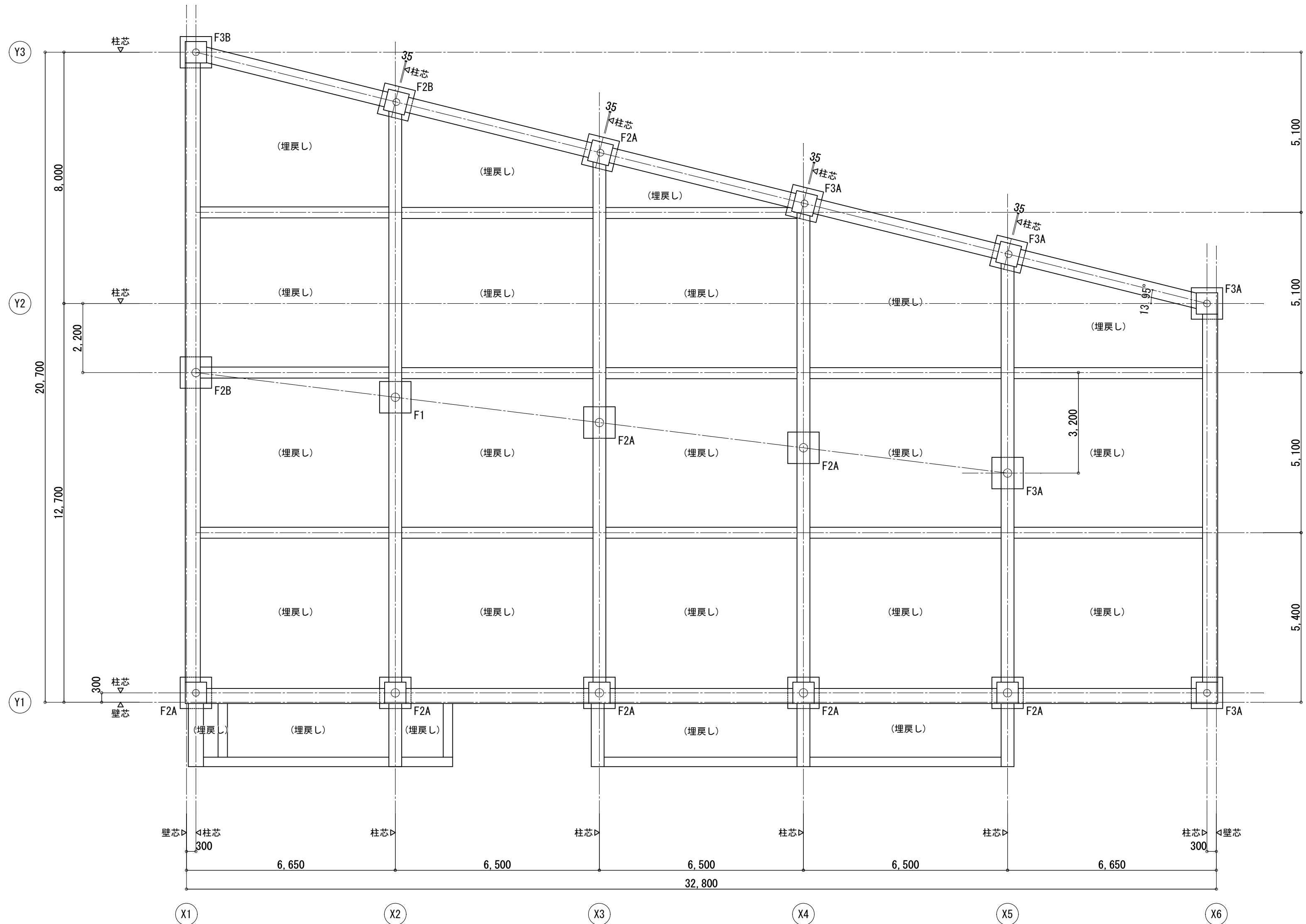
調査名 R 7 営繕家畜防疫資材倉庫石・石井地質解析調査業務

事業名 または 工事名

調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	No. 2			調査位置	徳島県県西郡石井町石井			北緯	34° 03′ 44.60″		
発注機関	徳島県県土整備部			調査期間	2025年 10月 16日 ～ 2025年 10月 20日			東経	134° 26′ 30.96″		
調査業者名	株式会社エス・ビー・シー 電話 0883-52-1621			主任技師	植杉 御代 地質調査技士 登録番号 第21256号	現 場 代理人	竹田一貴 地質調査技士 登録番号 第23199号	コア 鑑定者	植杉 御代 地質調査技士 登録番号 第21256号	ボーリング責任者	尾方誠 地質調査技士 登録番号 第23199号
孔口標高	T. P. 7. 70 m (BM+0. 26m)			角				方 位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°		
総削孔長	25. 00m			使用機種	エンジン クボタER-80			ポン プ	東邦地下工機BG-3型		





基礎伏図

特記なき限り
・基礎下端レベルは、SGL-1450とする。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担)

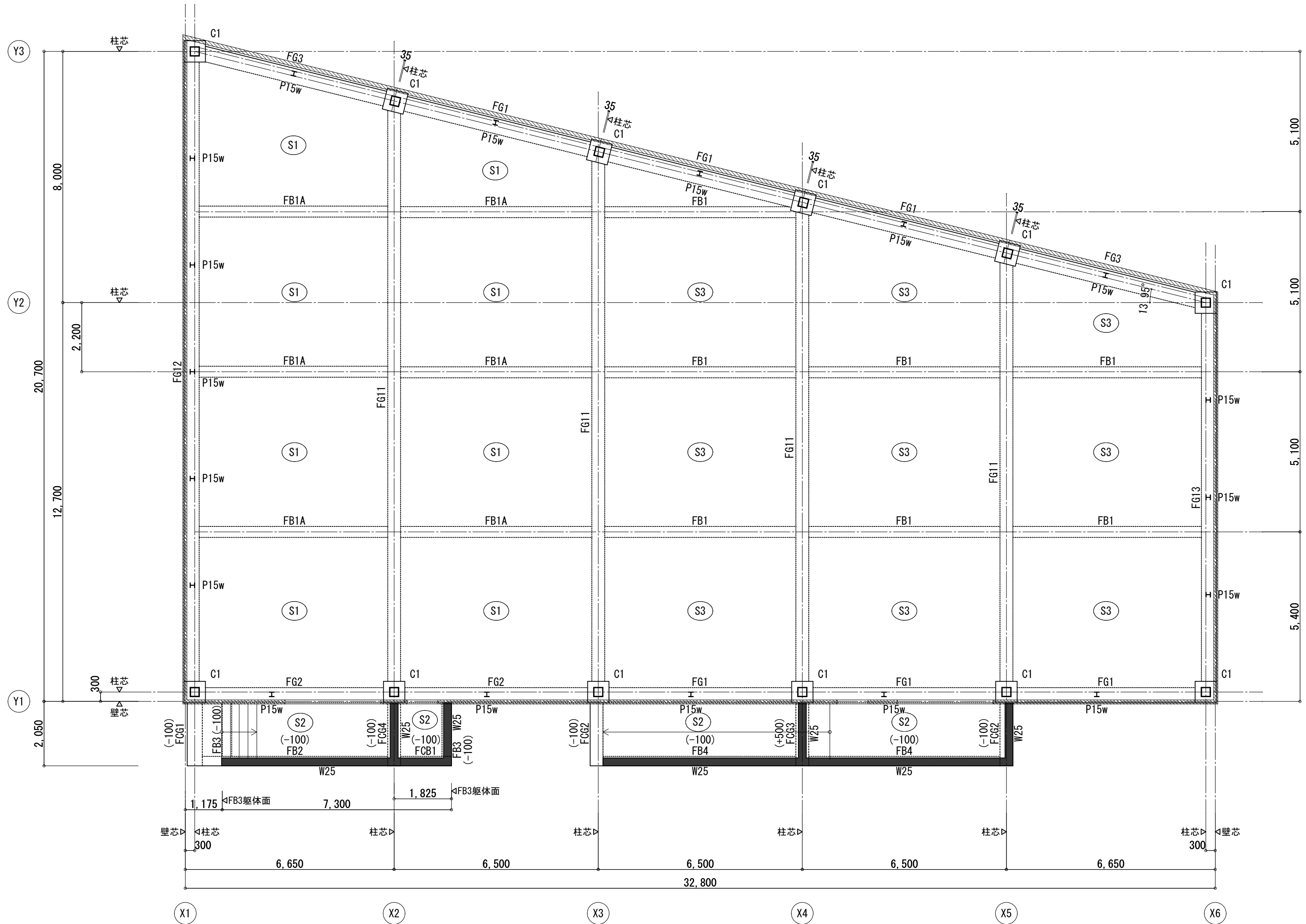
図面名称
基礎伏図

図面番号
S - 12

縮尺
(A2) 1 : 100

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号
林 貴



1 階床伏図(見下げ)

特記なき限り

- ・1FL=SGL+930とする。
- ・地中梁天端レベルは、SGL+900(1FL±0)とし()内は、SGLからの梁天端レベルを示す。
- ・R C柱天端レベルは、SGL+900(1FL±0)とする。
- ・B P L下端レベルは、SGL+930(1FL+30)とする。
- ・スラブ天端レベルは、(1FL±0)とする。
- ・斜線部分は、腰壁(t=130)を示す。

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築(担)

図面名称 1 階床伏図

図面番号

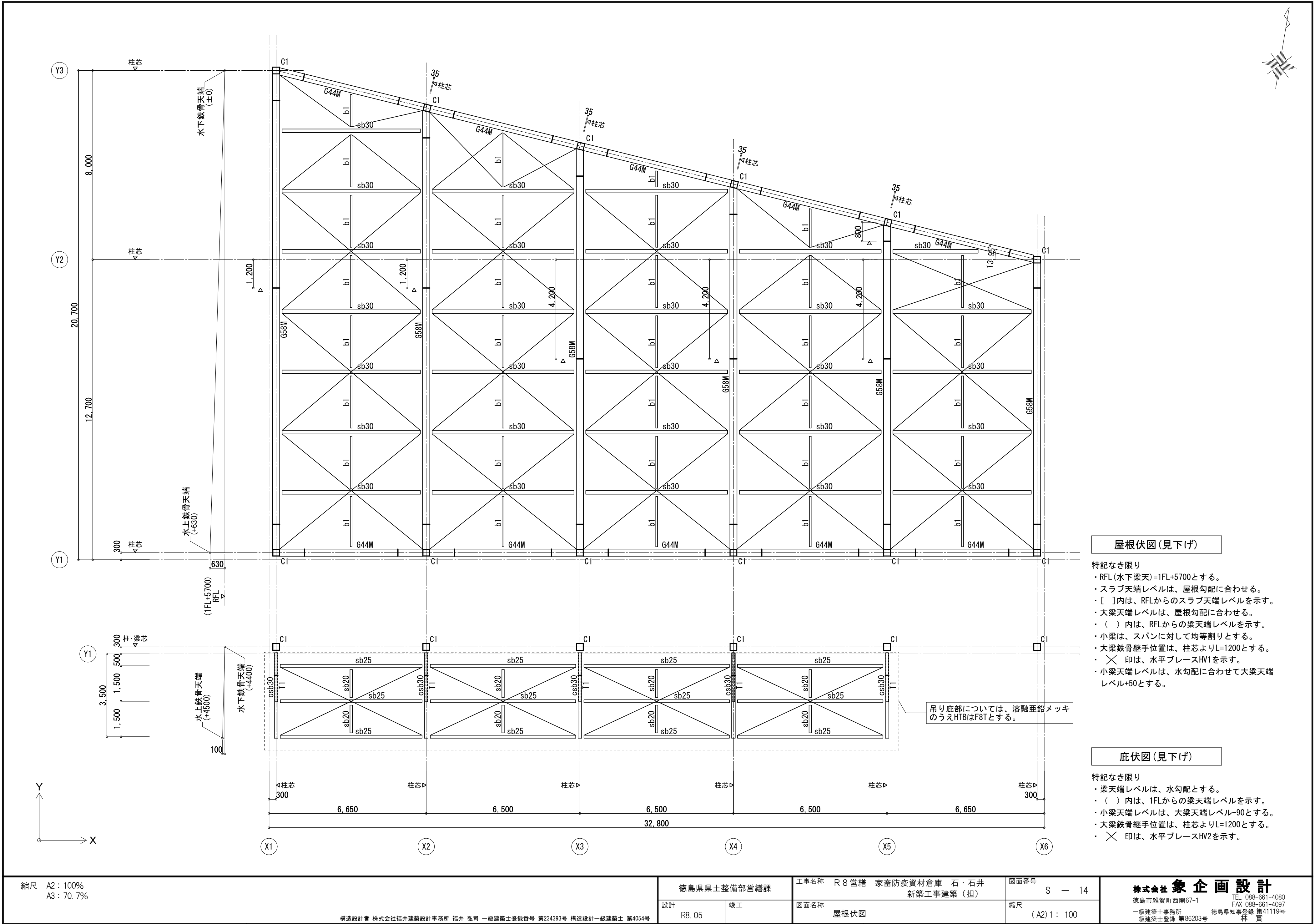
S - 13

縮尺

(A2) 1 : 100

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第411119号
林 貴



屋根伏図(見下げ)

- 特記なき限り
- ・RFL(水天端)=1FL+5700とする。
 - ・スラブ天端レベルは、屋根勾配に合わせる。
 - ・[]内は、RFLからのスラブ天端レベルを示す。
 - ・大梁天端レベルは、屋根勾配に合わせる。
 - ・()内は、RFLからの梁天端レベルを示す。
 - ・小梁は、スパンに対して均等割りとする。
 - ・大梁鉄骨継手位置は、柱芯よりL=1200とする。
 - ・×印は、水平ブレースHV1を示す。
 - ・小梁天端レベルは、水勾配に合わせて大梁天端レベル+50とする。

底伏図(見下げ)

- 特記なき限り
- ・梁天端レベルは、水勾配とする。
 - ・()内は、1FLからの梁天端レベルを示す。
 - ・小梁天端レベルは、大梁天端レベル-90とする。
 - ・大梁鉄骨継手位置は、柱芯よりL=1200とする。
 - ・×印は、水平ブレースHV2を示す。

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築(担)

図面番号 S - 14

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 貴

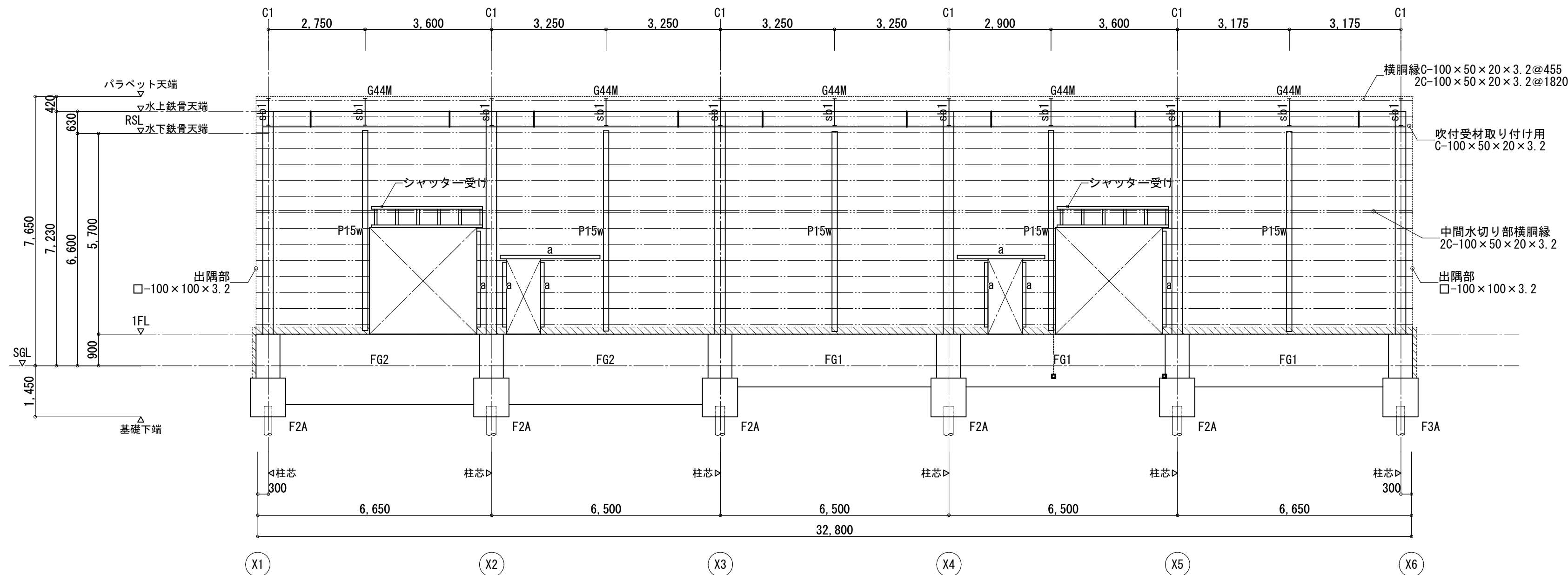
構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

設計 R8.05

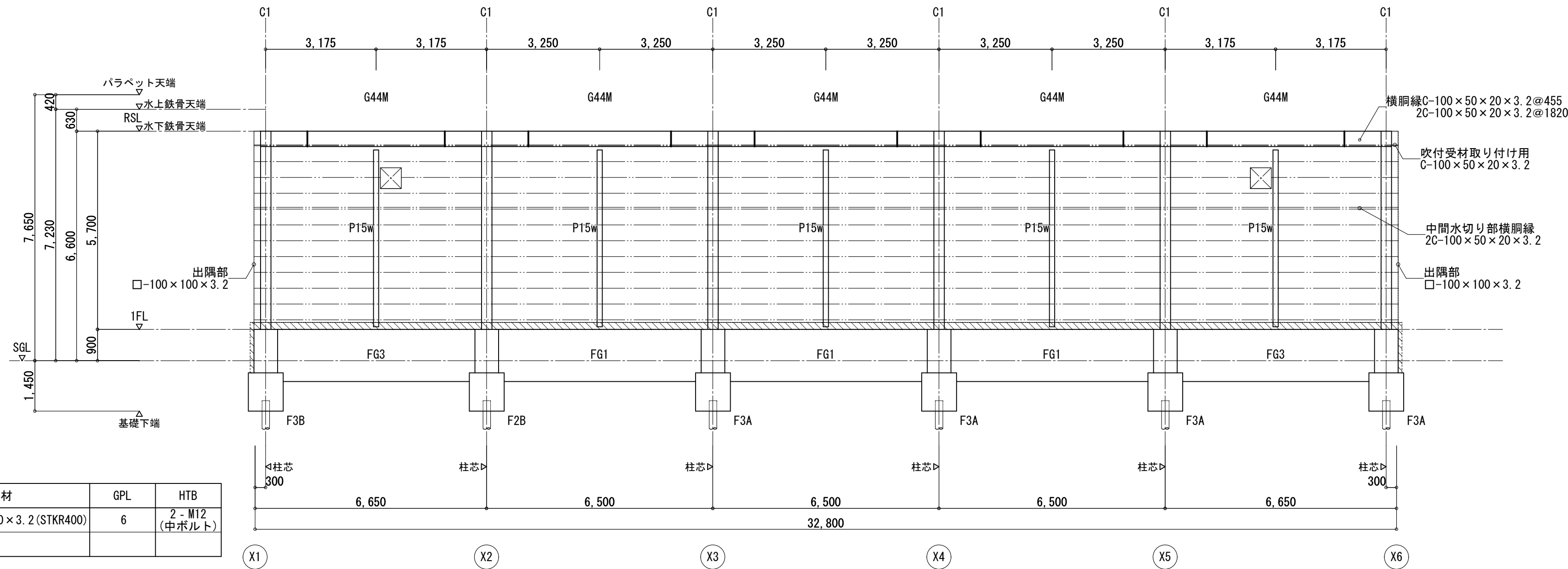
竣工

図面名称 屋根伏図

縮尺 (A2) 1: 100



Y1通 軸組図



Y3通 軸組図

開口補強材

符号	部材	GPL	HTB
a	□ - 100×100×3.2 (STKR400)	6	2 - M12 (中ボルト)

特記なき限り

- 大梁鉄骨継手位置は、柱芯よりL=1000とする。
- 部分は、腰壁(t=130)を示す。
- は、笠木受け材を示す。

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担)

図面名称

軸組図 (1)

図面番号

S - 15

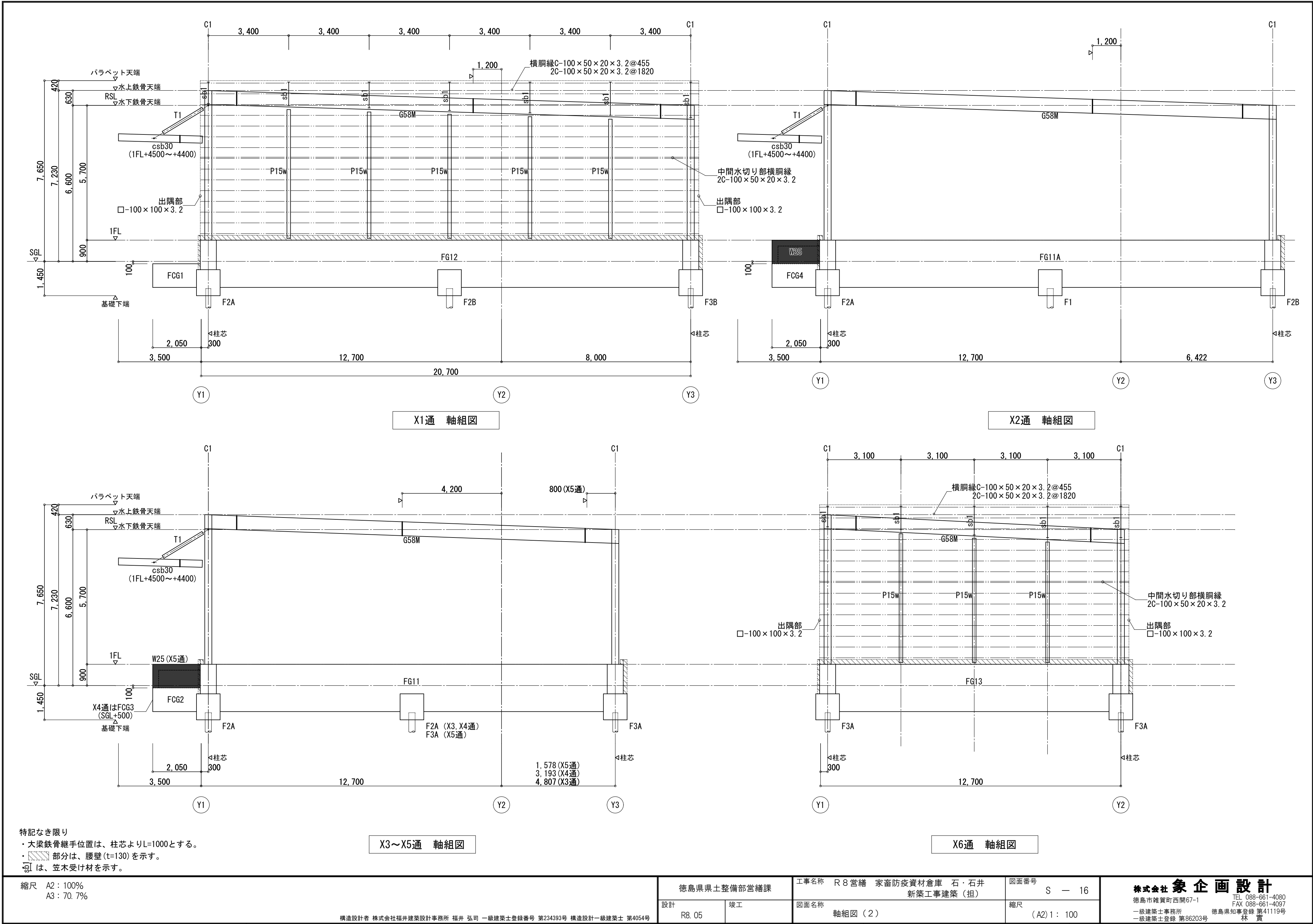
縮尺

(A2) 1: 100

株式会社 象企画設計

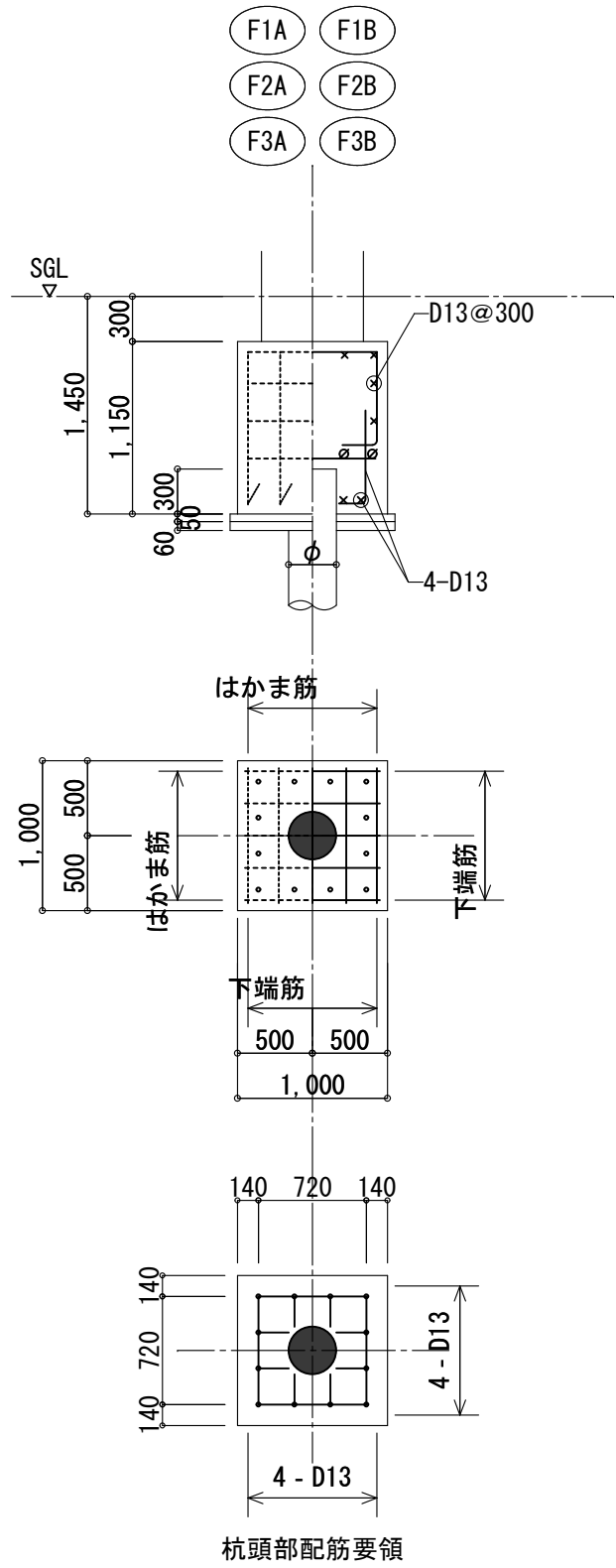
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

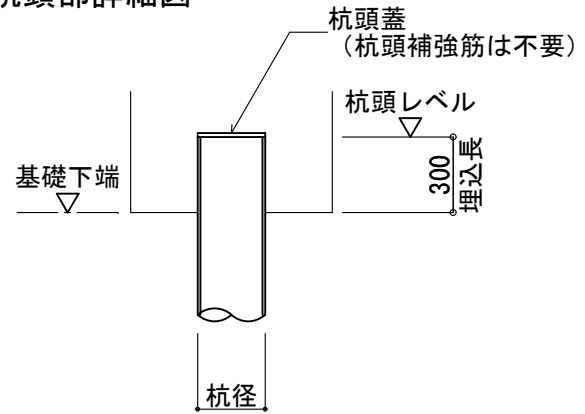


基礎リスト

特記なき限り
・杭先端とベース筋のあき寸法は、70mm以上確保すること。



■杭頭部詳細図



杭認定工法は次の条件を満たすものとする。

- ①回転貫入工法とする。
- ②大臣認定工法とする。
- ③許容鉛直支持力Raの算定に用いる杭先端支持力係数 α は次のとおりとする。
 $\alpha=140$ 以上（先端砂質地盤（礫質地盤を含む））
ただし、杭耐力は、ETP工法で計算しているため、同等杭認定工法とする場合は耐力の確認を行うこと。なお、杭径と杭本数は設計のとおりとする。
また、構造図は参考として、ETP工法で記載している。

地中梁リスト

特記なき限り
・梁主筋が直交梁主筋と干渉する場合は、X方向主筋を外側通しとすること。

符 号	FG1	FG2	FG3	FG11	FG12	FG13	FCG1		FCG2	FCG3		FCG4	
位 置	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	元端	先端	全断面	元端	先端	元端	先端
断面													
B×D	480×1500	480×2000	480×1500	410×2000	480×2000	480×2000	480×1000		410×1000	410×1600		410×1000	
上端筋	3-D22	3-D22	3-D22	7-D25	6-D25	7-D25	5-D25	3-D25	3-D25	5-D25	3-D25	5-D25	3-D25
下端筋	3-D22	3-D22	3-D22	7-D25	6-D25	7-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25
あばら筋	□-D13@200	□-D13@200	□-D13@200	□-D13@100	□-D13@100	□-D13@200	□-D13@200		□-D13@200	□-D13@200		□-D13@200	
腹 筋	6-D13	8-D13	6-D13	8-D13	8-D13	8-D13	4-D13		4-D13	4-D13		4-D13	
備 考				腹筋は柱脚内にL2定着すること	腹筋は柱脚内にL2定着すること								

地中小梁リスト

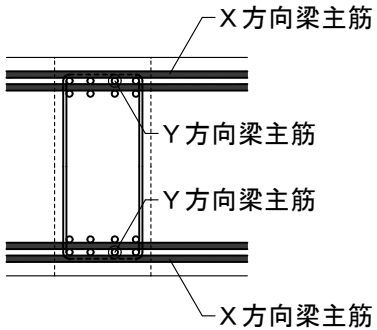
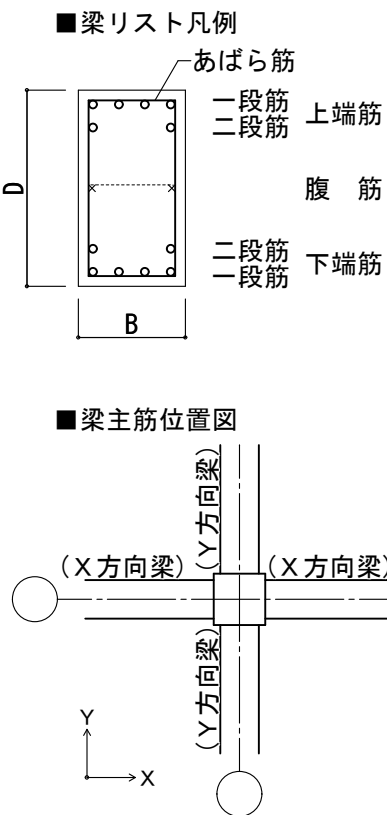
符 号	FB1	FB1A			FB2	FB3	FB4		FB5	FCB1
位 置	全断面	X1, X3通端	中央	X2通端	全断面	全断面	X1, X5通端中央	X4通端	全断面	全断面
断面										
B×D	350×1000	350×1000			300×1000	300×1000	300×1000		300×1000	300×1000
上端筋	3-D22	3-D22	3-D22	6-D22	3-D19	3-D16	3-D19	4-D19	3-D22	3-D19
下端筋	3-D22	3-D22	5-D22	3-D22	3-D19	3-D16	3-D19	3-D19	3-D22	3-D19
あばら筋	□-D13@200	□-D13@200			□-D13@200	□-D13@200	□-D13@200		□-D13@200	□-D13@200
腹 筋	4-D13	4-D13			4-D13	4-D13	4-D13		4-D13	4-D13
備 考										

スラブリスト

符 号	版 厚	位 置	短辺方向 主筋 全域	長辺方向 配力筋 全域	備 考
S1	250	上端筋	D16 @200	D13 @200	地業 捨てコン 厚 50 碎石 厚100
		下端筋	D16 @200	D13 @200	
S2	250	上端筋	D13 @200	D10 @200	地業 捨てコン 厚 50 碎石 厚100
		下端筋	D13 @200	D10 @200	
S3	250	上端筋	D16 @200	D13 @200	地業 捨てコン 厚 50 碎石 厚100
		下端筋	D16 @200	D13 @200	

壁リスト

符 号		W250
壁 厚		250
縦 筋		D13 @ 200 (ダブル)
横 筋		D13 @ 200 (ダブル)
開口補強筋	縦 筋	—
	横 筋	—
	斜 筋	—
備 考		



縮尺 A2：100%
A3：70.7%

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05

竣工

工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築（担）

図面名称 基礎・地中梁リスト

図面番号

S - 17

縮尺

(A2) 1：50

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

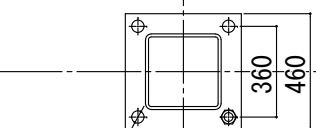
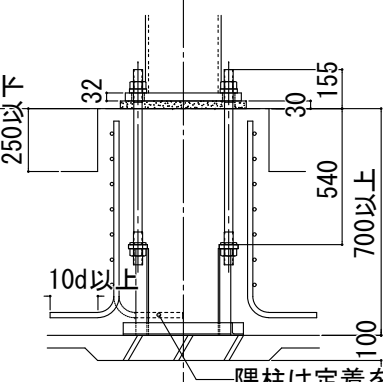
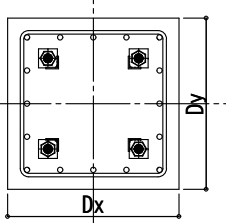
構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

柱リスト

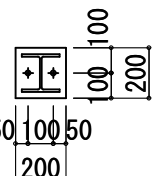
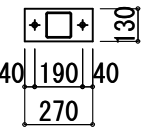
特記なき限り ・材質は、BCR295規格品 とする。

階	C1	
	部 材	λ max
1 階	□ - 300× 300× 19	57.8
備考	ISベース : SH302	

柱脚リスト 1/30

柱 脚	ISベース : SH302		
ベースプレート 詳細図			
柱脚詳細図			
アンカーボルト	4 - M36		
ベースプレート	B. PL - 460×460×32		
RC柱型断面			
Dx×Dy	680×680		
主 筋	16 - D25		
帯 筋	D13@100		

間柱柱脚リスト 1/30

符 号	P15w	a
部材断面	H-150×150×7×10	□-100×100×3.2
ベースプレート 詳細図		
ベースプレート	B. PL - 16×200×200 : SS400 B. PL下部モルタル : 厚30mm	B. PL - 9×270×130 : SS400 B. PL下部モルタル : 厚30mm
アンカーボルト	2 - M16 (L=320) : ABR400	2 - M16 (L=320) : ABR400
備 考	ダブルナット、フック付	ダブルナット、フック付

鉄骨部材リスト

特記なき限り ・材質は、SS400規格品 とする。 ・HTB は、S10T とする。

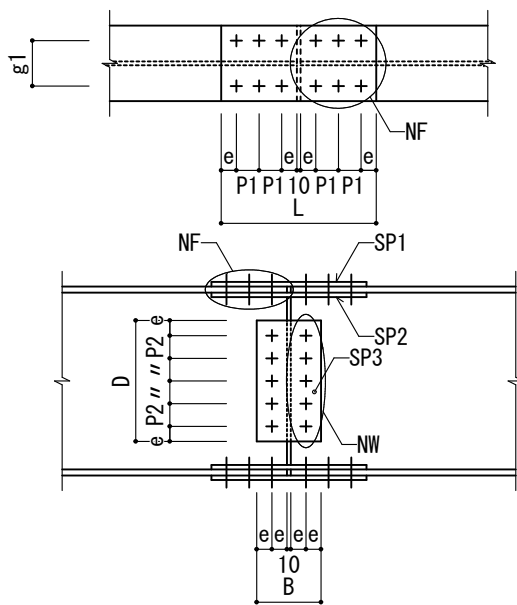
符 号	部 材	材 質	ピン接合		備 考
			GPL	HTB	
G44M	H - 440× 300× 11× 18		—	—	剛接合
G58M	H - 588× 300× 12× 20		—	—	剛接合
csb30	H - 300× 150× 6.5× 9		9	3 - M20 (F8T)	【溶融亜鉛メッキ】
sb20	H - 200× 100× 5.5× 8		6	2 - M16 (F8T)	【溶融亜鉛メッキ】
sb25	H - 250× 125× 6× 9		6	3 - M16 (F8T)	【溶融亜鉛メッキ】
sb30	H - 300× 150× 6.5× 9		9	3 - M16	方杖付き (詳細は右図参照)
b1	[- 150× 75× 6.5× 10		6	1, 1 - M16	ボルト並列
HV1	1 - M20	SNR400B	9	1 - M20 (F10T)	JIS規格品, ターンバックル締め
HV2	1 - M16	SNR400B	6	1 - M16 (F8T)	【溶融亜鉛メッキ】JIS規格品, ターンバックル締め
T1	○ - 139.8×4.5		12	3×2 - M20 (F8T)	【溶融亜鉛メッキ】吊材
P15w	H - 150× 150× 7× 10		9	1×2 - M20	ボルト並列
胴縁	C - 100× 50× 20× 3.2		—	2 - M12	SSC400、中ボルト並列
	2C - 100× 50× 20× 3.2		—	—	—
タイトフレーム受	C - 100× 50× 20× 2.3		—	—	SSC400、溶接止め (右図およびS-19図参照)

梁継手リスト

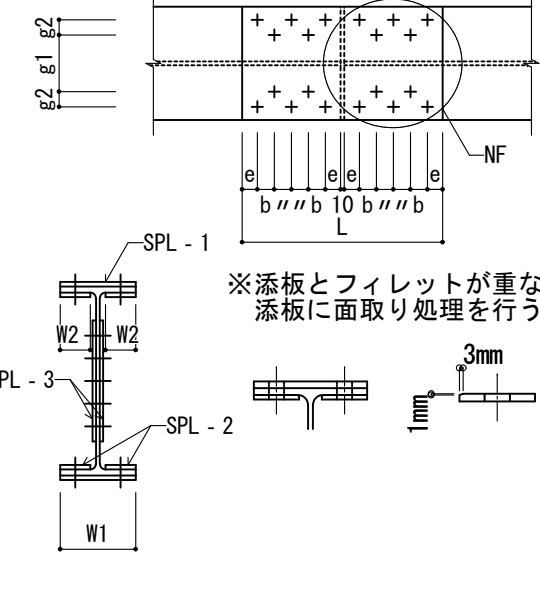
特記なき限り ・材質は、SS400規格品 とする。 ・HTB は、S10T とする。
・ [] 印付きの部材は、SM490A規格品 とする。

部 材	HTB	フランジ			ウェブ			備 考
		NF	SPL - 1 (W1×L)	2SPL - 2 (W2×L)	NW	2SPL - 3 (D×B)	P2	
H - 440×300×11×18	M22	4×2	12×300×440	12×110×440	5×1	9×320×170	60	
H - 588×300×12×20	M22	4×2	12×300×440	16×110×440	7×1	9×440×170	60	

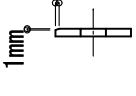
(フランジ幅 250 以下の場合)



(フランジ幅 300 以上の場合)



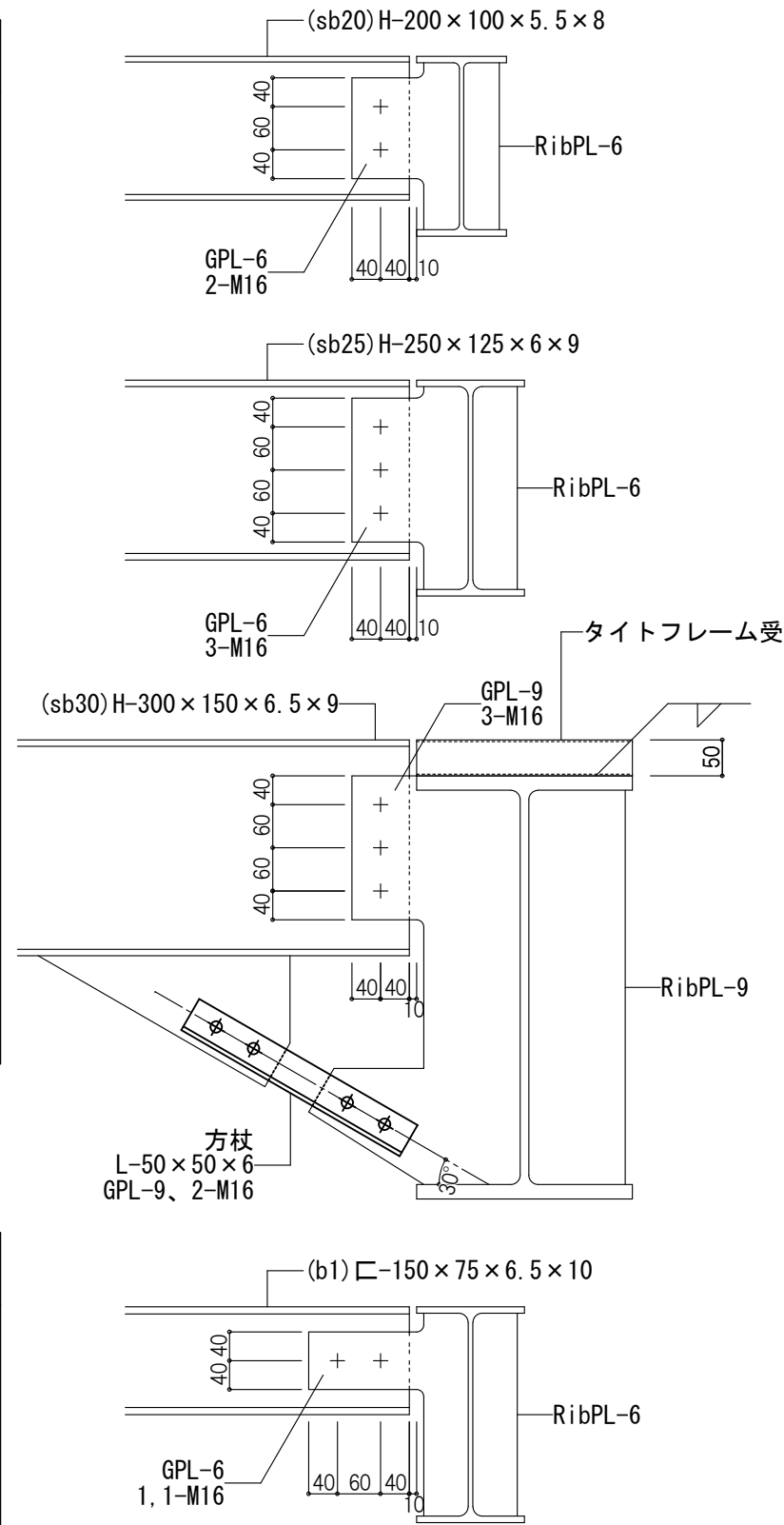
※添板とフィレットが重なる場合は以下のように添板に面取り処理を行う。



P1	b	e
60	45	40

W1	100	125	150	175	200	300
g1	56	75	90	105	120	150
g2						40

小梁接合部詳細図 1/10



縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計 R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担)

図面名称 鉄骨部材リスト

図面番号

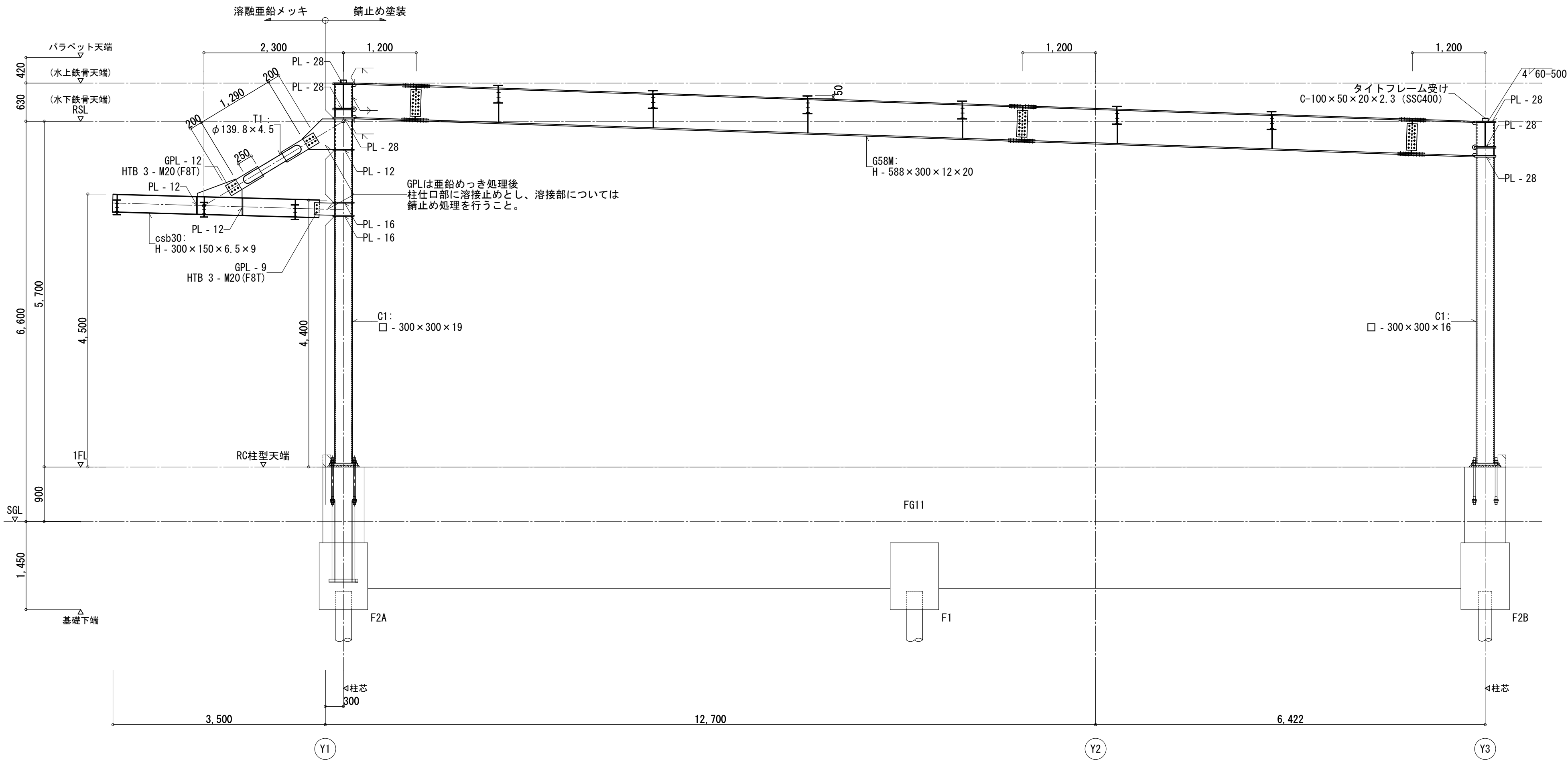
S - 18

縮尺

(A2) 1: -

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



X2通 鉄骨詳細図

特記なき限り

- ・柱及び仕口部は BCR295 とし、その他の鋼材種は、SS400 とする。
但し [] 印のある部材は、SM490A とする。
- ・HTBは、S10Tとする。
- ・通しダイヤフラムは SN490C とし、内ダイヤフラムは SN490B とする。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号

徳島県県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井
新築工事建築 (担)

図面名称

鉄骨詳細図

図面番号

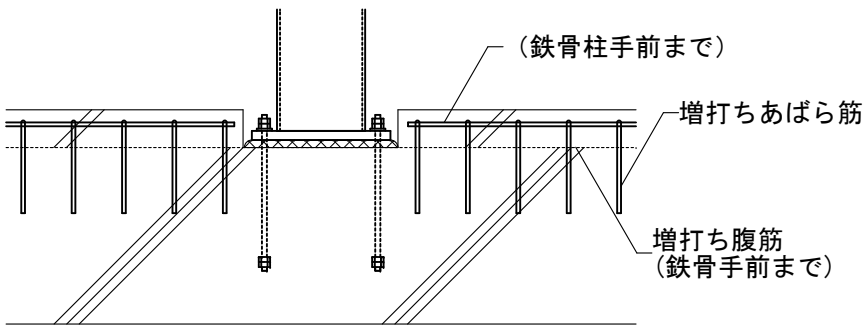
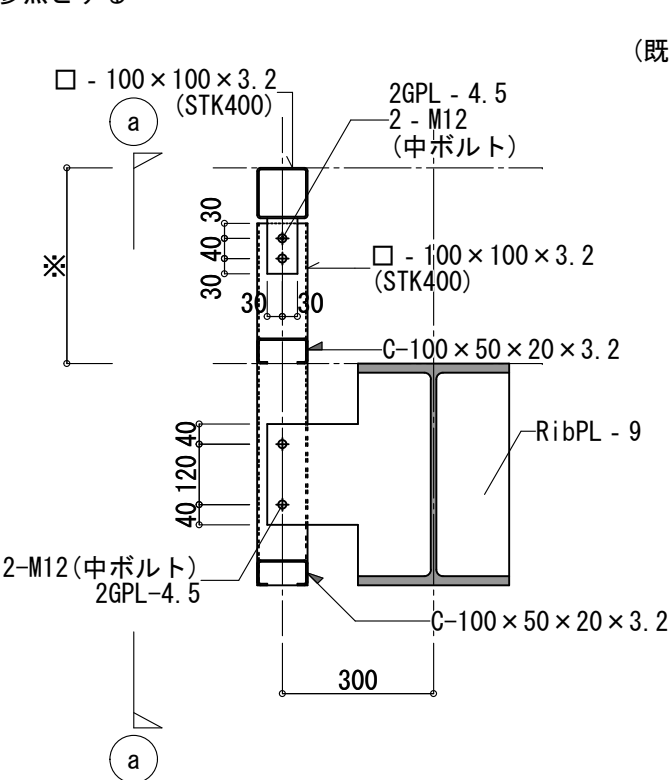
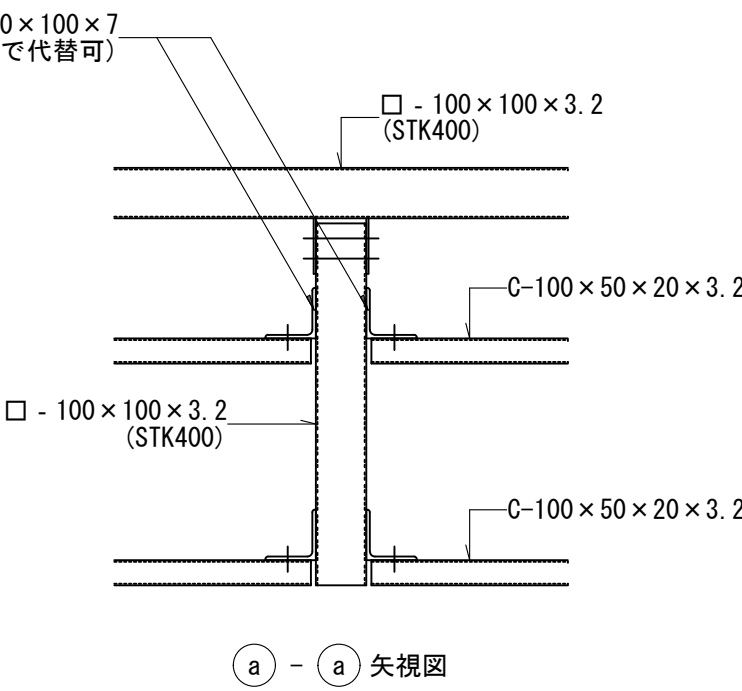
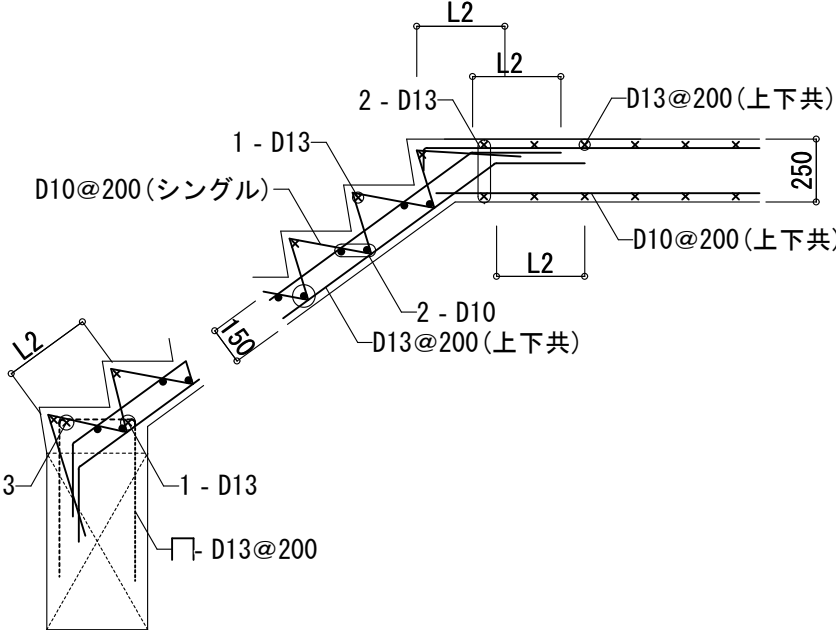
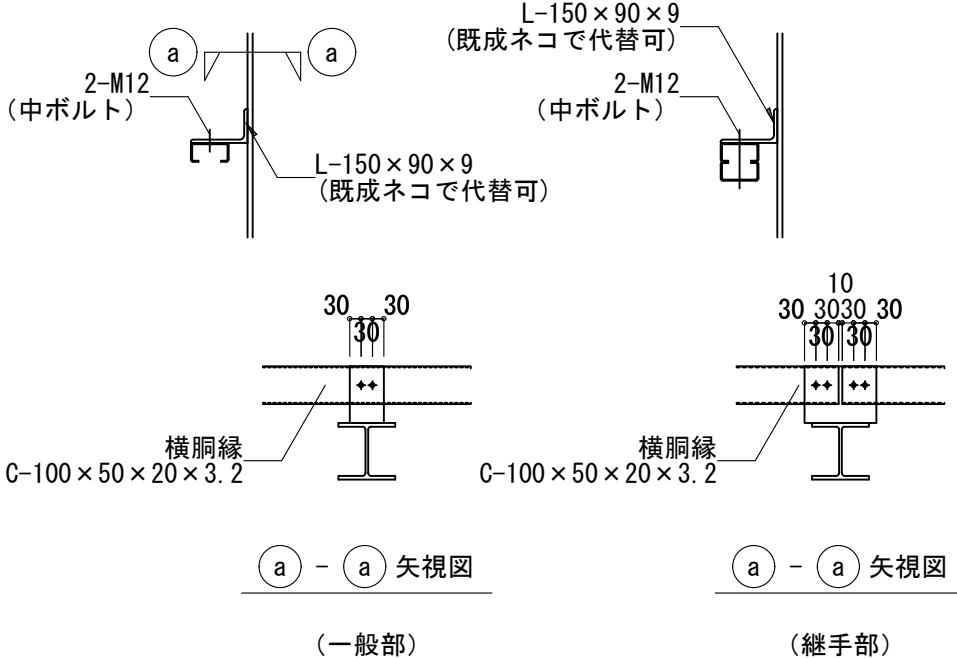
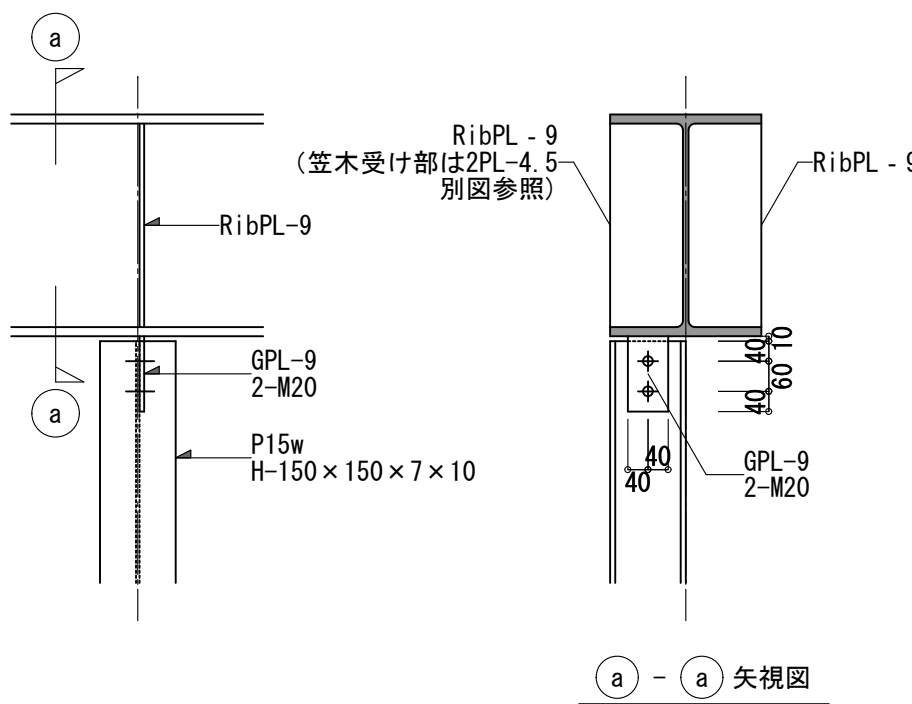
S - 19

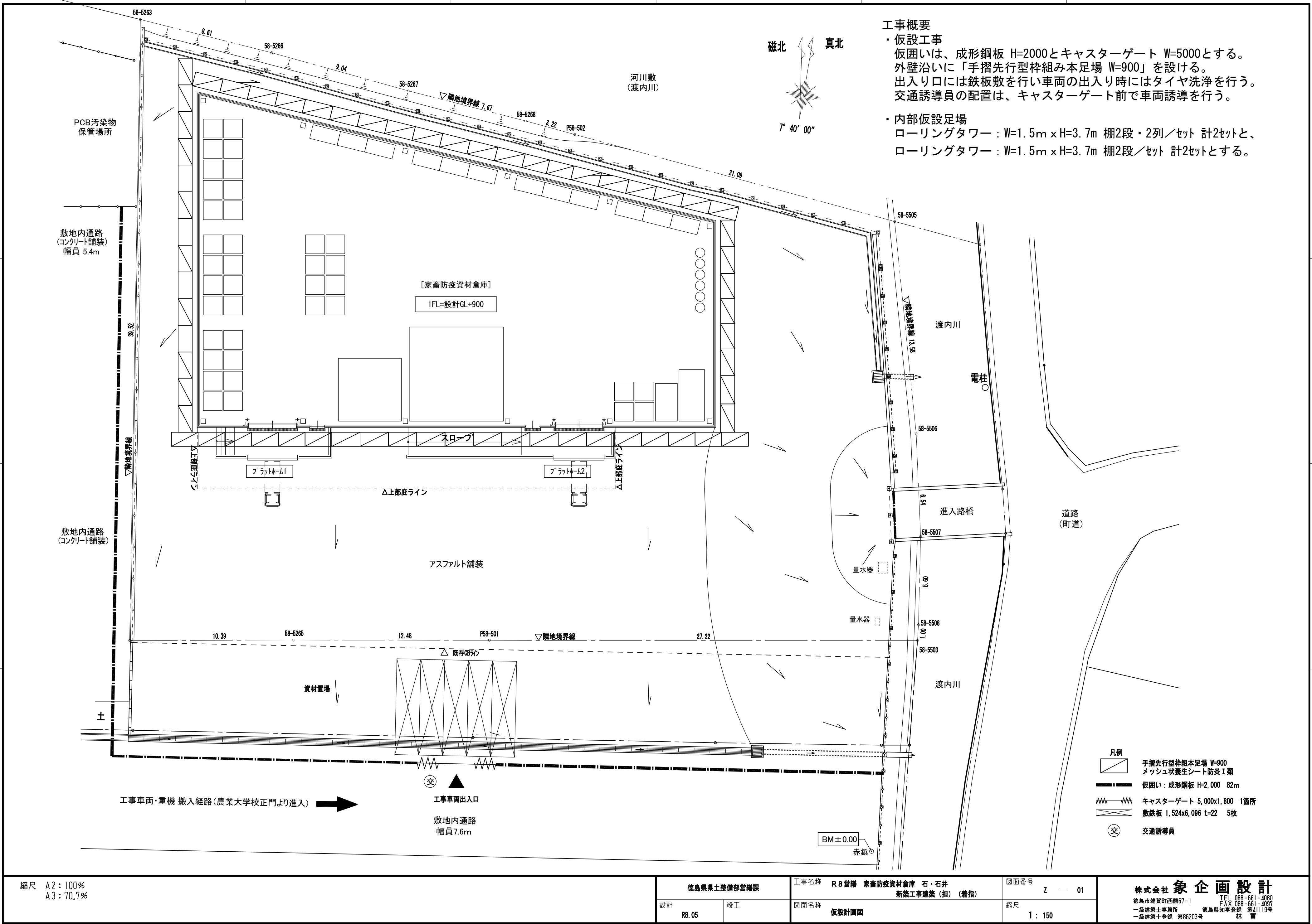
縮尺

(A2) 1 : 50

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第41119号 林 貴

腰壁 (t=130) 配筋要領		鉄骨柱と増打ちとの取り合い要領		笠木受け材 取付要領 (1/15)	
※印寸法は、意匠図参照とする				 	
階段 配筋要領		横胴縁取付け詳細図		P15w 梁接合部 詳細図 (1/15)	
					
縮尺 A2: 100% A3: 70.7%		徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築 (担)	
構造設計者 株式会社福井建築設計事務所 福井 弘司 一級建築士登録番号 第234393号 構造設計一級建築士 第4054号		設計 R8.05 竣工		図面名称 雑詳細図	
				図面番号 S - 20	
				縮尺 (A2) 1: 30	
				株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41119号 一級建築士登録 第86203号 林 貴	



工 事 名 称		R 8 営繕 家畜防疫資料倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）																																							
工 程 区 分		1ヶ月目				2ヶ月目				3ヶ月目				4ヶ月目				5ヶ月目				6ヶ月目				7ヶ月目				8ヶ月目				備 考							
S造 平屋建て 延床面積： 612.58 m2		着日：令和8年12月20日																																							
準備	工事準備・書類作成	準備工																																							
仮設工事	仮囲い・キャストゲート・足場					仮囲い・キャストゲート												枠組本足場				解体																			
建築工事	施工図・承認図作成					杭施工計画・施工図：基礎・躯体・各施工計画書等																																			
						杭再計算				工場製作				杭打設（鋼管杭-3本継ぎ）																											
	基礎工事									プラント組立								根切・配筋・型枠コンクリート打設																							
	鉄骨工事													工場製作				棟上げ				胴縁他																			
	屋根工事					色決め																				折版工場製筋															
	建具工事																	工場製作				建具取付																			
	内外装工事					色決め												外壁工場製作				内外装工事																			
設備工事	スリーブ・配管配線					支障物調査・迂回								スリーブ等				配管等																							
	器具取付等																									器具取付等															
外構工事																														整地				手直し等							
官公庁検査等																														官公庁検査（指導課）											
発注者検査																										中間検査								竣工検査							

縮尺 A2：100％
A3：70.7％

徳島県県土整備部営繕課

設計

R8.05

竣工

工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資料倉庫 石・石井
新築工事建築（担）（着指）

図面名称

概略工程表（参考）

図面番号

Z - 02

縮尺

|：－

株式会社 象 企 画 設 計

徳島市権買町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
林 貴

Ⅲ. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に關し定める ・ **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)**)
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に關する保安業務は電気主任技術者との協議による。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	
仮設	とび	・ とび作業	
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ セメント系防水工事作業・
		・ シーリング防水工事作業	・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業	・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	
木	建築大工	・ 大工工事作業	
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	
	かわらぶき	・ かわらぶき作業	
金属	建築板金	・ 内外装板金作業	
左官	左官	・ 左官作業	
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	
	ガラス施工	・ ガラス工事作業	
塗装	塗装	・ 建築塗装作業	
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上り工事作業	・ カーペット系床仕上り工事作業
		・ 鋼製下地工事作業	・ ボード仕上り工事作業
		・ カーテン工事作業	・ 木質系床仕上り工事作業
	表装	・ 表具作業	・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業	
植栽	造園	・ 造園工事作業	
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業	

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 発生材の処理等

(2) 建設発生土の処理

構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で(行う (箇所) ・ 行わない) ・ **構内敷きならし** ・ 構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

〔最終処分場の指定〕※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

処分場名	所在地	処分単価(税抜)	運搬距離(km)
		円/	

4. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

5. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 配管工事

- (1) 配管材料については、次表による。

用途		名 称	番 号	備 考
給水 (地中埋設)	○	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
		配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
		水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
排水・通気	○	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
排水 (地中埋設)	○	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
		下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (9) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

- (10) 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])

・ 排水管

標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを走り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し、十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。

・ 排水管以外

管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。

- (11) 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

2. その他共通事項

- (1) 支持金物等

屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

- (2) 用途等の表示

機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)

なお、屋外及び水気のある場所(弁柵内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 既存電力利用 (**できる** ・ できない)、 電力料金 (**有償** ・ 無償)

・ 既存用水利用 (**できる** ・ できない)、 用水料金 (**有償** ・ 無償)

- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 同用地は、(**図示の場所に** ・ 用意していないので業者にて) 設けること。

・ 同用地に対する借地借家料 円見込んでいる。

2. 土工事

- (1) 根切り

・ 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

・ 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

・ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。

なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承諾を受ける。

- (2) 埋め戻し及び盛土

使用土は、(A種 ・ **B種** ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は (**接着接合** ・ ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする)) とする。

- (3) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。

- (4) 水道直結配管の引込みは水道事業者の指定による。

2. 量水器・量水器柵

- (1) 量水器

・ 親メーター **借用** ・ 買取 (**現地表示式(直読式)** ・ 遠隔表示式(パルス式))

・ 子メーター 借用 ・ 買取 (現地表示式(直読式) ・ 遠隔表示式(パルス式))

- (2) 量水器柵

・ 親メーター用 **水道事業者の指定品** ・ 標準図[機材57]量水器柵

・ 子メーター用 水道事業者の指定品 ・ 標準図[機材57]量水器柵

3. 弁類

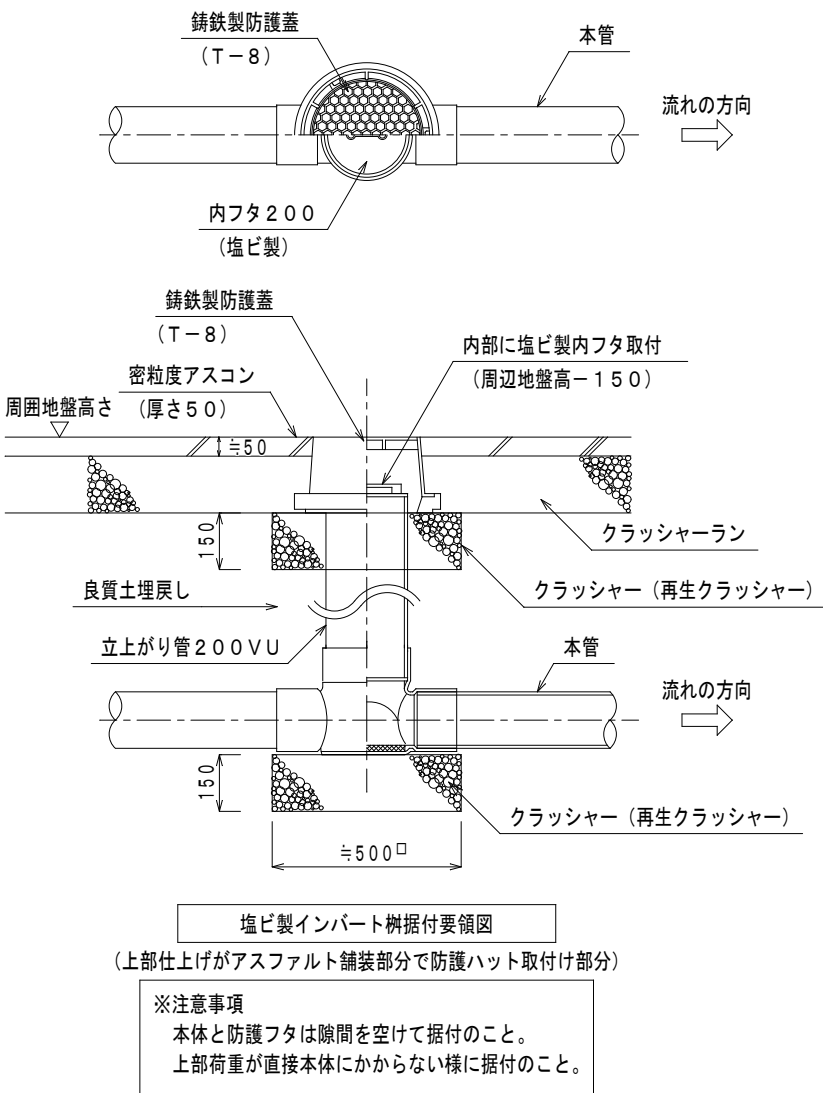
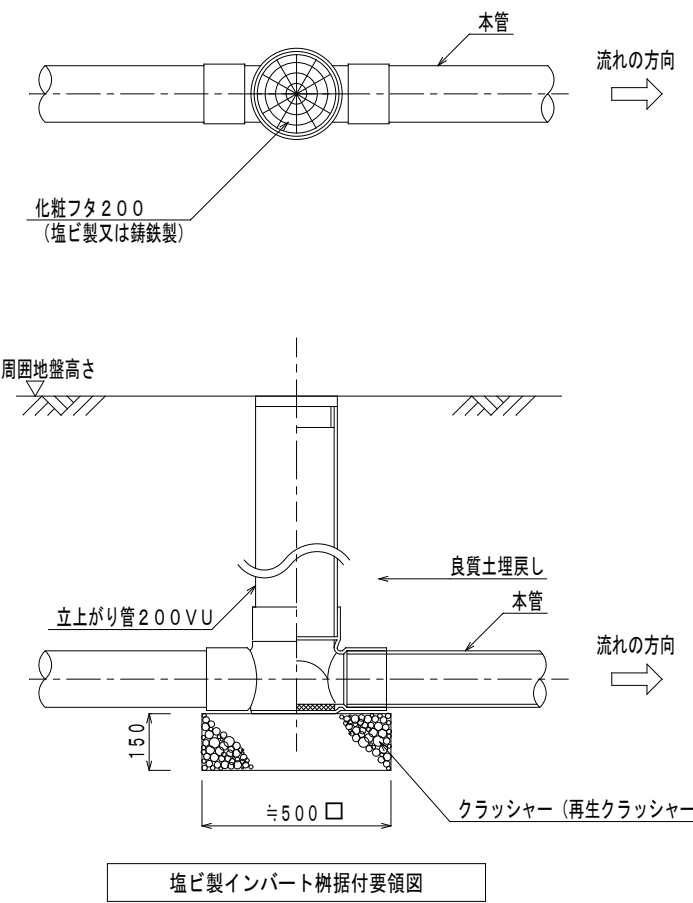
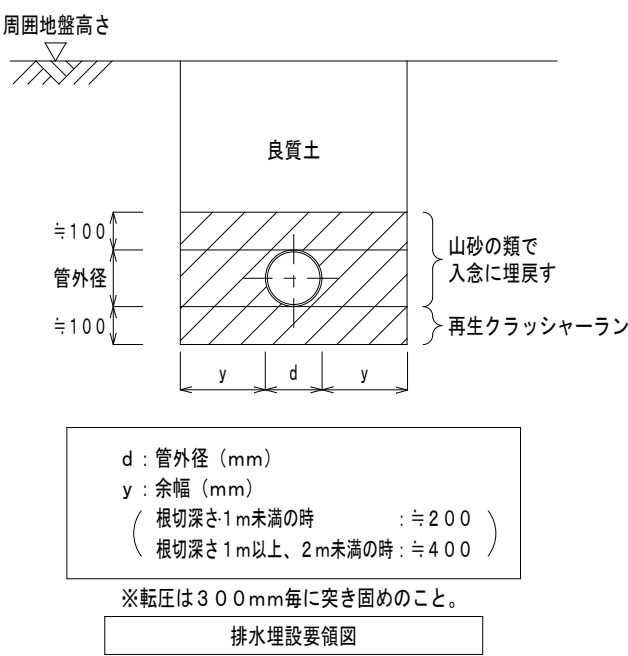
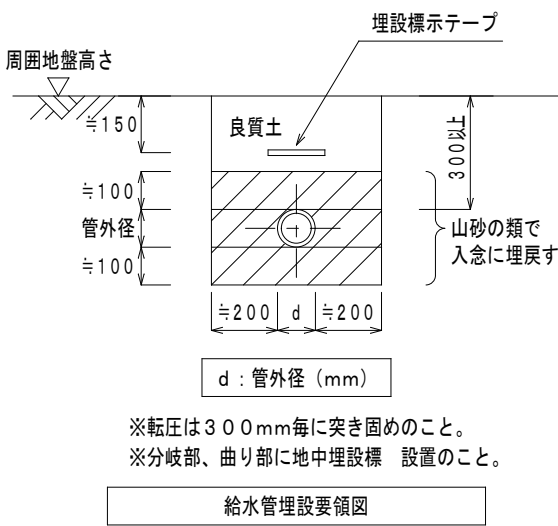
- (1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。

衛生器具参考姿図 ※品番は参考とする。

A

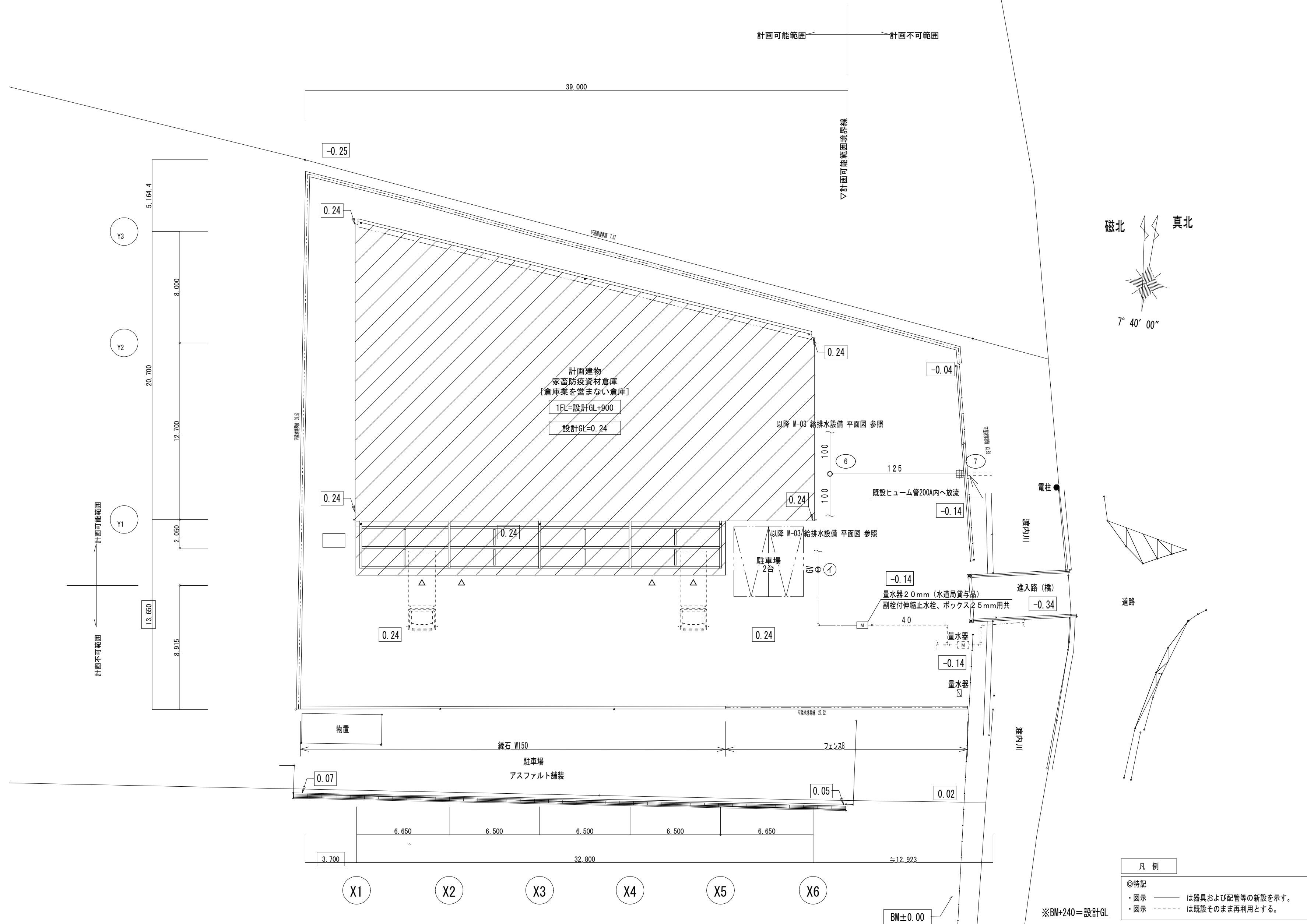
散水栓（水栓柱共）

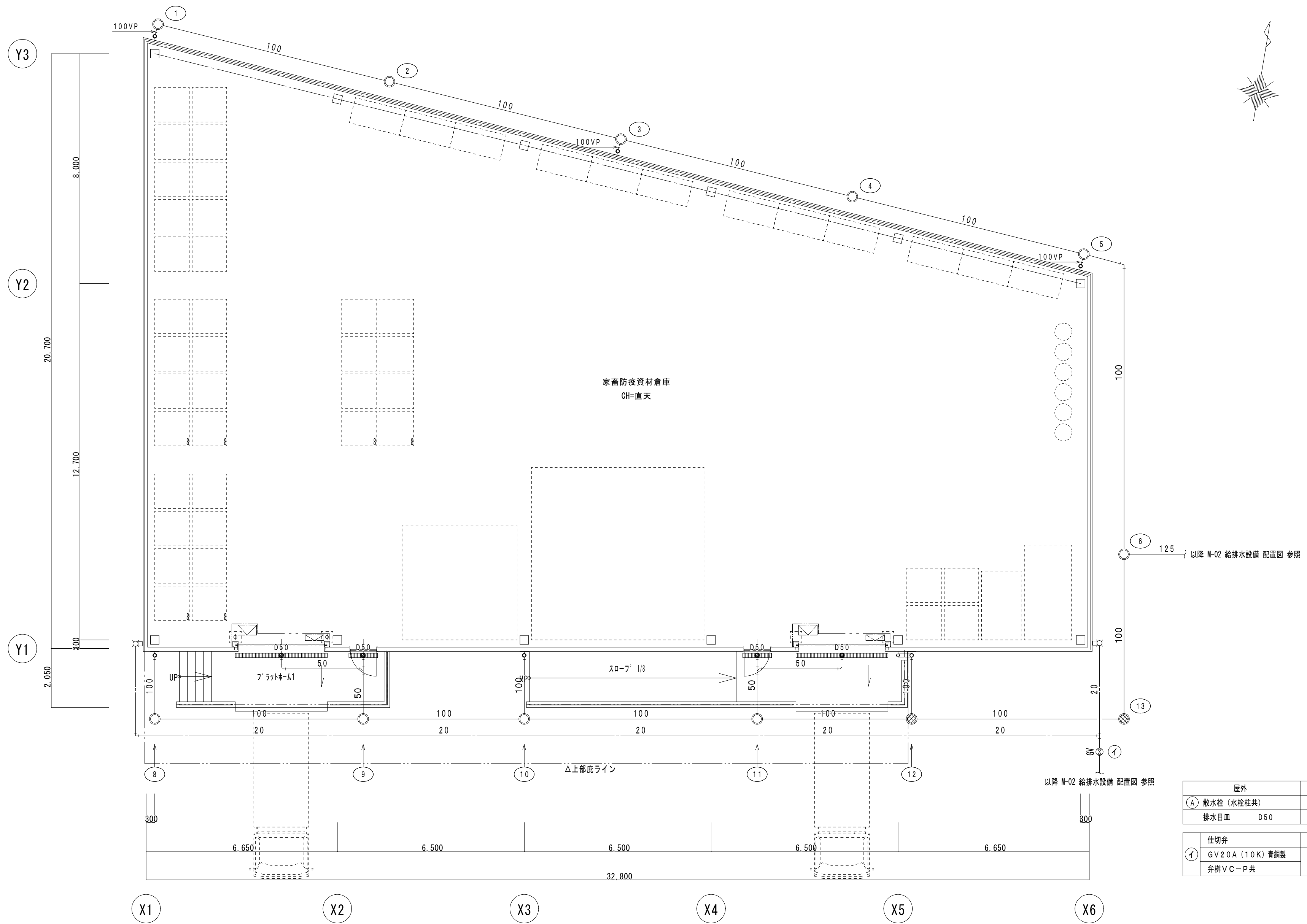
TOTO	T28AKUH13
LIXIL	LF-35G-13-CV
カップリング式、キー式	
塩ビ製水栓柱H=900	
他付属品一式共	



樹 リ ス ト				※BM+240＝設計GL			
記号	名 称	寸 法	上部蓋	周囲地盤高さ BM基準 (mm)	参考管底		備 考
					周囲地盤基準 (mm)	設計BM基準 (mm)	
①	小口径塩ビ製 ため柵	200φ	塩ビ製化粧蓋	+240	-570	-330	90L
②	〃	〃	〃	+240	-660	-420	ST
③	〃	〃	〃	+240	-770	-530	90Y
④	〃	〃	〃	+240	-880	-640	ST
⑤	〃	〃	〃	+240	-990	-750	90Y
⑥	〃	〃	〃	+240	-1110	-870	90Y
⑦	コンクリート製 ため柵	600×600	グレーチング蓋 600×600	+4	-974	-970	RC-3
	既設排水管			+4	-1004	-1000	既設ヒューム管管底
⑧	小口径塩ビ製 ため柵	200φ	塩ビ製化粧蓋	+240	-680	-440	90L
⑨	〃	〃	〃	+240	-760	-520	90Y
⑩	〃	〃	〃	+240	-820	-580	90Y
⑪	〃	〃	〃	+240	-910	-670	90Y
⑫	〃	〃	鋼鉄製防護蓋 φ200 (T-8)	+240	-970	-730	90Y
⑬	〃	〃	〃	+240	-1050	-810	90L
※特記事項							
1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ樹据付位置を決定し、据付面のレベル測定により修正を行うこと。							
2. 塩ビ柵は日本下水道協会規格品（J S W A S K-7）とし、硬質塩化ビニル製ます同等品とする。							
3. 化粧蓋は密閉ふた、ワンタッチタイプとする。							
4. 防護蓋は鋼鉄製、耐荷重（T-8）、日本下水道協会規格品（J S W A S G-3）とする。（内フタ共）							

縮尺 A2：100%
A3：70.7%





屋外		数
Ⓐ	散水栓（水栓柱共）	2
	排水目皿 D50	4

仕切弁		個数
イ	GV20A（10K）青銅製	1組
	弁樹VC-P共	

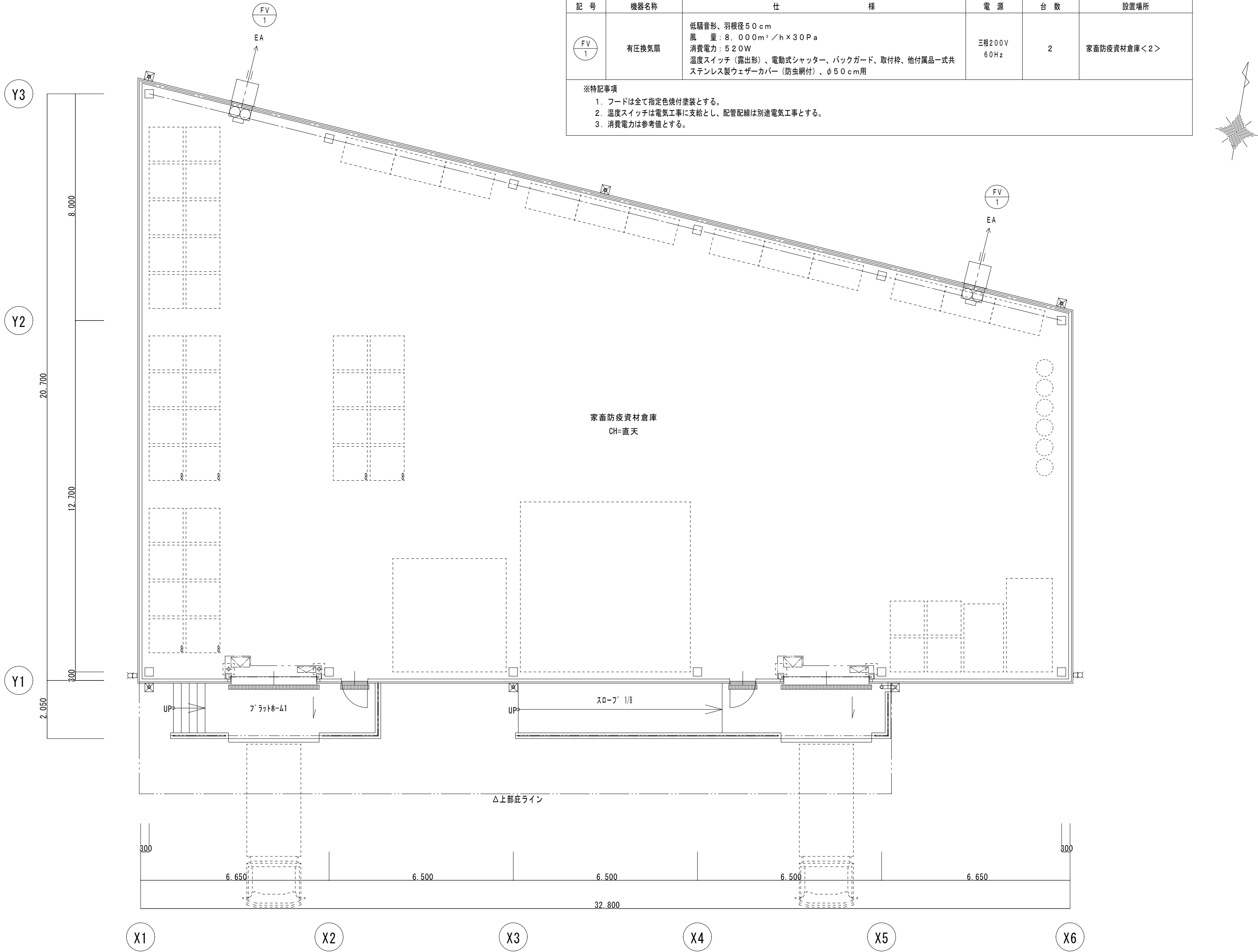
以降 M-02 給排水設備 配置図 参照

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）	図面番号 M - 03
設計 R8.00	竣工	図面名称 給排水設備 平面図	縮尺 1 : 100

株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第411119号
林 實

換気設備機器表					
記 号	機器名称	仕 様	電 源	台 数	設置場所
FV 1	有圧換気扇	低騒音形、羽根径50cm 風 量：8,000m ³ /h×30Pa 消費電力：520W 温度スイッチ（露出形）、電動式シャッター、バックガード、取付枠、他付属品一式共 ステンレス製ウェザーカバー（防虫網付）、φ50cm用	三相200V 60Hz	2	家畜防疫資材倉庫<2>
※特記事項 1. フードは全て指定色焼付塗装とする。 2. 温度スイッチは電気工事に支給とし、配管配線は別途電気工事とする。 3. 消費電力は参考値とする。					



縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R 8 営繕 家畜防疫資材倉庫 石・石井 新築工事建築（担）（着指）	図面番号 M ー 04
設計 R8.00	竣工	図面名称 換気機器表、換気設備 平面図	縮尺 1 : 100

株式会社 象企画設計
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第411119号 林 實